

# アカデミア

## 市町村長意見交換会

山形県遊佐町／茨城県東海村／大阪府河南町／愛媛県四国中央市

市町村長・管理職特別セミナー～自治体経営の課題～・地域経営塾

## 極端気象・気候変動に備える 自治体の危機管理と対応

株式会社ウェザーニューズ 代表取締役会長 草開 千仁

市町村議会議員特別セミナー

## 主権者教育 ～政治離れを防ぐための第一歩～

(一般社団法人) WONDER EDUCATION 代表理事、総務省主権者教育アドバイザー 越智 大貴

市町村アカデミー講義 Again

## 外国人や相続人等に対する課税の実務と課題

(公益財団法人) 東京税務協会 住民税専門講師 菊池 誠樹

## 自治体における災害廃棄物対策

株式会社環境と開発 代表取締役 田邊 陽介

【首長インタビュー】

スポーツツーリズムへの挑戦を機に桃源郷のまちを目指す  
持続可能な市民幸福度向上への道

徳島県三好市長 高井 美穂

【「研修」の現場に行く!】

市町村の仲間の可能性を広げ、自治体の原動力へ  
一心に火種を灯す 伴走型人材育成

福岡縣市町村職員研修所



2026  
SPRING

Vol. 157



# 令和 8 年度研修計画の重点事項

我が国の地域社会は、少子高齢化や生産年齢人口の減少、世界規模の政治・経済・社会情勢の構造変化、深刻化する気候変動等の環境問題といった激動の中に置かれており、その運営の要を担う市町村も、多様な価値観を持った住民等と協働しながら、持続可能な地域の運営のために個々の職員と組織の力を維持発展させていくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、市町村アカデミーでは、「地域課題の解決に自立的かつ戦略的に取り組む職員の育成」のため、以下の3点を目標に多様な研修プログラムを実施します。

- ① 各分野における一流の講師陣による高度かつ専門的な内容の研修を提供する。
- ② 体系的な知識を提供する「講義型授業」と、討議・発表・文書作成・実地研修などの「アクティブ・ラーニング（能動的学習）」を組み合わせた総合的な研修手法を取り入れる。
- ③ 研修生同士の交流の場も提供し、市町村職員間の全国的なネットワークの形成に貢献する。

また、令和8年度においては、以下のとおり、研修科目の新設や研修内容の充実を図ります。

- ① 定年引き上げや人材確保の観点から、市町村組織でのシニア人材の活用に関する研修等を新設する。
- ② DXなどデジタル化に関して、市町村職員の能力水準の向上や職務ニーズに対応するため、研修内容の充実を図る。

なお、市町村アカデミーでは、令和7年度から研修のペーパーレス化（講義資料の電子データの事前提供、研修期間中におけるPC利用の原則化等）を本格的に実施しており、それによる事前学習の機会確保など、さらなる研修効果の向上策を推進しています。

## (1) 専門実務課程の研修の充実

### ア 人事・人材育成に関する研修

自立的かつ戦略的に地域のことを考えて行動できる職員を育成するため、人事・人材育成に関する研修を実施します。

- 組織のリスクマネジメント
- 新時代における地方公務員の人材育成・確保
- 人事評価制度の改善と活用
- 管理職を目指すステップアップ講座
- 職場のリーダー養成講座
- 職員研修の企画と実践
- 地方自治体における人材確保～シニア人材の有効活用 **【新設科目】・後述**

### イ 政策企画に関する研修

最新の社会経済情勢を踏まえて、効果的に政策立案を進めるため、政策企画に関する研修を実施します。

- ナッジ等を活用した政策イノベーション
- 政策企画
- 政策の最先端
- 事業推進のためのデータ活用

### ウ デジタル化に関する研修

社会全体がデジタル変革に向かって加速していく中で、住民生活の利便性を向上させるとともに、デジタル技術の活用により、行政運営の質を高めるため、デジタル化に関する研修を実施します。

[主に業務担当部局職員向け]

- 業務改革（DX）のための基礎知識講座
- 業務改革（DX）のためのデジタルツール活用実践講座
- 行政のデジタル化の推進～業務担当部局の業務改革（DX）～
- 教育現場のDX

[主に情報政策担当・DX推進担当・企画財政担当職員向け]

- ICTによる情報政策
- DX推進リーダー育成セミナー

## エ 福祉分野に関する研修

少子高齢化等の社会経済情勢の変化に応じて、福祉分野における行政サービスは今後、ますます重要となってくることから、高齢福祉、子育て等福祉分野に関する研修を実施します。

- 高齢者福祉の推進
- 障がい者福祉の推進
- 生活保護と自立支援対策
- 子育て支援の推進
- 児童虐待対策
- ひとり親家庭等相談支援に悩む職員・相談員向け講座 **[新設科目]・後述**

## オ まちづくりに関する研修

人口が減少する時代において、地域が抱える課題を解決し、魅力を高めるためのまちづくりが求められています。

まちづくりを進めていくには、住民との協働を進めるとともに、住民の生き方や価値観が多様化する中で、人権・多様性を尊重することが重要です。

これらの観点から、まちづくりに関する研修を実施します。

- 協働による地域づくり
- 人権を尊重した地域社会の形成
- 人口減少時代の都市計画
- 空き家対策の推進
- 公共交通とまちづくり
- 全国地域づくり人財塾
- 地域おこし協力隊員及び集落支援員の初任者研修会

## カ 防災・危機管理に関する研修

大規模風水害や地震などの自然災害が多発し、その被害が深刻化している中、住民の安全の確保及び住民が安心して暮らすことのできる地域づくりに係る施策等が求められていることから、防災・危機管理に関する研修を実施します。防災担当職員に限らず幅広くご参加ください。

- 災害に強い地域づくりと危機管理
  - 第1回（5月実施）～出水期前の対応
  - 第2回（2月実施）～防災と復興

## キ 経済・観光分野に関する研修

急速に少子高齢化が進展する中、地域の活力の向上、地域経済の活性化に当たって、経済、観光等が重要な要素になることから、これらの分野に関する研修を実施します。

- 地域産業の振興
- DX時代の農業戦略～データ農業と地域ブランド～
- 観光戦略の実践

## ク 環境分野に関する研修

自然環境等の環境の保全、廃棄物の処理等は、住民の生命、健康、日常生活等に関わる重要な課題であることから、環境分野に関する研修を実施します。

- 持続可能な地域づくりと環境保全

○廃棄物の処理とリサイクルの推進

#### ケ スポーツ・文化分野に関する研修

地域社会の一体感や活力を醸成するとともに、住民の豊かな人間性を育むために、スポーツ・文化の振興が大きな役割を果たしていることから、これらの分野に関する研修を実施します。

- スポーツ行政の推進
- 文化芸術の活用による地域社会の活力の創造

#### コ 市町村行政の基盤となる事務に関する研修

##### (ア) 総務・法務に関する研修

市町村の事務を遂行する上で、広報、情報公開等の事務や法務事務はあらゆる分野に共通して必要なものであることから、総務・法務に関する研修を実施します。

- 住民行政サービスの推進～よりよい窓口を目指して
- 広報の効果的実践
- 情報公開と個人情報保護
- 秘書業務の基礎と実務 **[新設科目]・後述**
- 法令実務A（基礎）
- 法令実務B（応用）
- 訴訟と行政不服審査の実務

##### (イ) 財務・税務に関する研修

市町村の事務を遂行する上で、財政的な観点や税等の財源の確保は不可欠であることから、財務・税務に関する研修を実施します。

- 自治体財政運営講座
- 地方公会計制度
- 資金調達・運用・財政分析の集中講座
- 住民税課税事務
- 固定資産税課税事務（土地）
- 固定資産税課税事務（家屋）
- 市町村税徴収事務
- 使用料等の債権回収
- 契約実務
- 上下水道事業の経営管理
- 医療経営人材養成セミナー
- 公共施設の総合管理

#### サ 管理職向けの研修

市町村長特別セミナーに併せて管理職特別セミナーを実施するとともに、管理職として必要とされる能力の向上に重点を置いた研修を実施します。

- 管理職のためのマネジメント講座
- 管理職の必須知識講座

#### シ 行政委員会等に関する研修

選挙、監査、議会の事務に関する研修を実施します。

- 選挙事務
- 監査事務
- 議会事務

#### ス 多様な研修手法の活用等

##### (ア) 事前学習

市町村アカデミーにおける集合研修（講義、演習等）をより効果的なものにするため、科目の特性に応じて必要な事前学習（eラーニング等）を実施します。

## (イ) 実地研修

研修の効果をより高めるため、研修の内容に関する場所や建物を実際に訪れて調査を行う等の実地研修を実施します。

- 固定資産税課税事務（家屋）
- 地域産業の振興
- ODX時代の農業戦略～データ農業と地域ブランド～

## (2) 特別課程の研修の実施

市町村長、市町村議会議員、監査委員等を対象とする特別課程の研修を実施します。

## (3) 巡回アカデミーの実施

市町村アカデミーで研修を受講することが困難な地域の市町村職員等を対象として、広域研修機関と連携の上、当該広域研修機関が所在する地域において、両アカデミーの研修を3日間程度に凝縮した形の研修を開催します。

- ・令和8年9月3日（木）～4日（金）
- ・令和8年11月11日（水）～13日（金）

## (4) 共通実施科目

法務、税務等市町村の研修ニーズが高い次の分野について、両アカデミーで共通実施科目を設けます。

- 法令実務A（基礎）
- 法令実務B（応用）
- 住民税課税事務
- 固定資産税課税事務（土地）
- 固定資産税課税事務（家屋）
- 市町村税徴収事務
- 使用料等の債権回収
- 選挙事務

## (5) 研修科目の新設

### ア 「地方自治体における人材確保～シニア人材の有効活用」

役職定年後のシニア人材が活躍できる職場づくりを実践するため、モチベーションの向上やアンガーマネジメント、長年培った経験や知識・技術を有効活用・伝承していくためのコミュニケーション等に関する講義、演習等により、シニア人材が持つ能力を最大限に発揮させる手法等について学びます。

### イ 「ひとり親家庭等相談支援に悩む職員・相談員向け講座」

ひとり親家庭等を支援する上での課題や離婚にまつわる様々な法制度（離婚手続き、親権、養育費の請求、面会交流など）、様々な支援策（各種手当、就労支援、学習支援等）について学ぶとともに、相談に従事する者同士で支援内容を共有することで、支援の質の向上を目指します。

### ウ 「秘書業務の基礎と実務」

公務と政務の線引きや交際費の取り扱い等について、法的視点をもって判断する力を養うことや、秘書に求められる視点と姿勢に関する講義、演習等を通じて、日々の意識や業務を改善することで、首長の公務を円滑に補佐できる、質の高い秘書業務の実践を目指します。

## (6) 地方公共団体金融機構と連携・協力した研修の実施

両アカデミーでは、令和7年度から地方公共団体金融機構と連携・協力して、財務や公営企業分野の研修及び市町村長、市町村議会議員研修向けの研修を対象に、地方公共団体金融機構から講師を招聘し、地方公共団体金融機構が市町村等に対して実施する地方支援業務についての紹介を行っております。

## 市町村長・管理職特別セミナー～自治体経営の課題～・地域経営塾

1月15日、16日の2日間の日程で、「市町村議会議員特別セミナー～自治体経営の課題～・地域経営塾」及び「管理職特別セミナー～自治体経営の課題～」を開催し、全国各地から89人の市町村長、管理職等の皆様にご参加いただきました。

初日は、まず、「持続可能な地方行財政のあり方」と題して、総務省総務事務次官の原邦彰氏から、急速な人口減少・少子高齢化により自治体でも人材不足が深刻化する中で行政サービスを持続可能なものとするために、国・都道府県・市町村の役割分担の変更、制度見直しも含めた議論を進めていくなどご講演いただきました。参加者からは、「市町村行政を持続可能にしていくために、どういうことを考えて仕事をすべきかよく理解することができた」、「総務省が地方をどう支援していくのかよく分かった」、「国の政策の最新情報が聞けて良かった」などの感想をいただきました。

続いて、「行政経営に役立つ官民連携と公共施設マネジメント」と題して、Amame Associate Japan株式会社代表取締役社長の天米一志氏から、民間の資金やノウハウを活用し、社会資本を整備・維持していく官民連携の様々な手法等についてご講演いただきました。参加者からは、「今後、小中学校統廃合や市役所、図書館建設があるので大変勉強になった」、「官民連携などについて、事例を交え幅広く紹介してもらい、今後の参考になった」、「新しい視点・手法がよく分かった。こ

れからの行政運営に必要なことだと思う」などの感想をいただきました。

2日目は、まず、「東京外国語大学の取組と組織のトップマネジメント」と題して、東京外国語大学学長の春名展生氏から、18歳人口の減少、入学志願者の減少、大学法人化による財源確保の課題、2040年に産業界で理工系人材が不足し、人文系専攻不要論も出ており大学の改革は必要だが、改革の難しさ等についてご講演いただきました。参加者からは、「1つの大学の取組を通じて社会構造の変化に気付かせてもらった。また、組織のトップマネジメントの参考になった」、「求められるニーズを的確に捕捉し、改革に移す実行力は、行政経営にも通じるところがある」などの感想をいただきました。

最後に、「極端気象・気候変動に備える自治体の危機管理と対応」と題して、株式会社ウェザーニューズ会長の草開千仁氏から、ウェザーニューズは、いざという時に人の役に立つ「あなたの气象台」なので、対応策情報も提供しているなどご講演いただきました。参加者からは、「気象情報を先取りすることが自治体運営に非常に役立つ。災害対策の上でも重要さを感じた」、「天気予報が経済に与える影響が大きいことがよく分かった」、「民間企業の公益的な活動を知ることができ、目からウロコでした」などの感想をいただきました。

### 持続可能な 地方行財政の あり方

総務省総務事務次官  
原 邦彰氏



### 行政経営に役立つ 官民連携と 公共施設マネジメント

Amame Associate Japan株式会社  
代表取締役社長  
天米 一志氏



### 東京外国語大学の 取組と組織の トップマネジメント

国立大学法人東京外国語大学学長  
春名 展生氏



### 極端気象・気候変動 に備える自治体の 危機管理と対応

株式会社ウェザーニューズ  
代表取締役会長  
草開 千仁氏



## 市町村議会議員特別セミナー

1月8日、9日の2日間の日程で、令和7年度第3回「市町村議会議員特別セミナー」を開催し、全国各地から131人の市町村議会議員の皆様にご参加いただきました。

初日は、まず、「久住昌之のニッポンふらっとグルメ」と題して、「孤独のグルメ」原作者の久住昌之氏が、取材先の選び方や番組の裏話などを交えながら、地域振興や地域の魅力再発見のヒントを話され、「非日常を売る観光」ではなく「日常の価値を伝える観光」があること、何もないと思われがちな地域こそ魅力の宝庫であるという視点を与えていただきました。参加者からは、「まちおこしのヒントになった」、「先生の視点が素晴らしい。与えられた情報だけではなく自ら動くことが大切であると感じた」、「昔からその地域で食べられている物や愛されている物が意外とヒットする可能性があることを知った」などの感想をいただきました。

続いて「被爆体験の継承」をテーマに、国立広島原爆死没者追悼平和祈念館朗読ボランティアの桂幾子氏による「被爆体験記朗読会」と、被爆体験証言者の重田忠治氏による「被爆体験講話」を開催しました。「被爆体験記朗読会」では、はじめに被爆の惨状が分かる映像を視聴していただいた後、桂氏に被爆者や被爆者の遺族等が綴った原爆詩と体験記を朗読していただき、最後には参加者全員で声を揃えて一編の詩を読み上げました。その後の「被爆体験講話」では、被爆者である重田氏が「被爆体験講話～広島原爆証言 爆心地1.5kmの惨状」と題して、重田氏自作の資料を使いながら自らの体験談を語っていただきました。参加者からは、「被爆体験記の朗読は平和学習において重要な活動である」、「貴重な講演だった。感謝している」、「映像でより戦争の恐怖や怖さを感じた。

平和を守ることの大切さを強く感じた」、「被爆者が少なくなっている中、被爆者本人の話を開けて良かった」、「世界唯一の被爆国であるからこそ伝え続けなければならないことを改めて認識した」などの感想をいただきました。

2日目は、まず、「主権者教育～政治離れを防ぐための第一歩」と題して、一般社団法人WONDER EDUCATION代表理事/総務省主権者教育アドバイザーの越智大貴氏から、社会や政治に「参加しても良い」と思える人を増やすための教育の重要性などについてご講演いただきました。参加者からは、「若者が政治に参加するための教育は必要。そのための子ども議会などをどんどん進めるべきと思った」、「社会的無気力感を変えるため、世代に関係なく課題に対して自由な意見を出し合い、自分ごととして取り組むことの大切さを学んだ」、「誰でも社会に影響を与えることができるんだと思ってもらえるような働きかけは自分たちにもできると思った」などの感想をいただきました。

最後に、「自治体財政の基本と予算審議のポイント」と題して、立命館大学政策科学部教授の森裕之氏から、自治体財政の基礎知識や予算書の読み方などについてご講演いただきました。参加者からは、「行政の財政運営を家計の収支やペットボトルの容量補てんなどに例えた説明は非常に分かりやすく、良い講演だった」、「税金の使途や集め方（予算）の決定が議会の最大の役割である。本講演ではそのチェックポイントを学べた」、「家計簿との対比による説明が世界一分かりやすく楽しい講演だった。もう少し話を聞きたかった」などの感想をいただきました。

久住昌之の  
ニッポンふらっと  
グルメ

「孤独のグルメ」原作者  
久住 昌之氏

被爆体験記  
朗読会

被爆体験記朗読ボランティア  
桂 幾子氏

被爆体験講話  
～広島原爆証言  
爆心地1.5kmの惨状

被爆体験証言者  
重田 忠治氏

主権者教育  
～政治離れを  
防ぐための第一歩～

(一社) WONDER EDUCATION代表  
理事/総務省主権者教育アドバイザー  
越智 大貴氏

自治体財政の  
基本と予算審議の  
ポイント

立命館大学政策科学部教授  
森 裕之氏



2026 SPRING / VOL.157

# アカデミア

A C A D E M I A

目次

巻頭カラー

## 令和8年度研修計画の重点事項

SEMINAR DIGEST (セミナーダイジェスト)  
**市町村長・管理職特別セミナー**  
 ～自治体経営の課題～・地域経営塾  
**市町村議会議員特別セミナー**



### 2 市町村長意見交換会

松永 裕美 山形県遊佐町  
 山田 修 茨城県東海村  
 森田 昌吾 大阪府河内町  
 大西 賢治 愛媛県四国中央市

市町村長・管理職特別セミナー～自治体経営の課題～・  
 地域経営塾

### 8 極端気象・気候変動に備える 自治体の危機管理と対応

株式会社ウェザーニューズ 代表取締役会長 草間 千仁

市町村議会議員特別セミナー

### 14 主権者教育

～政治離れを防ぐための第一歩～  
 (一般社団法人) WONDER EDUCATION代表理事、  
 総務省主権者教育アドバイザー 越智 大貴

首長インタビュー

### 20 スポーツツーリズムへの

挑戦を機に桃源郷のまちが目指す  
 持続可能な市民幸福度向上への道  
 徳島県三好市長 高井 美穂

市町村アカデミー講義 Again

### 26 外国人や相続人等に対する課税の実務と課題

(公益財団法人) 東京税務協会 住民税専門講師 菊池 誠樹

### 32 自治体における災害廃棄物対策

株式会社環境と開発 代表取締役 田邊 陽介

「研修」の現場に行く！

### 38 市町村の仲間の可能性を広げ、 自治体の原動力へ

一心に火種を灯す 伴走型人材育成—  
 福岡県市町村職員研修所

市町村アカデミー学長連載

### 44 あなたの悩みは何か

—若手職員の心構え

市町村職員中央研修所 (市町村アカデミー) 前学長 岡本 全勝

自治体職員×JAMP研修講師

事例紹介Menu

### 46 人工衛星・AI・ビッグデータで 水道クライシスに挑む！

愛知県豊田市

クロスメンターでモチベーションアップ！

神奈川県小田原市

ロールモデルとなる女性職員との  
交流の場づくり

広島県広島市

廃線危機に立ち向かう美祢市の挑戦

山口県美祢市

「投稿！わがまち自慢の一枚」

### 47 愛媛県西条市

Makuhari's Memory

### 48 講師の先生方と仲間から刺激を受けた5日間

埼玉県ふじみ野市 内田 智之

現場を見つめ直し、仲間に出会い、  
前向きになれた5日間

兵庫県尼崎市 小林 一郎

### 49 また参加したい、 とても楽しく学びのある5日間でした！

沖縄県沖縄市 中島 建

地方公共団体金融機構広報

### 57 地方公共団体の経営・財務マネジメント 強化事業の実施状況について

地方公共団体金融機構地方支援部支援企画課 主事 竹澤 晃

JAMP information

### 50 「巡回アカデミー」(愛知県研修)の実施について

### 51 令和8年度 研修一覧

### 54 研修実施状況 (令和7年度)

### 55 市町村アカデミーからのお知らせ

### 56 アカデミアのほっと一息 ～教授室だより～

### 61 読者アンケート

# 市町村長 意見交換会



## 出席者

- まつなが ゆみ  
● 松永裕美町長 (山形県遊佐町)
- やまだ おさむ  
● 山田 修村長 (茨城県東海村)
- もり たしろうご  
● 森田昌吾町長 (大阪府河南町)
- おおにしけんじ  
● 大西賢治市長 (愛媛県四国中央市)
- まえ だ かずひろ  
● 前田一浩 (市町村職員中央研修所学長)
- こいけのぶゆき  
● 小池信之 (全国市町村国際文化研修所学長)
- うえむら きたし  
● 植村 哲 (市町村職員中央研修所副学長兼研修部長)

(2026年1月15日、市町村職員中央研修所で開催)

## 参加自治体の概要とまちづくりの方向

**司会** まず各自治体のご紹介をお願いします。

**松永** 山形県遊佐町は人口1万1,000人ほどの町です。日本の百名山の一つである鳥海山が町内にあり、その伏流水でおいしい水道水や米、岩ガキ、野菜、果物、日本酒等をつくっています。さらにウイスキーの蒸留所が2つできて、昨年、「ウイスキーの町宣言」をさせていただきました。2027年に秋田と新潟を結ぶ高速道路ができるのですが、町内初めての高速道路です。そこに「パーキングエリアタウン構想」の一環で道の駅ができるので、ここを拠点に遊佐町の関係人口、交流人口を増やして活性化を図りたいと思っています。

行政課題は多く、様々な困難はありますが、今は変化が激しい時代です。私は山形県では初の女性町村長ですが、今の時代は女性だからということではなく、同じ土俵で協働し仕事をやっていきたいと思っています。

**山田** 茨城県東海村長の山田です。東海村は約38kmしかなく小さな閑村でしたが、1957年に原子力研究所を誘致してから研究開発を中心に発展し、発電所もできて豊かになりました。現在は不交付団体で、安定した財政力をベースに住民サービス

が手厚いという評価をいただいています。

人口は現在、約3万8,000人で自然減は顕著ですが、転入者が多く社会増が自然減を打ち消しています。私は今、10代後半から20代の世代を応援する施策に力を入れています。社会全体で若者が生きづらくなっているのでチャンスを与え、世の中は変わると自信を持ってもらいたいです。一人ひとりが生きがいと希望を持って過ごせるまちづくりをしたいと思います。

**森田** 河南町は大阪府で面積25km<sup>2</sup>と小さい町です。人口は1万4,000人ほどですが、自然減で年間200~300人ほど減る現状にあります。高齢化率は35%を超えていて、お年寄りだけのご家庭や単身世帯が増えていることが大きな課題です。

一方、産業面は農業主体のまちで、大阪の中では独自の存在といえます。農業生産物は伝統的なナスやキュウリなどですが、最近は農家経営も厳しい状況で後継者不足が問題になり、荒廃地も増えています。そこで打開策を探ろうと、イチゴ栽培の推進を図っています。大阪府と連携して府の「いちごアカデミー」で研修を受けてもらい、16人の新規就農者が町に誕生しました。大手電力子会社も参入し、大手百貨店が直営農場経営に乗り出すなど、イチゴの好循環が生まれつつあります。



左から、全国市町村国際文化研修所小池学長、遊佐町長松永氏、東海村長山田氏、河南町長森田氏、四国中央市長大西氏、市町村職員中央研修所前田学長

**大西** 四国中央市は2004年に人口9万6,000人ほどで合併しましたが、昨年7月に8万人を切ってしまいました。ただ、今年の新年交歓会の席で「日本一諦めの悪い消滅可能性自治体になる」と宣言したところですよ。

当市は名前のとおり、四国4県のほぼ真ん中に位置しています。香川・徳島・高知との県境で3県と接し、4県都へほぼ1時間で行ける四国高速道路の発祥の地でもあり、ここを基点に今、四国「8の字ネットワーク」が順次整備されています。産業面では紙製品、紙産業クラスターのまちで、「日本一の紙のまち」としてパルプ、紙、紙加工品の製造品出荷額は20年連続で全国1位を記録しました。ただ、紙需要低迷の中で産業界は厳しい状況にあり、製紙技術を生かした新素材の開発に乗り出すなど、産学官の連携による新たな道を開こうとしているところです。

## 人材育成上の課題と取り組み

**植村** ここから進行役を務めます。まず各団体における人材育成上の課題や取り組みをご紹介いただき、その後に意見交換で議論を深めていきたいと思えます。

**大西** 私は35年間、市職員として勤め、いろいろな職種の方と連携して仕事をしてきました。やはり目指すべきは、一般職も専門職も全ての職員が仕事にいかに生きがいを感じ、能力を生かして輝けるかだと思います。しかし、地域課題を多く抱える中で、人材の採用面では応募が少ない現実があります。

当市から都会の学校へ進学した学生の多くは、首都圏や関西圏へ就職していきます。そうした中でとくに技術職は確保できないので、今年度から

土木職の初級区分の専門試験を廃止し、教養試験1科目のみという受験しやすい環境で採用試験をすることにしました。採用できればOJTによって実践的な知識や技術を習得していただくことにしています。

また、2026年度からは書道に関連した新たな採用枠をつくります。当市は紙のまちの新しい文化として「書道パフォーマンス甲子園」を開催していますが、これはその予選から出場した方々を対象にしたもので、創造性や協調性に富む高校生を採用しようというねらいです。すでに制度スタート前に自ら応募していただいた方がいますし、地元の書道ガールズも2人いましたので、それを制度化しようとしているところです。

**森田** 当町でも人材確保が一番大きな課題です。現在、公表している職員数は134人ですが、予算は取っても年度当初から欠員が出ているのが現実で、中でも困っているのは、中堅職員の転職が多いことです。これからバリバリ働いてほしい年代の職員が近隣市に転職してしまう。給料差もあるのが事実ですが、人材を奪い合う状況が生まれていて、土木・建築等の技術職や保育教諭、保健分野で人材確保が難しい状況です。

そこで少しでも課題解決することを目的に、大阪府の支援も得て府内の太子町、千早赤阪村の3町村で共同採用をやっています。共同で募集をか

**山形県遊佐町** ◆DATA

**松永裕美 町長** 遊佐町の概要 (2024年1月1日現在)  
人口1万2,467人・面積208.39 km<sup>2</sup>

山形県北西部にあって秋田県境に接し、霊峰・鳥海山の麓に位置する。清冽な水に恵まれてウイスキーづくりが盛んで、昨年「ウイスキーの町 遊佐」を宣言。ウイスキーツーリズムを経済活性化に結びつけよう注力。「遊佐パーキングエリアタウン」(道の駅・鳥海の移転整備) オープンも間近に控え、新たな賑わい創出に期待を高めている。



茨城県東海村

◆DATA

山田 修 村長

東海村の概要 (2024年1月1日現在)  
人口3万8,297人・面積37.98 km<sup>2</sup>

京都水戸市から北東へ15km。太平洋に面し、低地は水田地帯、台地には畑地と平地林、砂丘が広がる。1955年に現在の東海村がスタートして昨年70周年を迎えた。最先端の科学技術が集積するまちであり、原子力平和利用の先駆自治体としても知られる。特産物の干し芋も有名。「一人ひとりの“想い”をつなぎ誰もが“幸せ”になれる【いいムラ】を創る」をミッションに掲げる。



け、希望町村を聞くなどして人材確保に努めています。それでもDXの取り組みが広がる中、デジタル人材の確保が難しいこともあります。研修にも出したいのですが、小さな町で職員数が少ないため長期研修は難しい。短期研修は大阪府の研修に出していますが、それすら参加できない現実もあります。

そうした中で職員をどうやる気にさせるかは難しい課題です。やる気がある職員もいる一方で、心の病を抱える職員も出てきます。閉鎖的な小さい組織なので人間関係の問題もあり、改善を進めている状況です。

**山田** 東海村ではある程度採用はできています。私はよく「行政は守りの仕事が多いが民間とよく連携をとってやってほしい」と指示しています。それでもなかなか体質が変わらないこともあり、その意識をどう変えるかが課題だと思っています。

DXの推進には力を入れています。専門人材も採用しているので、内部システムの一部は外注しなくてもよくなり、ある程度システム基盤は整備できてきました。ただ、役場庁舎は古く、オフィス改革もしながら、窓口とオフィスの両面で動線を変えるなど工夫しています。ですが、フロントの窓口機能をいくら整えても、バックオフィスが相変わらずペーパーで処理していると目詰まりを起こすので、いかに自分たちの事務処理を効率化できるかが課題です。

若い職員は意欲があるので研修に出したいのですが、何ぶんにも仕事が忙しくて、行く時間がな

いのが現実です。もう一つの課題は河南町さん同様、心の病を抱える職員が年々増えていて、人事政策課に「心とからだの保健室」を設けて産業医や看護師に職員のフォローアップをお願いしています。それでもなかなか復帰が難しいところがあり、どう処遇すればいいのか、定数上限もあり、職員を増やせないことが悩ましく、ジレンマを感じています。

**松永** 遊佐町の行政規模は小さく、職員は148名、会計年度職員118名の計266名で業務を回しており、一人当たりの仕事量が多いといえます。そのため、新しい仕事に踏み出せない悪循環がつかまっているので、そこからどう脱却するかが課題です。

私は職員に「常に笑顔で対応してください」などと言うのですが、仕事が山積みだとそれも難しい。遊佐町のホームページを見ていただくと、「いきいき元気教室のススメ」というYouTubeが出てきます。主人公の水戸黄門役を私が、助さん、格さんを副町長と教育長で担当しました。これは町と職場を明るくして健康を増進しようというメッセージです。全国1,700超の市町村の中で、「遊」と名がつくのは遊佐町だけです。小さな町でもその町らしさを失わなければ、何とか針路を見出せると思っています。

また、課題解決にあたって、例えばこうした意見交換会に何とか、職員の一人が研修を受講すれば次第に266人の中に広がると信じています。私は、町村議員になって勉強しようと考えたときに見つけたのがJIAMの研修でした。それをきっかけに、様々なことを学び、町に持ち帰って伝えていける喜びを実感しました。一人が学んだことは時間はかかるけれど必ずしみ渡り広げられるというのが私の基本的な信念です。

**人**材採用・育成をめぐる(意見交換)

**植村** 重たい課題を皆さん抱えておられることがわかりました。これから意見交換に入りますが、前田学長から皆さんにお聞きになりたいことはありますか。

**前田** 先ほど四国中央市と河南町の首長さんから、新規採用が厳しいというお話があった一方、東海

村長さんはあまり苦勞していないとのことでした。それはどういう要因でしょうか。

**山田** うちでは4月と10月に採用していますが、自治体間で動くという職員はいます。

**前田** 他の自治体から東海村に転職してきているということですか。

**山田** そうです。ある自治体から3年連続で移ってきたのですが、最初は結婚をきっかけに、ある自治体の男性職員が本村に転職しましたが、来てみたらいいなと思い、元の同僚に話したら3年続けてそこから来たのです。当然、東海村の職員も県に転職するなどありますが、うちは「こども・わかものまぢづくり」などで新しいことをやっているの、面白そうだと感じて来てくれるのかなと思っています。

**前田** 職員にとって仕事のやりがいがあるのですね。

**植村** 森田町長さん、近隣にそういう誘引力のある自治体があるとどう感じますか。

**森田** 地方公務員志望者の受験は、まずは政令市、次に中核市、一般市の順で、河南町はその後となります。かつて大阪府内の自治体は統一日に統一試験で実施していましたが、今は別日の試験のため、人材を確保しにくいのです。内定を出しても辞退者が毎年何人か出るので補充しますが、補充しきれない場合もあります。ですから採用試験の方法も変えて、試験重視から人物重視に変えて面接にも力を入れたり3町村合同で募集をかけたりしていますが、やはり掛け持ち受験をしますから合格者も流れてしまいます。

特に、土木・建築など技術職の確保が難しく、大阪府も同じ状況です。私が職員として役所に入ったのは40年以上前ですが、当時は事務職も技術職の仕事をこなしていました。しかし、もはやそういう時代ではありません。組織の人事管理上、技術職も管理職への登用等を考慮する必要があり、悩ましい課題は多いと感じます。

**植村** 大西市長さん、職員にやる気を起こさせる具体策はありますか。

**大西** やはり空気感だと思います。東海村さんの話で感じるの、率直に言えば不交付団体の強みです。それは財政上の強みであるとともに、組織

の文化風土にも影響しているものと思います。実は当市でも合併前の伊予三島市は不交付団体でした。私はその隣の川之江市職員でしたが、当時はある種の劣等感があり、職場の雰囲気も伊予三島市とは違っていました。

ですから、私はいかに空気感を変えるかが課題だと思います。先ほどのメンタルの話も職場風土と関係があるかもしれません。遊佐町長さんはトップが遊び感覚でいかに楽しく踊るかも大事だと話されましたが、私も昨年、教育長と一緒に市民ミュージカルに出演しました。まずは明るい空気づくりに尽くしたいですね。

**植村** 松永町長さん、いかがですか。

**松永** 私も空気感は大事だと思います。昔は強いリーダーが求められ、力強く叱咤してやる気を喚起していたのですが、公私問わず職員の相談事にいつでものれるように自分は常に平常心でありたいと思って仕事をしています。

遊佐町でも隣の市に転職する職員はいますが、私は遊佐町を好きで大事にしたい人が集まる職場であってほしいし、頑張る人が報われる職場でありたいのです。そこが私に与えられた使命だと思いますので、皆でそんな風土をつくりたいと思います。遊佐町には町長は変われどずっと続けている「少年議会」があります。子どもたちがまちのいいところを探し、町をこうしたいねと相談し合うのです。小さな町ですが、こうした取り組みを

**大阪府河南町** ◆DATA  
**森田昌吾 町長** 河南町の概要 (2024年1月1日現在)  
 人口1万4,815人・面積25.26 km<sup>2</sup>  
 大阪府の南東部に位置し、地勢は金剛・葛城山脈に連なる山地部とその前面に広がる丘陵地等からなっており、山地部の一部は金剛生駒紀泉国定公園に指定されている。産業面では大都市近郊農業が盛んで、ナス・キュウリなどの野菜のほか、植木の栽培も有名。大阪芸大や近つ飛鳥風土記の丘等の教育文化施設の立地も町の特徴となっている。



続けていけば、きっと変わることができるはずで  
す。

## 全国中央研修所への期待と役割

**植村** 次のテーマですが、全国レベルの研修所の  
研修に何を期待しているのかをお教えてください。  
まず前田学長から課題提起をお願いします。

**前田** 私は昨年10月に着任しましたが、先ほどか  
ら人材確保がたいへんだという話をお聞きする中  
で、研修科目との関係を考えていました。という  
のは、公務員としての基礎知識に対するニーズが  
高まっていると感じるからです。つまり、地方の  
現場では間口を広くするために試験から専門科目  
をなくしつつあり、合格者の専門知識がやや薄く  
なっている。

採用のあり方が変化しているなら、研修機関が  
その受け皿になる必要性が高まっているのではな  
いか。職場では専門知識が必須ですから、我々  
はその部分をどうフォローできるのかが問われてい  
ると思います。

**小池** 私は以前、総務省で公務員部長をしていま  
した。当時、試験内容が変わっているのに人材育  
成のあり方はこのままでいいのかという議論をし  
ていました。要するに、まだ未成熟な職員をどう  
一人前に育成するのかは、従来と同じやり方では  
駄目ではないかということです。皆さんはそれぞ

れOJT等をやっておられると思いますが、それに  
加えて自学も含め外部の研修機関等でも学ぶ機会  
をつくるのが有効だと思います。

**大西** おっしゃるとおりですね。私は2年ほど現  
場を離れていましたが、戻ってみると不十分な実  
務対応が目につくようになっていました。小規模  
自治体は、みな同様の課題を抱えていると思い  
ます。

実は今日、ぜひお願いしたいと思って来たのは  
巡回アカデミーです。当市は四国の真ん中にあり  
ますから、来ていただけるなら広域的な取り組  
みをやらせていただきます。私も昨年4月に就任し  
てすぐ「四国はひとつ課」をつくり、県をまたい  
だ交流を進めようと「四国まんなか交流協議会」  
をやっています。四国の巡回アカデミーなら職員  
も手を挙げやすいし人事担当も行かせやすい。ぜ  
ひともご検討をお願いします。

**植村** 巡回アカデミーは2025年度に長崎県と愛知  
県で開催しました。2日ないし3日で組むタイト  
な日程ですが、各地域により近いところで受講し  
ていただく機会として設けています。2026年度は  
すでに候補地を固めている状況ですので、2027年  
度以降にご希望があれば検討させていただきます。

**森田** 私は職員時代にいろいろな研修に行かせて  
いただきました。大阪府に2年出向しましたし、府  
の研修所では海外研修も経験しました。ですから、  
なるべく今の職員にも行かせてあげたいと思うも  
の、人事に話をすると時間が取れないとなります  
。ですから、受講の機会を増やしていただくこ  
とは非常にありがたいのです。

昨年、大阪・関西万博があって多くの方が訪れ  
ました。こうしたイベントがあると住民からも万  
博祭りに参加したいと声が上がリ、町を挙げて参  
加すると団結力が出てきました。その力を職員も  
活力に変えてほしいと思っています。ちょうど今  
年は河南町が誕生から70周年を迎えます。職員に  
もアイデアを出してもらって記念の年のお祝い  
をきっかけに地域を盛り上げていきたいと考えて  
いるところです。

**山田** 今日資料を拝見して、多様なプログラムが  
あることを初めて知りました。中央研修所の案内

愛媛県四国中央市

◆DATA

大西賢治 市長

四国中央市の概要 (2024年1月1日現在)  
人口8万2,202人・面積421.24 km<sup>2</sup>  
2004年に川之江市等2市1町1村が合併して誕生。  
四国の中心部に位置していることから「四国中央  
市」と命名した。隣灘に面した平野部では製紙・  
紙産業を基幹とする工業が集積して市経済を牽  
引、「日本一の紙のまち」を謳う。山間部には法皇  
山脈と四国山地との間に吉野川支流の銅山川を  
有してバランスのとれた自然環境を誇る。



を人事担当部局は当然見ている職場に回覧していますが、職員は見えてないのかもしれませんが。茨城県では県が自治研修所を持っているので、基本的な研修はそこで受けられますが、例えばDX等の専門的な科目はこちらでお願いできればと思います。

ところで、カリキュラムの概要を文章だけで紹介するのではなく、全体構成をWEBで流してこの科目は3日間コースでやりますなどと紹介してもらうのはいかがですか。パワーポイント等で概要をまとめてもらえれば、この先生が来てこう教えますとわかる。副村長や総務部長はそれを見れば行かせたほうが良いと判断できると思います。

**松永** 先ほどご提言の巡回アカデミーは私も賛成です。ただ、職員には業務が忙しくて受講できないという心理的なハードルが高いので、私たち首長が職員に積極的な声かけを心がけたいと思います。

そのうえで、私は2つの講座が大事だと思います。今、職員は疲弊していて心のケアが必要です。これまでの行政職員の悩みとは異なるフェーズにきているので、例えば専門家の先生を招いて講座を開催したり、早期にケアを試みるような手だてもあると思います。

そしてもう一つが管理職世代の方と若い方たちの価値観のギャップです。見ていると、上司の声かけに若い職員が傷つくケースがあります。私はどちらの気持ちもわかるので、その橋渡しの役も重要だと考えております。現に講座もあると思いますが、管理職向けの気づきの講座を加えると職員の心も軽くなるのかなと思います。

**植村** 空気感の話とも通じますね。やはり職員の皆さんにどう感じてもらえるかという場の演出が重要になっている気がします。研修科目の中にそうした講義を取り込み始めていますが、まだ発展途上かもしれません。

**大西** 1点確認させてください。時代にはいつもトレンドを生む言葉がありますが、かつて当市も自治基本条例を制定して市民との「協働」に取り組んできました。その点、アカデミーの講座資料を拝見しても最近のトレンドである「官民共創」という言葉が出てこないように見受けられますが、そこはいかがでしょうか。

**植村** これは、恐らく各分野で取り込まれる課題ですね。要は行政が民間と共同でどう地域の新しい価値を創造するかでしょうが、例えば地域づくり講座等のテーマにそれぞれ溶け込んでいるというイメージだと思います。

**前田** やはりいろいろな行政分野にまたがる概念なので幅広くなります。すると、我々が意図し、受講者が期待した内容とは異なるケースも出てくるかもしれません。

**大西** 当市では今、モデルをつくって普遍化させようとしているのですが、共創相手も違えば手法も違うということですね。

**前田** ただ、ご指摘のように、官民共創は確かに時代のトレンドですし、それぞれの科目の中で、そうした新しい要素を入れ込むことには意を尽くしていきたいと思います。

**森田** 研修については受講した職員に何が財産として残るかも大事です。たった1週間でも同じところに泊まって同じ釜の飯を食べる仲間は貴重ですし、宿泊研修で横のつながりをつくってもらえれば、職員だけでなく町にとっても財産になると思います。様々な課題を抱える中で、相談しあえば異なる見方も教えてもらえる。そういう点でアカデミーやJIAMの研修は効果があると考えていますので。私としてはどんどん参加させたいのです。

**松永** 実は、私にもJIAM研修での首長のつながりがあります。町議会議員を3期やっていたので、町村議員から町村長になられた方たちと会合で会うととてもなつかしく嬉しく、話も弾みます。もともと勉強会に来るといふ行動の根底には、自分のまちをよくしたい！という動機があるはずで、根っこは同じだと思うのです。話せば、この人も頑張っているから自分も頑張らなければ、とシンプルに感じられるのですね。

**前田** まさに集合研修の場で自分のネットワークをつくっていただくことが一番大事な価値ですね。オンラインでやればいいのではとよく言われますが、やはり集まって話し合いをしてもらうことを大事にしたいので、これはぜひ続けていきたいと思っています。

**司会** 本日は貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。

# 「極端気象・気候変動に備える」 自治体の危機管理と対応

株式会社ウェザーニューズ 代表取締役会長 草開 千仁

## 「気象情報の提供と活用により 大会開催判断や選手のウエアも支援」

皆様、こんにちは。株式会社ウェザーニューズの草開でございます。早速ですが、スマートフォンで私たちの天気アプリ「ウェザーニューズ」を利用されているという方、どのくらいおられますでしょうか。またYouTubeで配信させていただいております「ウェザーニューズライブ」、こちらをご覧いただいているという方はいかがでしょうか。いつもご利用いただきまして、ありがとうございます。これらは私たちの中では個人向けサービスの位置付けで、ウェザーニューズ全体の売上げの約3分の1です。残りは、実は「B to B」、地方自治体や企業向けサービスなのです。これが意外と知られておりません。

2021年に行われました東京オリンピック・パラリンピック、それからプロ野球、Jリーグ、こういった国内で開催されるスポーツイベントの開催の可否判断であるとか参加するアスリートへの支援など、スポーツに対する取り組みに、ウェザーニューズは非常に力を入れております。

正月の恒例となっております箱根駅伝にも20年以上にわたって深く関わっております。参加する学生が、けがなく最高のパフォーマンスが出せるような環境を整備するうえでも、気象情報の活用は非常に重要な項目の一つです。最近では、参加

する大学側が天気を味方につける、そんな考えのもとに私たちとじかに契約するというケースも増えてまいりました。例えば低体温症を防ぐための最適なウエアの選択に活用したり、風の影響を受けやすい区間では、当日の風の予測のもとにエントリー変更をすることもあるようです。

## 「船乗りの命を守りたい」に始まり 「地球の未来も守りたい」が今の夢

さて、そんなウェザーニューズですが、まずは会社の起源からご紹介させていただきます。

1970年、福島県小名浜沖に停泊中の木材船が、一晩で猛烈に発達した爆弾低気圧の影響で海難事故を起こし、残念なことに15名の船乗りの方が亡くなりました。このとき、陸上側の担当をしていたのがウェザーニューズの創業者である石橋博良です。石橋は、この事故を契機に船乗りの命を守ることが自分の使命だと考え、気象の世界に進みます。そして、気象リスクというのは海だけではなく、空にも陸にもあるということで、1986年にウェザーニューズを創業しました。

2026年、ウェザーニューズは40周年を迎えますが、今のウェザーニューズのドリーム、夢というのは、創業者の思いである「船乗りの命を守りたい」、これに加えて「地球の未来も守りたい」ということも掲げております。

## 草開 千仁 (くさびらき ちひと) .....

### 略歴

1987年株式会社ウェザーニューズ入社。  
1993年営業総本部航空事業部長に就任。  
同年より取締役役に就任後、常務取締役、代表取締役副社長を歴任。  
2006年代表取締役社長に就任。2024年より現職。  
現在の兼職としては千葉大学経営協議会委員 他。



## 幕張を中心に世界8か所の運営拠点 約1,100名のスタッフが日夜稼働

私が入社したのは創業の翌年で社員番号は60番、つまり当時の社員数は60名でした。現在は1,100名になりました。本社は千葉市幕張、ここを中心に全世界8か所の運営拠点があり、およそ45市場、2,600の自治体・企業に対してサービスを行っている、そんな会社です。

約1,100名のスタッフの内訳としては、気象技術者、いわゆる気象予報士が約200名。これよりも多いのが、気象というデータを分析することにより予報モデルをつくったり、気象データと様々なデータを掛け合わせてソリューションをつくったりするIT技術者、AI技術者、データ分析、そういったスタッフが約340名。さらにそれを上回るのがカスタマーサクセスといわれるスタッフ500名です。彼らは各市場において、どんな気象リスクがあるのか、そしてどんなタイミングでどんな情報を使えばそのリスクを軽減できるのか、それらを分かっているスタッフです。

サービス提供先としては、全世界の船会社に対して、およそ外航海運の半分ほど約1万隻にサービス提供をしているほか、航空業界では日本も含む多くのエアライン、1日約2万3,000便に対してサービス提供を行っております。

また、私たちの一つの強みである予報精度向上

のもととなります気象観測インフラは、日本では現在約1万3,000か所あります。アメダスが大体1,300か所なので、約10倍くらいです。

## 天気予報に加えて対応策情報を 提供するのがウェザーニューズ

ところで、私が入社した頃は「ウェザーニューズと気象庁とは何が違うの?」とよく聞かれました。私は「気象庁は、みんなの气象台。ウェザーニューズは、あなたの气象台です」と答えてきました。そしてもう一つ、「気象庁さんは天気予報の提供をしますが、ウェザーニューズは天気予報に加えて、対応策情報の提供をします」と。

では対応策情報とは何か、各マーケットの事例を通じてご紹介させていただきます。

まず、B to Bの主力事業であります航海気象、船会社向けでは、例えば貨物船に対して、航海するルートの風・波・海流、これらの予測と、この貨物船のエンジンパフォーマンスデータを分析することによって、最も安全で、かつ、できるだけ時間通りに行くルート、並びにエンジン回転数、そういったことの提供を行います。このサービスは、OSR (Optimum Ship Routeing) と呼んでおり、現在、全世界の外航海運の30%程度、6,000隻が利用しております。

## 「船のほか飛行機、鉄道、道路に エネルギー、小売市場もサポート」

航空の場合は、基本的に気象庁から提供される各国の航空気象情報を活用するというのが法律で定められていますが、それだけではなかなか最適なフライトができないということで、私たちの情報を活用いただいています。

例えば、あるフライトに対して、目的地の到着時間帯の気象予測、航空機の場合は、風と雲の高さのCeiling（シーリング）、視程のVisibility（ヴィジビリティ）が重要になり、これらとパイロットの経験数等を含めると、どのような気象条件で降りるのかということが定まってくるのです。これらのデータを基に、フライトの余分燃料をどのくらい積んだらいいのかなど情報提供します。

ほかに、陸の交通の鉄道や道路はもちろん、気象に影響されやすい市場として、自然エネルギーを活用するエネルギー市場、さらには流通、小売市場にもサービスを提供しています。

例えば、麺類や飲料水は非常に気温に左右されやすいものです。気温が上がったから冷たいものが売れるというのは分かりやすい例でしょう。

気温ではなく、天気によって左右される商材もあります。パンや牛乳のような日配品といわれるものです。なぜかといえば、雨が降ると傘を差します。日配品を買うと両手が塞がるため、駅前の店舗では雨の日の購入は避けられる傾向にあります。一方、郊外店の場合は車で行く人が多いので、あまり影響を受けません。このように、各店舗の売り上げや気象データを分析し、発注量の増減などもサポートさせていただいております。

## 「会員から届く実況リポートは 天気予報の予測精度向上にも」

さて、「BtoS」、個人向けサービスに関してはどうかといえば、ウェザーニュースの会員の皆様には、実況リポートというものを送っていただいております。平均すると1日10万件以上、台風の時などは30万件以上の実況リポートが届きます。こ

の実況リポートは、即座に天気予報に反映できるので、そのものに価値がありますが、私たちの予測精度向上にも非常に大きな貢献をしていただいております。そのためウェザーニュースでは会員の皆様はサポーターだということで、サポーターのSを取ってBtoSと呼んでおります。

このBtoSの主力サービスであるスマートフォンアプリの「ウェザーニュース」は、現在4,500万ダウンロード、個人会員数は1,000万人以上ということで、ありがたいことに現在日本の情報ポータルサイトとしてはナンバーワンになっております。これからも、引き続き強化してまいりたいと思っております。

## 「How wonderful」を楽しい仲間と 最後に「How much」の順番で

ウェザーニュースのビジネスの進め方、優先度に関してもご紹介させていただきます。

私たちウェザーニュースでは、何か新しいサービスやコンテンツを考えるときに、まず「How wonderful」から入るということを徹底しています。How wonderfulとは、「それは素晴らしいことなのか」、言い方を変えると、まだ誰もやっていないことなのかどうかということです。

次に考えることは、「いい仲間がいるのかどうか」です。例えばサービスの場合は、そのサービスを提供するマーケットの中に、ぜひこれを使いたい、一緒に開発したい、そのように思えるお客様がいるのかどうかです。そして最後に、ビジネスなので3年以内には黒字の見通しを立てましょうということ、で、「How much」があります。

「How wonderful」から入り、「いい仲間がいるのか」、そして「How much」。この順番には、結構こだわりを持っております。なぜかという、かつて「天気と水はただ」と言われた時代に、「いや、天気も価値ある情報であれば、必ずビジネスになる」と、そう信じた創業者が世界で初めて民間気象会社を立ち上げ、そして今に至っているので、私たちは、この創業者の思いを引き継いでいく、そんな使命があると思っています。

## 北極海航路を実現するための 小型衛星打ち上げへの取り組み

このHow wonderfulから生まれたサービスの一つに、北極海航路を実現したのがあります。

気候変動の影響で、北極海の氷は夏場には溶け始めています。環境の観点から見ると非常に大きな問題ではありますが、一方で船会社さんからすると、もし北極海航路が通れるなら、アジアからヨーロッパの航路が3分の2程度の時間で行けるようになり、時間だけではなく、燃料消費量もそれだけ減るため、結果的に環境にも大きく貢献するという見込みでした。しかし夏場といえども北極海の氷は全くなくなるわけではなく、やはり氷は残っているの、誰かがこの海水をきちんと監視し、サポートする必要があります。

このようなニーズを受けて、私たちウェザーニューズで検討したところ、北極海の海水を監視するのは、やはり衛星が最適だろうということになったわけですが、当時、衛星は総額で200億円近くかかり現実的ではありませんでした。

そこで、余分な機能を外して衛星を小型化すれば、コストも劇的に安くなるのでは、という議論になりました。今でこそ小型衛星は比較的簡単に打ち上げられるようになりましたが、当時は皆無。そんな中、私たちの考え方に共感していただいたベンチャー企業に製作をお願いし、結果的には数億円程度で打ち上げに成功しました。そして、夏場に年間30隻から50隻ほど、北極海航路を活用されたという実績があります。

## 東日本大震災を機に取り組み 津波プロジェクト

東日本大震災を機に取り組んでいる、津波プロジェクトというものもあります。

我々は気象会社ですが、ウェザーニューズでは気象はもちろん、地震、津波、火山のような地象、それから海の海象、洪水のような水象、宇宙の気象現象である宙象、これら全て自分たちのテーマだと考えております。そんな中で起きた東日本大

震災。私たち民間気象会社は、大自然を前に果たして何ができるのだろうかかと本当に考えさせられた災害でもありました。被災現場にも行き、その中で出てきたのが津波プロジェクトです。

これは東日本大震災が発生した際に、海上保安庁の船が、偶然、船に積んでいた船舶レーダーにより津波を捕捉していたという背景から、この船舶レーダーを活用して津波を捕捉できないかというものです。

そもそも船舶レーダーというのは、船にのせて周りに船がないかなど衝突防止のために用いるものです。電波を発するため、時々、波をノイズとして取ってしまったたりするので、それを全部捨てるのですが、この捨てたデータをうまく活用できないか、という発想でした。高波と津波をどう区別するかなどエンジニアリングも含めたチャレンジでもあり、まだ検証中ではありますが、津波を到達15~20分前に捕捉しようと、そうすれば避難などができるのではないかとといった取り組みです。

## 異常気象ではなく極端気象に対して 中長期的な気候リスク対策を

それでは、本日のメインテーマでもあり、私たちが今後強化していきたいサービスの一つでもある「極端気象・気候変動の取り組み」についてご紹介させていただきます。

2025年の夏は「今までで一番暑い夏」の記録を更新しました。でも実は、昨年も一昨年と同じことが言われています。だからもう一番暑い夏と言われても新しくはなく、この気象状況は異常ではなく定常化しているため、「異常気象」ではなく「極端気象」という言葉を用いています。

この気候変動がもたらす極端気象は、様々な産業に影響を与えており、この数年、多くの企業から、従来の短期的な気象リスクに対するサービスに加えて、中長期的な気候リスクに対する対策をとった要望を受けました。そこで私たちも数年前にプロジェクトを立ち上げ、気候変動への取り組み、対策を開始しています。

## 従来のノウハウを生かした適応策 CO<sub>2</sub>削減の宣言でもある緩和策

ウェザーニューズでは、気候変動への対策は、適応策と緩和策の両面で推進しています。

まず、極端な気象に対する適応策とは何か。例えば工場や倉庫を持つメーカーさんにとって、巨大化する台風、台風がもたらす高潮、洪水、こうしたものを踏まえて、中長期的な観点で本当にこの立地でいいのか、場合によっては場所を変えたほうがいいのかといった議論の際、ウェザーニューズが持つ100年の気候データを使って分析してほしいと、こういったものです。

また鶏肉や米など食品の輸入を行っているメーカーさんからすると、今の輸入元、今はいいけれど果たして中長期的に見たときに、同じだけの輸入量を継続的に得られるのだろうか。場合によっては変えなければならないのではないか。そのようなことに対して情報分析・提供し、一緒に取り組んでいるのが適応策です。

緩和策は、CO<sub>2</sub>排出量の削減になります。具体的に申し上げますと、現在、船会社さんやエネルギー事業者さんと、ウェザーニューズのサービスを通じて得られるCO<sub>2</sub>排出量の削減量、これを定量化して可視化する。まずは、そんな取り組みから一緒にやらせていただいているという状況です。これは、結構まだ道のりが長いなというふうに私自身思っておりますが、先にウェザーニューズのドリーム、夢に「地球の未来も守りたい」を加えた話をさせていただきました。民間気象会社として、この気候変動に対してど真ん中にいると我々は思っておりますので、この緩和策というのは一つの使命だと考えております。別の言い方をすると、気候変動に対する緩和策、ウェザーニューズは絶対にやっていきますよという宣言でもあり、現在取り組んでいる次第です。

## 72時間先までリスクレベルを提供し 防災体制の最適化を支援

続きまして、今度は気候変動に対する取り組み

の中でも地方自治体の皆様と行っている事例についてご紹介させていただきます。

まずは短期的な気象リスクに対する適応策に当たるもので、防災体制の支援サービスです。一般的に減災にとって重要なのは、自助、共助、公助といわれますが、これは公助をサポートするものになります。ウェザーニューズでは歴史が長いサービスで、最初のお客様は文京区さんでした。

災害は、平日、休日、夜間を問わずやってきます。防災担当者としては、あらかじめ防災体制が必要なのかどうか、実際に災害が発生する可能性があるときには、その情報をいち早く認識し、防災体制を敷く。場合によっては、そのための対応策を取る。このようなことが必要になります。

ウェザーニューズでは、独自の「災害リスクスケール」により、突発的大雨などを早期に予測して、72時間先までのリスクレベルを提供し、迅速な防災体制の構築を支援しています。

また、先ほどウェザーニューズの会員の皆様から送られてくる実況レポートの話をしました。これが災害時に非常に役に立つというケースが増え始めております。今までなかなか把握しづらかった災害の状況が、リアルタイムで把握できるというのは、今のSNS時代の新しい形の共助だとも思っております。

私たちは、これらを防災気象と位置付けています。この防災気象に関するサービスは現在日本で200強の市町村に活用いただいております。ウェザーニューズにとっては一丁目一番地でもありますので、今後も強化していきたいと考えております。

## リアルタイムで気象観測をして 熱中症対策に取り組む

千葉市さんとは、「気候変動への対策の推進に関する協定」を締結し、気候変動の分野で連携して熱中症対策や気候変動の影響評価、環境学習・教育などに取り組んでいます。

例えば、千葉市動物公園ではレッサーパンダの風太くんが人気で、夏になると子供たちが風太くん目当てに来園するのですが、非常に懸念される

のが熱中症です。せっかく楽しみで来たのに、熱中症で倒れてしまっただけでは何にもならない。そのため、ウェザーニューズが動物園内に簡易な気象観測器を設置してリアルタイムで観測し、熱中症が発生する可能性があれば、来場者に対してアナウンスをする。そんな取り組みを行っております。今後はこの結果などを踏まえて設置場所を増やしていけたらと思っております。

米沢市さん、山形市さんとも同様の協定を結び、熱中症対策に取り組んでいます。2023年、山形県内の中学生が部活後の帰宅途中に、熱中症で亡くられるという非常に痛ましい事故がありました。これを受け、それぞれの市の中学校に当社の簡易な気象観測器を設置し、リアルタイムで気象観測をするとともに、熱中症発生の可能性があるときには、メールなど様々な形で先生に告知をし、先生はそれを受けて部活をすぐ中止する。そのような取り組みです。

ちなみに、両市とも熱中症対策に関しては、これだけではなく、生徒に対する啓蒙活動など様々な取り組みを行っておられます。

## 気候変動の中で未来に向けて データ分析・計画する重要性

那須塩原市さんは、早い段階でゼロカーボンシティを宣言した市ですが、加えて、適応策に関する策定を行った市でもあります。

これだけ変化する気候変動の中で、果たして那須塩原市の現在の農業というのは継続的にできるのだろうか、ということに関して、しっかりとしたデータのもとに分析し、必要に応じて別の取り組み、別の農作物を考える。このような適応策を策定してみようというもので、私たちも一緒に取り組みました。

最も大切なことは、地方自治体がこのような適応策をつくって終わりにするのではなく、それを住民の方たちに告知することなのです。したがって、適応策のパンフレットをつくったら、それをウェザーニューズのサイト、YouTubeを通じて告知をしていく。インターネットであれば、何歳ぐ

らいの人が見たのかあるいは見ていないのかといったことも分かります。そのような取り組みを含めて行いました。

適応策の策定は、那須塩原市さんだけではなく、京都府さん、山梨県さん、最近では神戸市さんとも取り組んでおります。

未来に向けて、自分のまちが、どのように変わっていくべきなのか。気候変動の中で、感情的に行うのではなく、しっかりとしたデータのもとに分析をして、適応策を策定し、それを告知していく。こういったことが、今、地方自治体にとっては、重要なテーマの一つなのだ、私たちも肌で感じております。

## 現在開発途中の部分もある 林野火災対策支援サービス

2025年末から今年にかけて、山火事のニュースも相次ぎました。これもまた気候変動による影響の一つだと考えておりますが、山火事、林野火災に対しても、ウェザーニューズでも何かできることはあるはずと取り組んでおります。

山火事は、第一に発生の可能性の告知、実際に発生した際の素早い検知、そして住民への避難の対応策、という三つのフェーズがあると思います。私たちは、まず皆様からの要望が高い林野火災注意報・警報、これらの自動計算、並びに発表の支援、そして周辺自治体の発表状況の把握、こうしたものから取り組みを始めております。

これに加えて、より詳細な面での林野火災リスクの可能性については、72時間先までの予報を我々は出しますので、3日先がどうなるのかということの心積もりをしていただける情報の提供も併せて行っております。

また、現在開発中のデータの一つとして、衛星データを活用して火災発生の検知を早急に行う、こんな取り組みも行っており、一日でも早くリリースできるよう努めている次第です。

少し駆け足にはなりましたが、昨今の気候変動、並びに異常気象ではなく極端気象に対する備え、そのための取り組みについてご紹介させていただきました。ご清聴ありがとうございました。

# 主権者教育

## ～政治離れを防ぐための第一歩～

(一般社団法人) WONDER EDUCATION代表理事、総務省主権者教育アドバイザー 越智 大貴

### 子どもを取り巻く環境の変化

2016年に選挙権年齢が18歳に下がることを踏まえて、高校生や大学生への選挙啓発の一環として、主権者教育が2015年から全国で本格的に始まりました。このときのテーマは、啓発です。高校生や大学生を中心に、主権者教育を通して「選挙に行こう」という啓発活動を続けてきました。それから10年が経ち、主権者教育は変わっていかねばならないフェーズに入っていると思っています。というのは、そもそもこれから誰に啓発をしていくべきなのかという点を、主権者教育に取り組むうえで考えていかねばいけないからです。

近年行われた参議院選挙について、10～60代の投票率を見てみると、全体の投票率が低いときは、当然、各年代の投票率も下がり、全体の投票率が上がるときは、若者も高齢者も含めて全体的に投票率が上がります。では全体の投票率に対して10～20代や50～60代の方々が、どういう投票行動をとっているのかというと、実は10～20代は、全体に対して上がっているのに対して、50代は下がり始めています。60代は、もっと顕著に下がり始めていて全体の平均に近づきつつあり、決して高いわけではありませんでした。

つまり若者の投票率が低いのは間違いないのですが、高齢者の投票率も少しずつ下がり始め、全体としても下がりつつあることを考えると、低投票率の問題は、日本国民全体の選挙や政治離れと

して捉えていく必要があるのではないのでしょうか。これからの主権者教育は、若者にだけ政治に参加しよう、選挙に行こうというよりも、むしろ全体が政治に参加することについて考えていくフェーズに入っていく必要があると考えています。

また、2022年に成人年齢が18歳以上に引き下がり、2023年に子ども基本法が成立したことで、より子どもの意見や権利を社会全体で認めていきましょう、子どもの社会参画もどんどん推し進めていきましょう、という現在の流れがあります。近い将来、被選挙権年齢も18歳以上に引き下がるのではないかなど、政治や選挙に関する子どもを取り巻く環境というのは、ますます変わっていくと思われます。

### 主権者教育とシティズンシップ教育とは何か

主権者教育とはそもそも何なのか、若者の現状と課題について考えていきます。

主権者教育で大事なことを漢字一字で表すと、どんな漢字が当てはまるでしょう。私は「任」だと思っています。戦後のドイツでは、主権者教育と呼ばれる政治教育を、幼児の頃から行っています。例えば、幼稚園児を公園に連れて行き、好きな場所に青い旗、嫌いな場所に赤い旗を立ててもらいます。職員がなぜここに赤い旗を立てたのかを聞いてみると、そこが砂場であれば靴に砂が入って嫌だとか、滑り台であれば友達が多くいて遊べないなどの意見が出てきます。それを職員が聞いて

## 越智 大貴 (おち ひろたか).....

### 略歴

1987年愛媛県生まれ。2014年NPO法人NEXT CONNECTIONを設立し、リアリティを加えたシティズンシップ教育・主権者教育活動を開始。2015年「(公財) 明るい選挙推進優活動賞」を受賞。2017年「第12回マニフェスト大賞優秀シティズンシップ推進賞」を受賞。同年、総務省より主権者教育アドバイザーの委嘱を受ける。2022年NPO法人NEXT CONNECTIONを退職。同年、(一社) WONDER EDUCATIONを設立、現在に至る。



て、理想の公園のつくり方を考えるという形です。知識を教え込むのではなく、子どもたちの声を政治に反映させていく感覚を学ばせるのです。

冒頭で、主権者教育はずっと啓発をしてきたという話をしました。啓発と教育は、意味が違います。啓発は、気づきや注意をその場で促し、きっかけを与えるのが役割です。教育は、知識やスキル、価値観まで含めて、長期的に育てるというプロセスがとても大事ですが、その部分が、今の日本の主権者教育分野では足りていないのです。

そこで、主権者教育を考えるうえでその基盤となるシティズンシップ教育について考えてみます。

運動競技を行ううえでの心構えや周りへの思いやり、正しい行いといったスポーツマンシップを、世の中や社会に置き換え、世の中のルールを守り、社会生活を行ううえで周りへの思いやりや正しい行いを行うことが、シティズンシップです。

では、「思いやりや正しい行い」とは何でしょうか。地域や時代によっても、当然、このシティズンシップという答えは変わってくるのです。答えがないからこそ、自分なりの答え＝「納得解」をつくっていくのが、シティズンシップ教育です。

先生に教わって暗記すればいいというものではなく、みんなで答えをつくり上げていくのがシティズンシップ教育だと生徒たちにも教えていて、この活動自体が政治だと私は思っています。

そもそも政治とは、社会の課題を話し合い、解決方法を決めることという意味があります。社会とは、人々が互に関わり合う場のことであり、選

挙とはその政治の代表者や方針を、多数決で決めることです。つまり、みんなで世の中のことについて話し合う場をつくり、自分たちなりの答えをつくっていくことが、本来、政治に求められていることであり、シティズンシップを育むうえで、とても大事なポイントです。

政治に関心を持ってもらうためには、当然、コミュニケーションが必要です。人々が互に関わり合う場のことを社会と呼ぶ以上、当然、学校や家庭の中にも社会は存在します。その社会の中で、みんなが課題を話し合い、解決方法を決めているとすると、それはまさに政治だと思います。

例えば、子どもたちは友達と遊びに行くときに、まずいくら持っているかという話をします。今日は映画に行こう、お小遣いがないから公園でおしゃべりにしようなど、まさに予算の話し合いです。こうしたコミュニケーションのリアルな場をつくっていくのが、政治離れを食い止める方法で、非常に大事な部分でしょう。逆に、この部分を充実させれば、もっと選挙や政治に関心を持ってくれる人たちが増えるのではないかと考えています。

愛媛県の高校生を対象に、毎年「国や社会に対する意識調査」というアンケートをとっています。「家族や友人などと政治や社会問題の話はしますか？」という設問に、半分以上がしていないと答えています。高校3年生になるにつれて、どんどん家族の中での会話が減ってくるというのが、愛媛の若者の特徴としてあるようです。

その延長で、「今の自国の政治に関心があるか」

という設問では、全国と愛媛県の若者の傾向の平均がわかります。高校1年生の50%以上が関心があると答えていて、全体でも40%以上が関心を持っていると答えています。

では、なぜ若者は選挙に行かないのか。アンケートによると、「自分の力で国や社会を変えられる」と思う人の割合が2割弱です。特に愛媛県の若者はそれが顕著で、自分が行動しても何も変わらないと考えていて、それが結果的に低い投票率となっていると思います。ここを変えていく以上の、投票率を上げる方法はないのではないかとこのほどです。こどもたちのマインドを動かすことが大事です。

では、こどもたちが政治や社会に冷めているのかというと、実はそんなことはないことも見てとれます。「社会のために役立ちたいと思うか」という設問には、高校1年生の9割近くが「役立ちたいと思っている」と回答し、全体でも8割以上がそう思っていると答えています。「自分は責任ある社会の一員だと思うか」の問いには、高校1年生の7割以上が、全体でも7割近くが自分は責任ある社会の一員だと答えています。この結果からわかるのは、こどもたちは「社会のために役立ちたいし、社会に責任を持ちたい」が、同時に「どうせ自分では国や社会を変えられない」と思っているという現状です。

こうしたデータから見えてくるのは、若者は政治に無関心なわけではなく、社会的無気力感のほうが強いのことを捉えていかなければいけない部分だと思えます。

社会的無気力感を変えて社会に影響力を行使できると思える感覚を育む、というのがむしろ主権者教育の役割です。そのために主権者教育は、選挙に行こうという活動から、民主主義社会の熟成のフェーズに、そろそろ移っていく必要があると考えます。

## 主権者教育の課題とは

主権者教育には大きな壁も立ちはだかっています。イメージの話なのですが、真っ白な画用紙が目

の前にあるとします。その画用紙に何も書かないのが政治的中立と思うか、何でも自由に書いていいと思うのが中立でしょうか。

何でも自由に書いていいと言うと、悪口を書く人や人を傷つけるような発言を書く人がいるかもしれないので、何でも自由に書いていいということには抵抗があります。では何も書かないでいいのでしょうか。これが、実は教育現場を悩ませている大きな課題なのです。

そもそも、教育基本法には第十四条「政治教育」の中で「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と書かれています。

政治的教養とは、「民主政治、政党、憲法、地方自治等、民主政治上の各種制度についての知識」、それから「現実の政治の理解力及びこれに対する公正な批判力」、「民主国家の公民として必要な政治道徳、政治的信念」と書かれています。

こうした中で、特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育や、政治的活動というのが具体的に何なのかが示されていない以上、どこまで踏み込んでいいのかわからないというのが、学校現場の先生の本音です。

さらに学校としては、政治に関する知識が十分でないため、どう教えたらいいか不安だということ、校務もあって多忙な中で、こうした難しいものを取り扱うというのは抵抗があるようです。行政の本音としても、曖昧なことについては触れずにトラブルを回避したいという思いがあるのかなと、活動していて感じる部分です。

愛媛県では、こうした現状を反映するかのようなルールが、実は10年前にできていました。愛媛の全県立高校で、政治活動をする際は、必ず学校に届け出ましょうという政治活動届出の校則化です。これは、学校が生徒の思想信条の自由に介入する余地をつくる校則化で、本来慎重に取り扱わなければならないところなのですが、2024年の朝日新聞の記事によると、29校で残っている（内7

校は廃止検討中) ということです。

同記事の中で、「高校教育課は、これまで生徒から届け出があったかどうか調査はしていないが、聞く限りでは(届出は)ない」と回答しています。

一方で、少なくともWONDER EDUCATIONのイベントに関しては、生徒が学校に届け出た事例があり、その際には「学校としても取り扱いがよくわからない」と伝えられたと聞いております。

民主主義社会におけるルール of 意義については、権力を適切に制限しつつ、市民・国民の自由や参加を支えるものであるという視点も重要ではないかと考えます。

そうした観点から見ると、学校現場において運用の整理が十分でない事項がルール化されている場合には、主権者を育てる主権者教育のあり方との関係で、丁寧な検討が必要になるように思われます。

その一方で、学校には学校として慎重に対応せざるを得ないさまざまな事情があることも承知しております。

学校が政治との関わりを考えるうえで、非常に難しい論点の一つであると感じています。

行政においても同じことが言えます。

2025年の参院選の際、実際の政党名を使って模擬投票する授業をしたところ、愛媛県選管からそのようなことは差し控えるようにとWONDER EDUCATIONに連絡がきたことをNHKで取り上げていただいて話題になりました。

総務省の回答としては、愛媛県選管の対応は国の方針と異なっているとのことです。そのための副教材もつくられています。その副教材を使って愛媛で模擬投票を行おうとしたら、しないようにという連絡があったわけです。

なぜ愛媛県選管がNGを出したかという、結果を公表しなくても、生徒同士の会話で結果を知ることが可能で、参加者や参加者の家族の投票先に影響を及ぼすリスクがあるからだといいます。つまり、人気投票の原則や未成年による選挙運動に触れる可能性がある、というご懸念によるものかと理解しております。

ただ、授業が参加者やそのご家族の投票先に影響を及ぼす可能性を重く見る場合、たとえば親子で投票所に行き、ポスターを見ながら「誰がよいと思うか」を家庭内で話し合うことについても、結果として有権者の投票行動に一定の影響を与える場面があり得るように思われます。

その点を踏まえると、総務省や選挙管理委員会が推進している「親子連れ投票」との違いを、どのように整理すればよいのか、なお疑問が残るところです。

## 主権者教育を活性化させるには

では、主権者教育をさらに充実させていくためには何が必要でしょうか。私は、主権者教育のカギは「4ティ兄弟」だと考えています。4ティとはリアリティ、コネクティビティ、クオリティ、クオンティティの4つです。このうち、はじめの3つに関しては、外部の人が入る意味が非常にあると思っています。

リアリティは実際の社会とつながるということ、いかに本物の内容を扱えるかどうかです。2つ目のコネクティビティは、外部連携。学校の先生が専門的な知識を得るのが難しいのであれば、専門家や外部と連携することが、主権者教育を活性化させる手段の一つになるのではないかと考えます。3つ目のクオリティは、生徒たちが主体的に参加できる形になっているかどうか。ただ参加するだけではなく、自分たちの声が、学校や社会に届く形になっているかです。4つ目のクオンティティは、量です。こうした主権者教育の機会を一回限りのイベントではなく、いかに数をこなせるかも重要です。

次に、主権者教育を活性化させるための具体的な方法です。リアリティでは、大人やこどもが学び合える環境をいかにつくっていきけるか。専門家が一方的に話して終わりではなく、専門家を批判的に見るという視点も必要で、そうした環境がつかれるかどうかというのも大事です。

コネクティビティでは、本物のゲストとの「ナ

ナメの関係」です。何でも忌憚なく話すには、学校現場で中立性をコントロールできる人が必要で、先生、生徒、大人、こどもという縦の関係ではない、ナメの関係の存在がカギを握るのではないかと考えています。

さらにクオリティの部分では、コミュニケーション重視で主体的な学びが実現できるかどうかのカギになります。その実現のために、答えのない問いに対してみんなで学び合い、納得解を導くための「編集力」を身につけることが、主権者教育をよりよく、より効果的にしていくためのポイントだと思います。その際、学びの場の中立性をコントロールするファシリテーターと、専門的なサポートをするゲストが、それぞれの役割を明確にすることです。

そして、ただ一方的に伝えるのではなく、ロールプレイングやシミュレーションを交えながら、話し合い活動を中心に実施していくというのも、大事になってくるでしょう。

つまり、この役割分担を考えたときに、先生や大人に教わる社会の仕組みやルールに関する事実は、そのまま教え込む必要がありますし、教科書に載っているようなことや、公職選挙法に関する事など、政治知識の成果の取得については、きちんと教えることはもちろん大事です。

一方で、学び合いの場をつくり、政治感覚や納得解を取得できるようにすることも大切です。その際、社会の仕組みやルールに関する事実を批判的に見ていくためには、共感してくれる人や、なぜそう思うのかと問いかけてくれる人がいて、自由に意見を言える雰囲気をつくれるファシリテーターが存在していることも必要だと感じています。

さらに、LOVEルールというのも設けています。世の中に答えはないからこそ、大事にしてほしいルールです。Listen=いろいろな人の話をよく聞く、Open mind=いろいろな考えを認め合う、Voice=遠慮せず質問し考えを伝える、Enjoy=学び合うことを楽しむ、の4つの頭文字を取ってLOVEと呼んでいます。このLOVEルールを大事にしながら主権者教育に臨むことを必ず生徒たちにも伝えて、

ワークショップをするようにしています。

## 「WONDER EDUCATIONの取り組み」

ここからはWONDER EDUCATIONの取り組みについて、説明します。WONDER EDUCATIONでは、世の中の仕組みをみんなでおもしろく学び合う、みんなでつくるということをコンセプトに、こども、若者主体の世の中づくりを目指して、シティズンシップ教育や主権者教育を、いつでもどこでも誰でも実施できるような環境づくり、場づくりや仲間づくりのための活動をしています。

例えば、学びづくりでは、講座や「こども選挙・We City」といった取り組みを行っています。「We City」は、体験型のまちづくりです。大学生や中高生が主体的に活動して、まちにどのような機能があったら円滑に回るのか、どんなルールがあったらこどもたちが気持ちよく過ごせるのかといった学び合いの場をつくり、当日、小学生に体験してもらい取り組みです。

これらは学校や行政、企業団体の皆さんと一緒にを行っています。例えば、世の中を考える講座では、話し合い活動を中心に全国各地で実施していて、選挙に関する事、政治に関する事、権利や社会参加に関する事を主に行っています。

選挙に関する事では、選挙は推し活だから、自分たちの推しを探すワークをやってみようという話をします。推し活感覚で、政治や実際の選挙放送を見せたり、総務省が出している動画を見ながら、自分だったら誰を推せるかを探していくワークや、模擬投票体験をしたりしています。

また、政治に関する事では、市長シミュレーションを行うこともあります。自分が市長や総理大臣だったら、自分のまちの予算をどのように使うのかみんなで考えていくワークのほか、探究学習とワークショップをひもづけるなど多様な内容です。

参加した教員からは、年齢が近い大学生がいることで親しみが持てる、自然に生徒が話しているなど、ふだんの授業ではなかなか見られない場面が多くあり、こうした授業は非常にありがたいと

いう声をよく聞きます。

世の中のことについて真剣に考えていこうと思えば、いろいろなきっかけから子どもたちと一緒に社会について考え、その先に政治がある、政治家を選ぶのが選挙という手段だという点をしっかりフローとして見せながら、主権者教育に臨むというのが、WONDER EDUCATIONの活動です。

## こどもの声を聞ける社会へ

総務省は、主権者教育について「主権者教育とは、社会の出来事を自分事として捉え、自ら考え判断し、主体的に行動する教育である」と説明しています。これは間違っていないと思うのと同時に、やり方としては、逆でもいいと思うのです。子どもたちが社会の出来事について、まず主体的に行動を起こしてみる、そして自ら考え判断し自分事として捉えていけるようになる教育ではないかと思ったりもしています。

やはり、政治参加や社会参加は、子どもたちにとってハードルが高いのです。知識も自信もないため自分が関わっていいものかどうかよくわからない、とすごく悩む高校生たちもいます。

ニューヨーク市立大学環境心理学及び発達心理学の教授であるロジャー・ハートが提唱した「参画のはしご」という、有名な社会参画のはしごモデルでは、操り参画、お飾り参画、形式的参画は非参画と位置づけられています。「大人主導で意志決定に子どもも参加し、子どもの意見提起のある参画を認めていくというのは、ある意味、子どもが主体的に参加していると見えるが、実際は大人主導で参画している」と言っています。子ども主導の活動の中に大人が巻き込まれていくというのが、本来あるべき社会参画の形だとロジャー・ハートは捉えています。子どもの意見を尊重し、その中でどんどん意識を変えていくことが、主権者教育の中では大事にすべきなのだと思います。

これらのことをベースに、個人的に主権者教育とは何かというと、「放任すれど、放置せず」だと思います。子どもは大人が思っている以上に勝手

にいろいろなことを学びます。大人が教えなくても子どもたちはそこで学んでいくので、大人の役割は任せること。温かく見守りながら子どもたちに意思決定を任せてあげの中で一緒に学んでいくというのが、主権者教育の中で大事なポイントなのではないでしょうか。

私は「任」という字を、主権者教育の大事なポイントとして最初に挙げましたが、子どもたち主体というのは、周りの大人が任せてあげられる環境をいかにつくれるかが大事です。

私たちの社会における政治や選挙の意義を考えたときに、「社会はみんなのもの」を再確認する機会ではないかと思いました。話し合いや選挙があるからこそ、政治家は市民を意識する必要性があり、権力の暴走を防ぐことができる。独裁者が出てくるような環境ではなく、みんなで話し合うことによって実現していくものがあるから、それを通して社会はみんなのものだと再確認する機会が、選挙や政治にはあるのだろうと思っています。

同時に、話し合いや選挙というのは、「こんな社会がいい」という自己表現をする機会だと思っています。こんな社会に住みたいということを自分たちが言えて、それを社会が受け止めてくれる機会が、実は選挙や政治の役割ではないでしょうか。私はむしろ、主権者教育でやるべきポイントというのはこちらではないかと思っています。

単に票を入れるとか、話し合いに参加するだけではなく、自分たちの声がしっかりと受け止められ、それが実現される可能性があり、社会に受け入れられていくという感覚を子どもたちが実感すれば、逆にそうした社会を子どもたちが受け入れていくことができるのではないのでしょうか。そのような循環をつくっていくのが、シティズンシップ教育や主権者教育の中で求められていることだと思うのです。

ぜひ、選挙に政治に興味を持っていただくとともに、どんな社会で生きていきたいのかを考えられる、お互いに学び合う機会を一つでも多く、様々な場所をつくっていける主権者教育を、これからも広げていきたいと思っています。

# スポーツツーリズムへの挑戦を機に桃源郷のまちが目指す 持続可能な 市民幸福度向上への道

徳島県三好市長

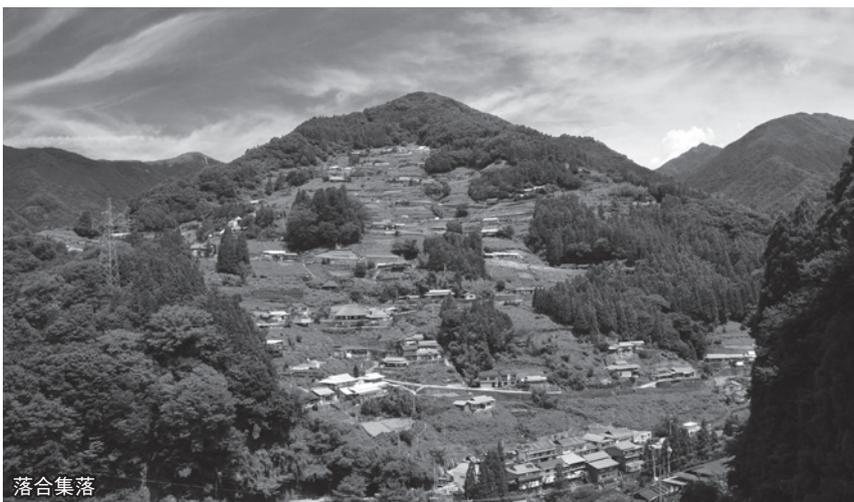
## 高井 美穂



たかい・みほ

1971年、徳島県三野町（現三好市）生まれ。徳島県立脇町高等学校を経て、早稲田大学第一文学部文学科英文学専修卒業。1994年（株）ダイエー入社、社長室秘書部配属。2003年衆議院議員選に初当選、3期務める。在任中に文部科学大臣政務官、文部科学副大臣等を歴任。2015年徳島県議会議員に当選、2期務める。2021年三好市長選挙に当選、2025年再選。

**四** 国三郎・吉野川の上流域に位置する徳島県三好市。険しい自然環境はこれまで過疎の要因となってきたが、2010年代にウォータースポーツの世界選手権大会が開催されたことを機に市は「スポーツのまちづくり」へと乗り出し、さらに自然や文化のポテンシャルを生かした滞留型の「スポーツツーリズム」へと舵を切って注目を集めている。だが、経済的豊かさの追求とは一線を画し、今日に脈々とつながれてきた山間の暮らしに立脚した持続可能性を目指そうとする同市の高井美穂市長を訪ねた。



落合集落

### 三好市の概要

三好市は2006年3月、徳島県三野町・池田町・山城町・井川町・西祖谷山村・東祖谷山村が合併して誕生。四国のほぼ中央に位置し、古くから交通の要衝として、また県西部の社会、経済、文化、観光の中心地として発展してきた。自然景観に恵まれ、大歩危峡や黒沢湿原、紅葉の名所・竜ヶ岳、西日本第2の高峰・剣山等があり、四国霊場第66番札所・雲辺寺や平家落人伝説の残る祖谷のかずら橋など歴史的文化遺産も多数ある。

「秘境」「桃源郷」と呼ばれた山間のまちに世界のスポーツ界が注目

——最初に三好市の概要についてお教えてください。

高井 三好市は、2006年に4町2村の合併により誕生しました。徳島県の西端、四国のほぼ中央に位置し、北は香川県、西は愛媛県、南は高知県に接しています。四国最大の面積を誇り、その9割が山と川からなる自然に恵まれたまちで、「秘境」と呼ばれる山間地の美しい大地に約2万2,000人が暮らしています。四国三郎の異名を持つ大河・吉野川や西日本第2の高峰である剣山、祖谷のかずら橋といった豊かな観光資源を有し、四季折々の独特な風景は日本でも屈指の美しい景観を形成しています。

三好市には自然景観だけでなく、見どころも多くあります。四国酒まつり、いけだ阿波おどり、にし阿波の花火大会、三好くるまつりといった4大イベントに加え、各地域で住民主導の様々なイベントや祭りが行われています。また、大歩危・小歩危のラフティングやイケダ湖でのサップ・カヌー、ジップラインやフォレストアドベンチャー、剣山登山など、観光・スポーツのまちとして多くの人が訪れ、賑わっています。

一方で山がちな土地ですから、長い時間をかけて独自の農耕文化が培われてきました。それが2018年に国連食糧農業機関（FAO）から世界農業遺産に認定された三好市を含む「にし阿波の傾斜地農耕システム」です。急峻な傾斜地をそのまま利用して農耕生活を営むことで自然と集落を

守ってきた歴史は、まさに現代につながるSDGsの理念そのものと言えます。こうした暮らしに注目したアメリカの東洋文化研究者アレックス・カーは、ここには古き良き日本が残っていて、雑穀や豆腐、干し芋や干し柿等の伝統的な食文化が豊富にあると賞賛し、この地域を「桃源郷」と呼んだほどでした。

——その三好市に生まれた高井市長が衆院議員から徳島県議、三好市長へと、より出自に近いところに活躍の場を求めてきた理由は。

高井 私はバブル崩壊後に東京で社会人生活を始めましたが、次第に仕事や自分の生き方に行き詰まりを感じるようになり、休職して米国留学をするなどしていました。そうしたなかで、自分が住みやすいと思える社会にできるよう自分が努力すべきだと思い至り、衆議院選挙で女性候補者の公募に応募したことが政治に関わるきっかけとなりました。不満があるなら、文句を言うより自分で変えようと考えたのです。

計3期務めた衆院議員時代には、文科省の政務官や副大臣になって高等学校授業料の無償化を実現するなど得難い経験をしました。その後、国政からは身を引いたのですが、地元で県議や市長にと求められ、自分が生まれ育ち、好きだと思える場所で再び政治に関わろうと考えました。政治の世界で得た恩と経験は、政治の世界で生かさなければと地元に戻ったのです。もっとも、選ばなければ政治の仕事はできませんので、住民の皆さんから負託をいただいてありがたいと思いますし、今、市長として仕事をしながら、首長職は自分で決めて実行したことに責任を持って、とてもやりがいがあると感じています。

スポーツまちづくりで「スポまち！長官表彰」を受賞

——ところで、2021年の市長就任時に、三好市は「アウトドアスポーツのまちづくり」を推進していました。ご自身はその方向性をどう見ていましたか。

高井 三好市の魅力はよく知られたかずら橋だけではありません。自然体験とスポーツは私自身が幼いころからの日常生活に組み込まれていて、成長を促してくれた原体験ともいべき素晴らしい



「にし阿波の傾斜地農耕システム」を活用したやつまたほ場



ラフティング世界選手権2017



ウェイクボード世界選手権大会2018

ものでした。世界が三好市の自然環境に注目し、2017年に「ラフティング世界選手権」、2018年には「ウェイクボード世界選手権大会」が開催されたことで、ウォータースポーツの一大拠点であるというイメージが一気に高まりました。世界から20,000人を超える競技者や観客がやってきたのです。この2つの世界選手権のレガシーは映像などは別として形に残るものはありませんが、キャンプやアウトドアの観光客の誘客に貢献してくれるとともに、あらためて豊かな自然環境が評価されたことで、市民にとってはシビックプライドの醸成につながりました。

そのころ私は徳島県議としてスポーツ行政の関係から誘致等にも関わっていましたが、実はラフティング世界大会の際は地元のユースチームを結成し、その一員に自分の娘が入ったことで、公私ともにどっぷりその魅力にはまってもいたのです。また、訪れた人々は水環境の良さだけでなく、自然の美しさ、地元のホスピタリティなども高く評価してくれて、とても嬉しかったことを覚えています。

——その後は市長として「Hessokko水あそびパーク」をオープンさせるなど、市民ぐるみのスポーツ振興を図りました。

高井 ウォータースポーツの盛り上がりを継続させようと、2022年に開設したHessokko水あそびパークですが、観光客や市民の皆さん、特に川で遊ぶことがなくなった子どもたちが川に親しみながらウォータースポーツの楽しさを体験してもらうことで泳ぎを覚えたり、自然の偉大さを身体で感じて、感動してもらいたいと思ってつくったのです。

というのも、今は全国で水の事故があったり、

暑さのあまりプールで遊べなかったりという状況が続いていて、泳ぐ機会も少なくなりつつあるのが現実です。川と親しむ経験を持たないまま子どもたちが大きくなるのは残念ですし、もっと言えば自然の怖さを学ぶ機会を持つことも大事なことだと思います。

水あそびパークの場所は市内のイケダ湖にありますが、サップ、カヌー、ラフティング、ウォーターロール等のアクティビティも用意されていますから、子どもたちもきっと水が好きになると思います。プールにはいない生き物もたくさんいますからね。

——そうした三好市のスポーツまちづくりは全国的に注目され、2022年11月にスポーツ庁の「スポまち！長官表彰」を受賞しました。

高井 地域の人たちが大事に守ってきた自然や景観のなかで行われるスポーツが国から評価してもらえたことは、その環境を守ってきた住民が素晴らしいという評価をいただいたのと同じことで、とても嬉しい出来事でした。三好市は昔から地元にあるものを大事にして、自然とともに生きてきた地域です。なにかをつくって人を呼ぶのではなく、持っているものを生かして助け合いながら生



「スポまち！長官表彰2022」表彰式

きてきたまちですから、やっと時代が三好に追いついてきたと感じました。

## スポーツツーリズムで図る観光立市への飛躍

——その後も三好市は「アウトドアスポーツのまちづくり」から「スポーツツーリズムのまちづくり」へと取組みを進化させています。

高井 「スポーツツーリズム」とは、その地域で開催されるスポーツ（大会、競技会等）を観戦する（見る）、参加する（行う）、支援する（ボランティア等で支える）ことなどを目的とした旅行スタイルですが、地元にとってはスポーツの魅力で人を呼び、滞在していただくことによって地域活性化を目指すものだと考えています。

三好市は豊かな観光・文化資源に恵まれていることから、その地域資源をもっと深く楽しんでほしいということです。せっかくスポーツを見に来て楽しんだのなら、併せてその土地の魅力も存分に楽しんで帰ってほしいのです。吉野川だけでなく、剣山や三嶺もあり、登山やトレッキングも人気の地域ですが、人と自然の共存はそこに入ってこそ知ることができる恵みがあります。つまり、アウトドアスポーツの振興を図ることは、三好市にとっては地域の特性を生かした持続可能なまちづくりだといえます。

——さらに2023年に「世界の持続可能な観光地TOP100選」に選出されて追い風が吹くなか、「第3次観光基本計画」（2025年）では観光を市のリーディング産業と位置付けました。

高井 世界の持続可能な観光地とは「訪問客、産業、環境、受け入れ地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した観光」を意味していますが、国際認証団体（GD）がそのTOP100を選定したなか三好市も入れていただきました。これをきっかけに、「第3次観光基本計画」の検討過程においては観光客のデータ分析をしっかりと行って浮き彫りになった課題を整理し、今後5年間で目指すべき観光地としての姿をイメージしながら、多面的なアプローチを着実に遂行することに主眼を置いて策定しました。

ただ、正直に言えば、三好市の観光地は「秘

境」であり、大都市圏からは遠く、宿泊施設も少ないのです。道路も駐車場も狭いことから客数を大きく増やすことは難しいのが現実です。今、全国ではコロナ後のインバウンドが好調ななか、有名観光地はオーバーツーリズムの課題に直面して苦労されていますが、ここではキャパシティを超えるとたちどころに住民生活に大きな影響が出てしまうのです。

ですから、私たちはいたずらに入込客数や経済効果の数値目標を追うのではなく、わざわざここに来て良かった、ここにしかないものが見られた、ここならではの体験ができたという、来訪者の心を満たすことに重点を置いています。したがって、毎年の進捗を確認する調査では、「来訪者の総合満足度」（たいへん満足）と「再来訪意向」（たいへんそう思う）の最高評価の底上げと一人当たり旅行消費額の引き上げを成果目標にしているのです。

## 3本の柱で持続可能な三好市の未来を描く

——一方、高井市長は昨年「災害に備える」等、3つのまちづくりの方向を示して再選を果たしました。

高井 2期目に向けたまちづくりの方向ですが、まず「災害に備えるまちづくり」としては、撤退した船井電機の跡地を隣接する池田総合体育館と連動させて防災拠点としての機能を持たせることで、防災・減災対策を強化します。併せて防災井戸や防災倉庫の整備にも取り組み、中学校体育館の空調設備に着手することで学びの環境を向上させるとともに、災害時の避難所としての環境改善も図ります。

それから「過疎に負けないまちづくり」ですが、広い市域全体で乗合タクシーの導入を進め、市民の利便性向上を図っていきます。また、市有管理施設の適正管理に向けては売却や譲渡の検討を進め、廃校の利活用やサテライトオフィスの進出等の有効利用を促進していきます。さらに、ジオパークと世界農業遺産を活用したシビックプライドの醸成や、地域文化と景観の継承、豊かな地域資源を活用したカーボンクレジットの創出やふるさと納税の増加につながる高付加価値な特産品の

開発も進めています。

最後の「子どもたちに確かな未来をつなぐまちづくり」では、船井電機跡地に多目的ホール・図書館・市民活動施設を整備します。ここは防災拠点であるとともに、子どもや市民の文化活動等の拠点ともなり、日常生活の語らいや寛ぎの居場所としても機能してくれるものと期待しています。また、旧池田町内の教育・保育施設も再編整備を進めていき、池田小学校を建て替えるとともに、子どもたちの学びの環境を整えるために給食の無償化や0～2歳児の保育料無償化も継続します。

——三好市は昨年「地域みらい創発センター」(ミライケ)を設置しましたが、さらなる教育・コミュニティ機能の充実・確保策を打ち出しているのですね。

高井 ミライケは徳島県と三好市が連携し、県立高校寮と市民活動機能や図書スペースを同一施設の中に併設したものです。まち全体の居間のように誰もが気軽に使える空間で、多くの世代の人が「生活の場」「集いの場」「学びの場」として利用できる施設のあり方を目指しています。というのも、全国で同じ状況だったと思いますが、コロナ禍では市民が集まってコミュニケーションをとる機会を失い、コミュニティ活動が低下してしまいました。また、出版不況で市内から書店がなく

なってしまったこともあり、図書館の充実も欠かせない課題でした。そうした意味で複合的な目的を持つ公共施設の整備は不可欠でしたし、今回の船井電機跡地の施設もミライケと並んで期待する役割を担ってくれることを願っています。

そして、学びに関連して強調したいのが多様な人材育成事業です。森林環境譲与税を活用した「三好林業アカデミー」では、高性能林業機器を駆使して施業訓練できることで11種類もの資格を取得できますから、未来の三好の森林を支える林業人材が育ちつつあります。また日本ジオパークに認定された三好ジオパークでは、「三好ジオ暮らし方カレッジ」が開講されていて専門員を育てたり、市民の皆さんも三好の地質や自然を学んで防災等の知識を深めたりしています。さらに、昨年開校した通信制みのり高等学校では、山のなかの落ち着いた環境のなかで不登校の子どもたちが学び始めるなど学びの多様化も進められていますし、民間事業者と連携するデジタル人材育成事業では、四国大学の協力を得ながらウェブデザイナーになりたい若者や3Dプリンターでものをつくる若者、eスポーツを極めようとする若者たちが学び始めています。

——とはいえ、昨年の「三好市財政計画」は今後の6年間で累計54億円の赤字が見込まれると



ミライケのオープンスペース。ソファ席とカウンター席、書架や電動スクリーンも備えた多目的スペース



三好林業アカデミーでの植栽実習



三好ジオ暮らし方カレッジでの実験

公表するなど、厳しい財政運営を迫られそうです。高井 現状の三好市財政には確かな財政調整基金があり、大きな破綻リスクを抱えている状況にはありません。ただ、もとより財政構造は脆弱で、今後を見据えると厳しさは否めないのも事実です。そこで、市税等の徴収率向上やふるさと納税の強化、公有財産の売却等で歳入の確保策を図って自主財源を拡充するとともに、ICTを活用した事務の効率化や組織の見直しによる経費の削減も追求していきます。

一方で、三好市らしい新たな取組みにも挑戦していきます。豊かな森林資源を生かしたCO<sub>2</sub>吸収源としてのカーボンクレジットに取り組んでいて、収入を得ていく準備が整いつつあります。従来型のJクレジットに加え、九州大学やヤマハ発動機と包括連携協定（「森を繋ぐ協定」）を結ぶことで、「ボランティアクレジット」という全国の自治体でも数少ない仕組みに挑戦しています。ボランティアクレジットとは民間セクターが主導してCO<sub>2</sub>排出削減を売買するもので、ドローンを飛ばして森林や生態の正確な計測をしてCO<sub>2</sub>吸収源としての価値を判定しますが、すでに森林計測も開始していることから、経済的価値も含めた今後の展開には大いに期待しているところです。

## 人口減少は必ずしも不幸ではない

——最後に伺いますが、高井市長は「人口減少は必ずしも不幸ではない」とメッセージを発信しておられます。その思いとは。

高井 私は社会の形は成熟度によって変化していくものだと考えています。日本は高度成長期からピークアウトして久しく、すでに人口も経済も拡大の時代から成熟して豊かに長く生きる時代へと移ったといえるでしょう。

ところが、人間の価値観は多様で、求める幸せのレベルも多様です。住民の求めるサービスの質と量がどんどん増えていくなかで、それらすべてに行政が応えていくことは財政的にも人的にも不可能ですから、やるべきことは問題を抱えている人に手を差し伸べて困りごとを減らしていくこと、人々の幸福度を上げるために不幸を減らしていくことになるのだと思います。

私は人が減ることを嘆くのではなく、人口が減少するなかでも、現在いる人々やこれから生まれてくる人々、訪問してくれる人々や移り住んでくれる人々など、三好市に関係を持ってくれる人々を大切に持続可能な地域にすることがもっとも大事だと考えています。地域では老若男女がそれぞれの立場でできることを果たし、互いに助け合い、支え合えば課題解決も図れると思います。なぜなら、長年、三好の人々は豊かで厳しい自然のなかをそうやって営々と暮らしてきましたし、その本質はこれからも変わらないと考えるからです。だから、人口減少は必ずしも不幸だ、たいへんだとは思えないのです。

——人口減少を楽観的にとらえると。

高井 考えてみてください。日本の長い歴史のなかで人口が爆発的に増えたのは戦後のことです。戦後の第1回人口会議（1974年）は「これから日本の人口は増えすぎてたいへんなことになる」と言っていますし、団塊ジュニア世代の私が若いころの日本は人口増加がまだ懸念されていました。つまり、短期的な傾向だけを見て、人が減ることは本当にいけないことなのですか、と私は問いたいのです。

この間、全国の多くの自治体は人口減少対策を求められ、医療・保育の負担軽減や無料化が進んだ結果、子育て支援はかなり万全になりつつあります。しかし、それでも出生率がなかなか戻らないのは、なぜなのでしょう。私はどれだけ社会が成熟しても「より幸せになりたい」という人々の気持ちだけは、ずっと残るのではないかと考えています。住民の幸福度を向上させる、そこが守られていけば、100年後には再び人口は増加するかもしれません。

自治体の役割は地域で暮らしていく市民の尊厳を守り、生活を支えていくための公共インフラを維持し、人が減っても自治が機能し続けるようにしていくことです。社会構造の変化に対応した対策を進めて、住民が安心して幸せに暮らせる環境づくりに力を尽くすことです。AIも含め、いろいろな科学や医療・介護の技術を駆使していけば、絶対乗り越えていけると思います。

地域に人の暮らしがある限り、自治体消滅を恐れる必要はないのではないのでしょうか。

——ありがとうございました。

# 外国人や相続人等に対する課税の実務と課題

(公益財団法人) 東京税務協会 住民税専門講師 菊池 誠樹

## はじめに

令和7年度に実施した講義内容が受講生に好評だったということで、今回、機関誌に掲載する機会をいただいた。全国の市区町村で日夜苦悩する税務担当課職員にとって、少しでも参考になれば幸いである。

## I 外国人等に対する個人住民税課税の実務

### 1 外国人等への課税に関する注意点

ここでいう外国人等とは、外国籍の者だけでなく、日本を出入国した日本国籍者も含めて外国人等という。

外国人等への課税に際しては、概ね次のような点に注意が必要である。

- ① 賦課期日現在国内に住所を有するか否か？
- ② 租税条約等による特例に該当するか否か？
- ③ 賦課期日の翌日以後出国者への対応をどうするか？
- ④ どの所得に対して課税すべきか？
- ⑤ 所得税と住民税の取扱いに差異はないか？

今回は、紙面の関係上、①～③について言及していく。

### 2 制度改正に伴う外国人等の取扱い

平成24年度以前は、日本国籍者は住民基本台帳法、外国籍者は外国人登録法と分かれていた。

このため、外国籍者に対する課税の実務については、「外国人等に対する個人の住民税の取扱いについて」(昭和41年5月31日自治府第54号自治省税務局長通達)(旧通知)が発出されており、これを参考にして取り扱ってきた。

平成25年度以降は、住民基本台帳法の一部を改

正する法律ほか関係法令の施行(原則平成24年7月9日)に伴い、外国人登録法が廃止された。

これにより、外国籍者のうち中長期在留者等については住民基本台帳法が適用されることとなり、日本国籍者と同様の取扱いをすることになったため、前記旧通知は廃止された。

また、併せて「取扱通知」が改正され(新通知)、平成24年7月9日から適用されている。

事務処理上、平成24年度以前は、所得税に準じて、日本における居住期間が1年以上か未滿かを納税義務の判断基準とすることが多かったが、平成25年度以降は、居住期間より賦課期日現在における住所の有無が重視されることになり、日本における居住期間が1年未滿であっても、課税すべき事例が増えてきている。

### 3 制度改正後における所得税との関係

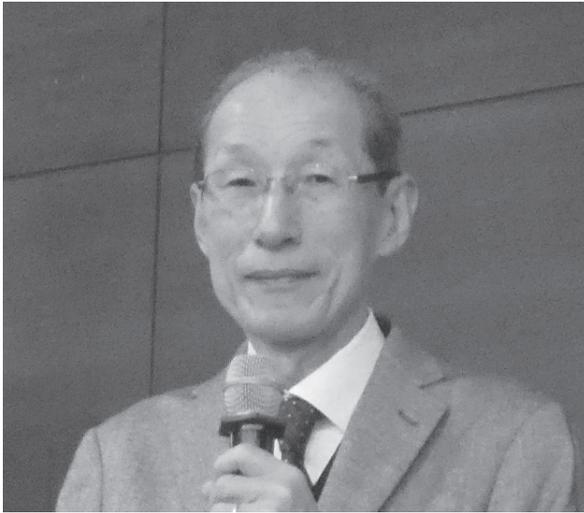
所得税の納税義務者は「居住者」となっており(所法5①)、居住者とは「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上の居所を有する個人をいう」となっている(所法2①三)。

更に、国内に居住することとなった個人、国外に居住することとなった個人についての「住所の有無」について推定する規定があり、いずれも、国内外に1年以上居住することを要する職業を有するなど、推定要件を規定している(所令14・15)。

このため、平成25年度以降、原則的に賦課期日現在住民基本台帳法の適用を受けるものを納税義務者とする個人住民税と、推定規定のある所得税は、異なる判断基準となる場合がある。

### 4 租税条約による留学生等の免除非課税等

取扱通知には、わが国が締結している租税条約の規定等により特別の取扱いをしなければならない



#### 菊池 誠樹 (きくち せいき)

(公益財団法人) 東京税務協会 住民税専門講師

東京都北区役所入庁後、税務課税務係長、税務課長、介護保険課長などを歴任。平成30年北区役所を定年退職後同年4月から現職。

これまでに、全国の研修機関等からの依頼により住民税の講義を担当し、受講生は延べ7千人に及ぶ。

長年に渡る税務課勤務の経験に基づき、実務に即した講義に定評があり、制度の成立ちやその背景、制度改正の意義などをわかりやすく現場目線で話す語り口は好評を博している。

受講生からは、「今まで受けた研修の中で最もわかりやすい講義だった」、「疑問に思っていたことが解消し、霧が晴れる気がした」、「先輩職員からエールが送られたようで意欲が湧いた」などの感想が寄せられている。

税制度の他、介護保険制度にも精通し、原稿執筆を依頼されることも多い。

主な執筆書籍

『地方税ガイドブック』『地方税ミニガイド』『個人住民税実務の手引』『東京税務レポート』(以上東京税務協会)、『介護保険なんでも質問室』(ぎょうせい)、『介護保険法の手引』『介護サービス事業運営の手引』(以上新日本法規出版)

い場合があることに留意する(取扱通知(市)2章83)との規定があり、条約締結国からの外国人住民については、税法より条約による規定が優先される。

今回は紙面の関係上、留学生等についての免除非課税規定等について説明していく。

#### (1) 留学生等に該当する者

ここでいう留学生等とは、次の①～③のいずれかに該当する者をいう(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令8①、以下省令という)。

- ① 学校教育法第1条に規定する学校に在学する学生(日本語学校等の各種学校・専門学校等は対象外)
- ② 事業、職業若しくは技術の修習者(技能実習生)
- ③ 政府又は宗教・慈善・学術・文芸若しくは教育団体からの交付金等を受け勉学又は研究を行う者(交付金受給者)。

#### (2) 対象所得

免除や非課税等の対象となる所得には次の二つがある。

- ① 生計、教育、勉学、研究若しくは訓練のための国外からの給付若しくは送金又はその支払を受ける交付金等(省令8①)
- ② 国内に一時的に滞在して行った人的役務の対価としての俸給、給料、賃金その他の報酬(省令8②)

#### (3) 適用時期

租税条約によって税の免除が行われるのは、留学生等のときに得た所得(適用年数を制限する国もある)のみとなるため、留学生等であっても日

本語学校等に通っていた時期に得た給与所得等については、課税対象となる。

#### (4) 不利益取扱いの禁止

わが国が締結している租税条約等においては、原則として、租税に関し相互に内国民待遇を与えるべきことを規定しているから、個人の市町村住民税の課税に関しても、課税標準、税率、申告手続き、納付方法等について条例等により同様の状況にある日本国民よりも不利な取扱いとなるような規定を定めることはできない(取扱通知(市)2章84)とされていることから、申告書の受付等の際しても日本人と異なる対応をすることはできない。

#### (5) 免除規定と非課税規定

省令11条は、そのタイトルが「住民税の免除を受ける者の届出」となっているとおり、租税条約により住民税が免除される所得を有する場合の手続き規定が定められている。

一方、対象税目に住民税がない国の留学生等への対応については、次のような通達がある。

「住民税を直接対象としていない租税条約の規定によって所得税を免除するものとされている留学生等の当該免除される所得に対しては、住民税を課税しないものとする。この場合において、これらの者が当該非課税となる所得以外の所得を有しないときは、均等割についても、課税しないものとする(昭和40年6月10日自治省税務局長通達)」

このため、住民税を対象とする国の場合は免除、住民税を対象としない国の場合は非課税ということになる。

#### 〈参考1〉住民税を直接対象とする条約国

ここからは留学生等の免除規定等について、個

別の租税条約を見ていく。対象税目に住民税が含まれている主な国は中国、韓国、ベトナムなどがある。

### 日中租税条約（中国）

#### （1）免除対象者（第21条）

専ら教育若しくは訓練を受けるため又は特別の技術的経験を取得するため一方の締約国内に滞在する学生、事業修習者又は研修員であって、現に他方の締約国の居住者である者又はその滞在前に他方の締約国の居住者であった者がその生計、教育又は訓練のために受け取る給付又は所得については、当該一方の締約国の租税を免除する。

#### （2）均等割の取扱い

日中租税条約の適用に際しては、次のような通知が発出されており、所得割が免除対象となる場合は均等割も課税できない。

「日本国政府と中華人民共和国政府との間の租税協定の実施に伴う地方税の取扱いについて」（昭和59年7月12日自治税企第53号自治省税務局長通知）

（協定の適用がある地方税の範囲）

この協定は、住民税（道府県民税、市町村民税をいい、均等割を含む。）について、一般的に適用される。

### 日韓租税条約（韓国）

#### （1）免除対象者（第20条）

① 専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る。

② ①に規定する学生は、交付金、奨学金及び勤務による報酬であって現に滞在している一方の締約国に源泉のあるものについても、当該交付金、奨学金及び勤務による報酬の額の合計が年間2万合衆国ドル又は日本円若しくは韓国ウォンによるその相当額を超えない場合には、当該一方の締約国において租税を免除される。ただし、その者は、いかなる場合にも、継続する5年を超える期間当該免除を

受けることはできない。

③ ①に規定する事業修習者は、1年を超えない期間現に滞在している一方の締約国において訓練に関連する実務上の経験を習得するために行う勤務から取得する報酬についても、当該報酬の額が年間1万合衆国ドル又は日本円若しくは韓国ウォンによるその相当額を超えない場合には、当該一方の締約国において租税を免除される。

### 日越租税条約（ベトナム）

#### （1）免除対象者（第20条）

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る。

### 〈参考2〉住民税を直接対象としない条約国

対象税目に住民税が含まれていない主な国はインドネシア、フィリピンなどがある。

### 日尼租税条約（インドネシア）

#### （1）免除対象者（第21条）

① 一方の締約国を訪れる直前に他方の締約国の居住者であった次の者

ア 当該一方の締約国内にある大学、学校その他の公認された教育機関の学生

イ 政府若しくは宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体から勉学若しくは研究を主たる目的とする交付金、手当若しくは奨励金を受領する者

ウ 事業修習者

② 当該一方の締約国に最初に到着した日から5課税年度を超えない期間、次のものにつき当該一方の締約国において租税を免除される。

ア 生計、教育、勉学、研究又は訓練のための海外からの送金

イ 交付金、手当又は奨励金

ウ 当該他方の締約国の居住者である雇用者によって支払われる当該一方の締約国内における人的役務に対する報酬

エ 当該一方の締約国内における人的役務に対

する報酬（ウの報酬を除く）で、当該一方の締約国が日本国である場合にあっては年間60万円、当該一方の締約国がインドネシアである場合にあっては年間90万インドネシア・ルピアを超えないもの

- ③ 一方の締約国を訪れる直前に他方の締約国の居住者であった個人であって、当該他方の締約国の企業若しくは①イの団体の使用人として又はこれらの企業若しくは団体との契約に基づき、専ら技術上、職業上又は事業上の経験の習得のため12か月を超えない期間、当該一方の締約国内に一時的に滞在するものは、当該経験の習得に直接関係のある役務に対するその滞在期間の報酬につき、当該一方の締約国において租税を免除される。

ただし、当該個人が海外から受領する報酬と当該一方の締約国内において支払われる報酬との合計額が、当該一方の締約国が日本国である場合にあっては年間180万円、当該一方の締約国がインドネシアである場合にあっては年間270万インドネシア・ルピアを超えない場合に限る。

- ④～⑤ 省略（実際に課税する場合は要確認）

## 日比租税条約（フィリピン）

### （1）免除対象者（第21条）

一方の締約国を訪れた時点において他方の締約国の居住者であった個人であって、主として、

- ① 当該一方の締約国内の大学その他の公認された教育機関において勉学をするため、  
② 職業上の若しくは専門家の資格に必要な訓練を受けるため、  
③ 政府若しくは宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体からの交付金、手当若しくは奨励金の受領者として勉学若しくは研究をするため、当該一方の締約国内に一時的に滞在するものは、次のものにつき、当該一方の締約国において租税を免除される。

生計、教育、勉学、研究又は訓練のための海外からの送金、交付金、手当又は奨励金、当該一方の締約国内で提供する人的役務によって取得する所得であって年間1500合衆国ドル又は日本円若しくはフィリピン・ペソによるその相当額を超えないもの。

この規定に基づく特典は、滞在の目的を達成するために合理的又は慣習的に必要とされる期間についてのみ与えられる。ただし、その特典は、いかなる場合にも、①の場合には引き続き5年を超える期間、②及び③の場合には引き続き3年を超える期間、与えられることはない。

## 5 賦課期日の翌日以降に国外転出する場合

### （1）賦課期日及びその翌日以降の国外転出

賦課期日に出国した場合は課税されないが（実務提要P140）、賦課期日の翌日以降に出国した場合には、その納税義務は消滅しないことになる（取扱通知（市）2章4の2）。

このため、国外転出者に対して、様々な手法を駆使して賦課徴収しなければならないが、主なものとして、納税管理人、口座振替、予納がある。

#### ① 納税管理人

当該市町村内に住所等を有しないこととなった場合、納税義務者は納税管理人を定めて申告又は申請しなければならない（市町村長が徴収確保に支障なしと認定した場合を除く）（法300）との規定があり、国外転出者に対する手段としては、最も有効な方法と言える。特別徴収義務者が納税管理人として申告することも可能であり、外国人労働者を多く雇い入れている特別徴収義務者の協力が得られるかが鍵となる場合もある。また、電子申請により海外からホームページ（以下HPと表記）を通じて納税管理人申請を可能にしている市区町村もある。

納税管理人が設定されれば、納税通知書は納税管理人に送達することとなる（法20①ただし書き）。

#### ② 口座振替

例えば、事前に国外転出する旨の申出があった場合、個人住民税は翌年度課税であり、普通徴収の納期は6月から始まる旨及び納付には口座振替の手続きが有効である旨を説明する。その上で、概算年税額を伝え、それを超える金額の入金が必要である旨を説明する。ただし、金融機関によっては、国外転出により口座凍結がなされる場合があるので、注意が必要。

この場合の納税通知書は公示送達となる（法20の2）。

#### ③ 予納

納期が到来していない場合、予納の申出を受けることができる（法17の3）。ただし、税額が確定するまでは還付充当することができない（法17の3②）。予納は、手続きが煩雑になる場合があり、消極的な市区町村もあるが、HPに申出書を公開して、積極的に取り組んでいるところも増えてきている。納税通知書は（2）と同様、公示送達となる。

## 6 関係機関等へのアプローチ

前述の有効手段を駆使するには、国外転出する前に税務課窓口に来てもらう必要がある。最も困るのは、国外転出してしまった後にこの事実を知ることであり、いかにこの件数を減らしていけるかを考えなければならない。

### （1）お知らせ・チラシ・ポスター等の配布等

国外転出前に税務課に来てもらえるかは税務課単独の努力では限界があるため、関係機関を巻き込んで対応することが重要であり、以下のような関係機関への周知や協力依頼が欠かせない。

想定される関係機関には、入国管理局提出用納税（課税）証明書発行部署、住民基本台帳担当課、特別徴収義務者（預り金や納税管理人等）、入国支援団体（入国前研修等の活用）、日本語学校、入国管理局（出入国の現況に関する情報提供依頼等）などが考えられる。

### （2）総務省が作成するチラシ等の活用

総務省は、外国人や外国人を雇用する事業者等へ向けてのチラシ等を作成し、市区町村で活用してもらえるよう、HP（外国人の方の個人住民税について）に掲載している。

### （3）脱退一時金の活用

日本国籍を有しない者が、国民年金・厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求することができる。このことを活用し、口座振替の届出依頼を検討している市区町村もある。

## II 相続人に対する個人住民税課税の実務

### 1 納税義務の承継

納税義務者が死亡した場合、相続人に納税義務を承継させ、租税債権の確保を図らなければならない。

#### （1）相続による納税義務の承継（法9）

納税義務者が賦課期日の翌日以後に死亡した場合は、相続人が納税義務を承継する。

死亡した納税義務者への通知行為は（2）①の場合を除き、納税義務を承継する人に通知しなければならない（実務提要P551・7）。

#### （2）相続人等の把握

① 納税義務者の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課徴収等の通知は、その相続人の一人に送達された場合に限り、全ての相続人に対してされたものとみなされる（法9の2④）。

② 納税義務者が死亡した場合、相続人は納税義務を承継し、納税義務者（被相続人）が納付すべき税額を納付しなければならない（法9①）。

③ 相続人が複数の場合、相続人は賦課徴収等の書類を受領する代表者を指定することができる（法9の2①）。

すべての相続人又はその相続分のうちに明らかでないものがあり、かつ、相当の期間内（概ね3月）に相続代表者の届出がないとき、市区町村長は相続人の一人を代表者に指定することができる（法9の2②）。

指定した場合は相続人に通知しなければならないとされている（法9の2②）。

ここでいう、「すべての相続人又はその相続分のうちに明らかでないものがあり」とは、どのような事案かという点、地方税法総則逐条解説には、「被相続人の婚姻につき、無効の訴え又はその調停が継続しているとき」など、主な例が記載されている。

これらは、非常に稀な事案であり、市区町村が容易には把握できないものとなっている。つまり、市区町村長が相続人の一人を代表者に指定できる例はほとんどないと言える。

仮に指定できたとしても、その代表者は書類を受領する代表者であり、全額を納付する義務はないということを理解しておかなければならない。

④ 相続人が複数の場合、各相続人は、民法の規定による相続分により按分して計算した税額を納付しなければならない（法9②）。

#### （3）承継税額の確定

① 相続人が相続した方法を確認し、相続人及び承継する税額を確定する（必要に応じて家庭裁判所の申述受理証明書等で確認）。

② 相続人が複数の場合は、次の方法により被相続人の税額を按分し、各相続人の税額を確定させる（実際にどのように遺産を分配したかは問わない）。

ア 遺言による指定相続分があるときは、その相続分に応じて按分する。

イ 指定相続分がないときは、法定相続分（法定相続割合）に応じて按分する。

ウ 指定相続分の有無につき相当の調査をしても確認できない場合は、法定相続分に応じて按分する。

#### （４）相続人がいない場合（民951、952）

相続人のあることが明らかでない場合や相続人のいないことが明らかである場合（相続人全員が相続放棄した場合を含む）は、相続財産法人が成立する。

相続財産法人が成立すると、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、相続財産の清算人を選任しなければならない。

承継税額を確保したい場合は、利害関係人として家庭裁判所にその選任を請求することとなる（予納金が必要）。

清算人が選任されれば、納税通知書は、清算人の住所、居所、事務所又は事業所に送達することになる。

## ２ 実務上の課題

### （１）納税通知書の送付方法

法令上適法な納税通知書の送付方法は、戸籍調査等により法定相続人を確定させ、その法定相続割合で按分し、法定相続人それぞれに納税通知書を作成して送付することになる（法9②）。

しかし、この方法は、実務上もシステム上も難しいため、多くの市区町村で、以下のような運用方法がとられている。

① 被相続人の名義のまま送付する。

② 相続人代表者指定届を提出させ、代表者の名義で送付する。

③ 職権で代表者を指定し、代表者の名義で送付する。

④ 代表者を決めず、同居の家族宛に送付する。

⑤ 被相続人の氏名の後ろに承継人様を付けて送付する。

### （２）滞納になった場合の注意点

相続人が、万一滞納して、差押え等の滞納処分が発展した場合、上記のような運用方法で送付された納税通知書は、法令上、不完全な納税通知書と言わざるを得ないため、これに基づく滞納処分は有効なのかという疑義が生じる。

こうした点を理解の上、課税担当と納税担当で、情報を共有しておく必要がある。

### （３）特別徴収からの繰入れ時の注意点

当初、給与特別徴収又は年金特別徴収だった納税者が、途中で亡くなり、年税額の一部が特別徴収により納入され、残税額が普通徴収に繰入れられる場合、法令に則れば、残税額を按分した税額が各相続人に対して課税されることになるが、納税者の課税取消しに伴って、特別徴収納入分まで削除されてしまったり、調定額が合わなくなったりしてしまう恐れがあるため、注意が必要。

## 終わりに

税制度は非常に複雑で、時々社会情勢に合わせて毎年制度改正が行われる。

税制度は住民の関心も高いことから、税務担当課職員には、制度の成り立ちやその背景、改正の意義など、様々な観点から説明責任が果たせるスキルが求められる。

私の研修では、こうした点に重点を置き、これらの説明に多くの時間を割いているため、一人でも多くの職員に参加していただきたい。詳細は、東京税務協会のHPに公開しているので、ご覧いただければ幸いです。

# 自治体における災害廃棄物対策

株式会社環境と開発 代表取締役 田邊 陽介

## 1. はじめに

近年、気候変動の影響等により、毎年のように日本のどこかで甚大な自然災害が発生している。発災時には、人命救助やライフラインの復旧が最優先事項となるが、それと同時に、あるいはその直後から自治体に重くのしかかる課題が「災害廃棄物」の処理である。

災害廃棄物の処理は、公衆衛生の確保および生活環境の保全の観点から極めて重要であり、その適正かつ迅速な処理は復旧・復興の大前提となる。しかし、平時の廃棄物処理とは異なる質と量が短期間に発生するため、多くの自治体職員がその対応に苦慮しているのが現状である。本稿では、私が代表を務める株式会社環境と開発がこれまで携わってきた、東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨、そして近年の九州・佐賀豪雨等における災害廃棄物処理コンサルティングの現場経験に基づき、自治体職員が押さえておくべき災害廃棄物対策の基礎知識、仮置場運営の改善事例、そして民間委託や法制度のポイントについて解説する。

## 2. 災害廃棄物対策の基礎知識

### 2.1 災害廃棄物の正体と分類

まず、災害廃棄物とは法的にどのような位置づけにあるのかを理解する必要がある。廃棄物は大

きく「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されるが、災害時に家庭から排出される「片付けごみ」や、避難所ごみ、し尿等は「一般廃棄物」に該当する。また、被災した家屋等の解体に伴って生じる「公費解体廃棄物」についても、その分類は「一般廃棄物」となる。

ここで重要なのが、「分類は一般廃棄物だが、性状は産業廃棄物（建設廃棄物）に類似している」という点である。特に解体廃棄物や、水害時の土砂混じりの家財道具などは、コンクリートがら、木くず、金属、プラスチックなどが混在しており、通常のごみ処理ルート（可燃ごみ焼却施設等）では処理しきれないものが大半を占める。この「法的分類」と「物理的性状」の不一致が、処理スキームを複雑にする要因の一つである。

### 2.2 災害の種類による廃棄物の特徴

災害廃棄物対策を講じる上で、災害の種類（地震か水害か）およびその状況（津波や土砂崩れの有無）によって、発生する廃棄物の性状が大きく異なることを理解しておく必要がある。

①地震災害（津波あり） 東日本大震災のように津波を伴う場合、広域にわたり家屋が倒壊・流出し、海水や土砂を含んだ混合廃棄物が大量に発生する。これらは塩分を含むため焼却炉への負荷が懸念され、かつ分別が極めて困難であるという特徴がある。



#### 田邊 陽介 (たなべ ようすけ)

株式会社環境と開発代表取締役

熊本県出身。熊本大学理学部物理学科卒業。

1977年設立の同社にて、産業廃棄物処理施設や再生可能エネルギー発電所建設のコンサルティングに従事。

東京の産業廃棄物処理施設・汚染土壌処理施設の立ち上げに関わることで、東京での経験が地方の処理施設のコンサルティングにも役立つと気づき、本格的な東京進出を果たす。

東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨、人吉豪雨等における災害廃棄物処理の実務コンサルティングを多数手がけており、廃棄物処理業界の基幹システムの提案・販売を通じて廃棄物処理事業にも精通し、これらの経験をもとに、各種災害で発生する災害廃棄物処理に関するスキームづくりの実績も多数積んでいる。

②地震災害(津波なし) 平成28年熊本地震が典型例である。広域で家屋倒壊が発生するため解体廃棄物の量は膨大になるが、津波による泥汚れ等がないため、比較的きれいな状態で排出される。そのため分別がしやすく、リサイクル等へ回しやすい特徴がある。一方で、発災直後から一気に片付けごみが排出されるため、初動のスピードが求められる。

③豪雨災害(土砂崩れあり) 西日本豪雨や令和2年7月豪雨(人吉市など)がこれにあたる。浸水被害に加え、土砂崩れや河川氾濫により、廃棄物に多量の土砂や水分が混入する。土砂混じりの廃棄物は選別が困難であり、処理工程が増えるため処理期間が長期化しやすい。

④豪雨災害(土砂崩れなし) 令和元年や令和3年の佐賀豪雨のケースである。浸水被害が主であり、家屋の全壊(解体)数は比較的少ない。廃棄物に土砂の混入が少ないため、分別作業は比較的容易である。

このように、各自治体がどのような災害リスクを抱えているかによって、想定される廃棄物の質と対策の重点が変わってくる。

### 2.3 片付けごみと解体廃棄物の違い

災害廃棄物対策を進める上では、発生する時期

や性状が異なる「片付けごみ」と「解体廃棄物」の2つを明確に区別して捉えることが重要である。これらは適正な処理ルートや運搬主体が異なるため、フェーズに応じた対応が求められる。

なお、津波や土砂崩れが発生した場合は、さらに特別な対応が必要になる場合がある。

①片付けごみ 主に発災直後から3~4ヶ月程度の「発災初期」に集中して排出される廃棄物である。中身は被災した家具、家電、畳、布団、食器類などが中心であり、その性状自体は平時の「一般廃棄物(粗大ごみ等)」と同等である。最大の特徴は、短期間に膨大な量が排出される点にある。

②解体廃棄物 主に発災から3~4ヶ月後以降、公費解体制度等の運用が本格化する時期から排出される廃棄物である。損壊した家屋等の解体に伴って発生するため、柱(木くず)、コンクリートがら、金属くず、石膏ボードなど、性状は「建設系産業廃棄物」と同様となる。

### 2.4 片付けごみから解体廃棄物への移行

災害廃棄物の処理は、発災からの時間経過とともにフェーズが変化する。特に重要な転換点が、「片付けごみ」から公費解体等に伴う「解体廃棄物」への移行時期である。この移行をスムーズに行えるかどうか、長期化する復旧・復興事業の

表：片付けごみと解体廃棄物の比較

項目	片付けごみ	解体廃棄物
主な発生時期	発災初期（～3・4ヶ月程度）	発災後3・4ヶ月後～
主な内容・性状	家具・家電・畳・布団・食器類など（通常の一般廃棄物と同様）	木くず・コンクリートがら・瓦など（建設系産業廃棄物と同様）
発生要因	被災家屋の片付け・清掃	損壊家屋等の解体工事
持込運搬主体・車両	住民、ボランティア、自治体収集車（軽トラック、2t車中心）	解体工事業者（4t車、10tダンプなど大型化）
処理の考え方	量の調整ができれば、通常のごみ処理施設で処理可能	産業廃棄物処理施設での処理・リサイクルが適している

進捗に大きな影響を与える。

①発生時期と種類の変化：発災直後から3～4ヶ月程度の間は、被災家屋の清掃に伴う「片付けごみ」の排出がピークを迎える。その後、生活再建に向けた公費解体制度の運用が開始されると、今度は家屋の解体に伴う「解体廃棄物」が本格的に発生し始める。つまり、同じ「災害廃棄物」であっても、前半と後半でその主役が完全に入れ替わるのである。

②運営体制の「モードチェンジ」：片付けごみ（一般廃棄物性状）と解体廃棄物（建設廃棄物性状）は、性状も運搬手段も全く異なる。片付けごみ対応のレイアウト（住民車両向けの細かな分別ヤード等）のまま、大型ダンプで行き交う解体廃棄物を受け入れることは、動線の錯綜や事故のリスクを高めるだけでなく、混合ごみの発生原因となる。そのため、フェーズの切り替わり時期に合わせて、仮置場の配置や受け入れルール、管理体制を抜本的に切り替える必要がある。

③理想的な移行手順：この切り替えを最も円滑に進めるための理想的な手順は、解体廃棄物の受け入れを開始する前に、仮置場内の片付けごみを一

度全量搬出し、場内を空の状態（リセット）にすることである。例えば、熊本地震の際の熊本市では、解体廃棄物の受け入れに向け、仮置場を開けるために一部の片付けごみを県外（三重県）へ搬出する措置をとった事例がある。

### 3. 初動対応：収集・運搬と仮置場戦略

発災後、住民生活の復旧に伴い最初に発生するのが「片付けごみ」である。この初動対応における「収集・運搬」および「仮置場」の運営戦略が、その後の処理全体の成否を握ると言っても過言ではない。

#### 3.1 片付けごみの回収戦略

片付けごみの回収には、地域の実情に応じた戦略の選択が必要不可欠である。大きく分けて以下の3つの戦略が考えられる。

仮置場搬入型（戦略1）：自治体が設置した仮置場へ、住民自らが持ち込む方法。

集積所回収型（戦略2）：地域（町会・自治会）等の集積所へ排出してもらい、収集運搬車で回収する方法。

戸別回収型：高齢者世帯など、自力での搬出が困難な世帯を対象に戸別に回収する方法。

どの戦略を採用するか決定する上で重要な判断基準となるのが、地域における「車両の保有状況」である。農村部など、住民が大型ごみ（家具や家電など）を運搬できる車両（軽トラックなど）を多く保有している地域であれば、住民による「仮置場搬入型」を基本とすることが可能であり、行政側の収集運搬リソースを温存できる。一方で、都市部など、住民が乗用車しか持たず、大型ごみの運搬手段を持たない地域の場合は、住民による仮置場への持ち込みが困難である。そのため、地域ごとの「集積所回収型」を主体とした計画を立てざるを得ない。

また、高齢者や障がい者世帯など、自力での搬

出が困難な住民に対しては「戸別回収」の支援が必要となるが、これを行政職員のみで対応することは現実的ではない。そのため、社会福祉協議会や災害ボランティアセンターと連携し、災害ボランティア等の力を借りて家屋からの運び出しを行う体制を構築することが重要となる。

### 3.2 仮置場運営の改善事例

仮置場の運営において最も避けるべきは「混合ごみ」の発生である。一度混ざってしまった廃棄物を選別するには多大な労力とコストがかかる。ここで、これまでの仮置場運営の改善事例を紹介したい。

- ①分別搬入の徹底と「単品持ち込み」：住民に対し、「可燃ごみ」「家電」「畳」など、品目ごとの分別搬入を徹底して求めた。特に効果的だったのが「単品持ち込みの優先レーン」の導入である。トラックに様々なごみを混載してくる車両は、場内の複数の荷下ろし場所を回る必要があり時間がかかる。一方、単一品目のみ積載した車両は一ヶ所で荷下ろしが完了する。そこで、単品持ち込みの車両を優先して誘導することで、住民側の分別インセンティブを高め、場内の渋滞緩和につなげた。
- ②廃棄物名称の工夫：分別の看板や広報において、「石膏ボード」や「コンクリートがら」といった専門用語ではなく、「壁の板」「ブロック」など、普段市民が使用している言葉を用いることで、分別の精度を向上させた。
- ③「勝手仮置場」への対応：自治体が設置した正規の仮置場以外に、道路脇や公園等に自然発生的にごみが積まれる「勝手仮置場（無管理の集積所）」が発生することがある。ここでは分別がなされず混合状態になりがちである。これらのごみは、正規の仮置場には持ち込まず、直接、専門の産業廃棄物処理業者（中間処理施設）へ搬出するルートを確立することで、仮置場の機能不全を防いだ。
- ④運営管理の記録化：仮置場の運営状況（搬入量、

搬出量、重機稼働時間、人員配置等）は、後に国庫補助を申請する際の証拠資料として不可欠である。当社では、過去の経験をもとに作成した仮置場運営マニュアルを活用し、日報や写真管理を徹底したことで、事務処理コストを大幅に低減させた。

## 4. 処理・処分の戦略と広域連携

仮置場に集められた廃棄物は、速やかに中間処理施設や最終処分場へ搬出（二次輸送）しなければならない。仮置場が満杯になれば、災害廃棄物の受け入れができず片付け活動がストップしてしまうからである。

### 4.1 処理能力の確保と優先順位

処理先の確保にあたっては、以下の順序で検討を進めるのが基本である。

- ① 自区市町村の処理施設
- ② 都道府県内の他自治体の施設（広域連携）
- ③ 都道府県内の民間処理施設
- ④ 都道府県外の自治体施設・民間施設

災害廃棄物の量は膨大であり、自区市町村の施設だけで処理しようとする数年かかるケースも珍しくない。そのため、当初から「民間活力の活用」と「広域処理」を視野に入れた計画が必要となる。

### 4.2 民間処理施設の活用とメリット

特に有効なのが、産業廃棄物処理業の許可を持つ民間施設の活用である。自治体の一般廃棄物焼却施設は、家庭ごみ（可燃ごみ）の処理を前提としており、破砕機がない施設も多い。災害廃棄物に含まれる畳、家具、柱などの長尺物や、土砂混じりの可燃ごみは、そのままでは炉に投入できない場合がある。一方、民間の中間処理施設は、破砕機や選別機を有している場合が多く、これらの「処理困難物」を迅速に処理・リサイクルできる能力を持っている。

例えば、佐賀豪雨の事例では、仮置場に可燃ごみを破碎するための破碎機を早期に導入し、破碎した後に自自治体の焼却施設に持ち込んだ。さらに、佐賀県内の民間施設を活用することで処理期間を短縮した。畳や木くずについては、破碎・選別を経てRPF（固形燃料）やバイオマス燃料化するなど、リサイクルも推進された。また、コンクリートや瓦（がれき類）も、民間施設であれば路盤材等へのリサイクルが可能である。

その他の処理方法については、環境省が「災害廃棄物の再生利用事例集」（令和5年3月）を作成しているため、一読をおすすめする。

## 5. 災害廃棄物処理における法制度と特例措置

災害廃棄物処理を円滑に進めるためには、廃棄物処理法（廃掃法）等の法的枠組みと、非常災害時の特例措置を正しく理解しておくことが不可欠である。特に、普段は「産業廃棄物」を扱っている民間施設で「一般廃棄物（災害廃棄物）」を処理するための手続きが鍵となる。

### 5.1 「一廃」と「産廃」の壁

原則として、一般廃棄物の処理は市町村の責務であり、処理業を行うには「一般廃棄物処理業の許可」や「一般廃棄物処理施設の設置許可」が必要である。しかし、多くの産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物の許可は持っていますが、一般廃棄物の許可は持っていない。この「許可の壁」が、民間支援を受ける際のボトルネックとなる。

### 5.2 廃棄物処理法の特例措置

この問題を解決するために設けられたのが、廃棄物処理法第15条の2の5に基づく特例措置である。これは、産業廃棄物処理施設の設置者は、扱う産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合、あらかじめ都道府県知事に届け出ることによって、一般廃棄物処理施設の設置許可を受けずに処理できるというものである。さらに、非常

災害時の応急措置として行う場合は、事前の届出ではなく、処理開始後の届出（遅滞なく届出）でも足りるとされている。

この特例により、例えば「がれき類」の許可を持つ産廃業者の破碎施設で、災害で発生した「コンクリートブロック塀（一般廃棄物）」を受け入れたり、「木くず」の許可施設で「倒壊家屋の柱」を受け入れたりすることが可能となる。ただし、あくまで「許可を持っている品目と同様の性状」に限られる点に注意が必要である。選別施設や圧縮施設等はそもそも産業廃棄物処理施設の設置許可対象外である場合が多く、この特例が使えないケースもあるため、事前の確認が重要である。

### 5.3 事務委託という手法

民間施設だけでなく、近隣自治体の清掃工場等に処理を依頼する場合は、地方自治法に基づく「事務委託」の手続きが必要となる。例えば、西日本豪雨の際の岡山県倉敷市では、一部の仮置場運営や処理を岡山県へ事務委託し、県が主体となって処理を進めるスキームが採用された。これにより、被災自治体の事務負担を軽減しつつ、県の調整力で広域的な処理先確保が可能となる。

## 6. 民間への委託契約と事前にできる準備

災害廃棄物処理にかかる費用は、一定の要件を満たせば国庫補助の対象となる。様々な契約形態が考えられるが、突然の災害への対応であり、短時間で現場の対応や契約関係の整理が必要になるため、期間を区切って発注することになる。

### 6.1 契約形態の変遷

発災直後の混乱期においては、平時の入札手続きを踏む時間的余裕がない。そのため、以下のような段階的な契約形態の移行が一般的である。

- ①発災～1ヶ月程度（緊急対応）：事前に締結している災害協定に基づき、協力要請を行う。
- ②2～4ヶ月程度（緊急随契）：協定に基づく随意

契約により、仮置場運営や収集運搬を委託する。

③3～4ヶ月以降（本契約）：処理の見通しが立った段階で、仕様書を作成し、一般競争入札等へ移行する。

事例として、熊本地震（熊本市）では、発災直後は熊本県産業資源循環協会の幹事会社等が緊急対応・緊急随契し、数ヶ月後にゼネコン等へ運営主体が切り替わった。西日本豪雨（倉敷市）でも、当初は岡山県建設業協会が緊急対応し、岡山県産業資源循環協会が緊急随契をした上で、後に岡山県への事務委託を経て地元共同企業体がプロポーザル方式で落札している。

## 6.2 事前にできる準備

災害はいつ起こるか分からないが、準備は平時にしかできない。発災直後の混乱を最小限に抑え、スムーズな初動対応を切るために、以下の事項は最低限準備しておくべきである。

①分別区分の決定と周知ツールの準備：いざという時、住民にどのようにごみを分けてもらうか、そのルール（分別区分）を事前に決めておく必要がある。平時の細かすぎる分別は非常時には機能しないため、仮置場での荷下ろし効率等を考慮した「災害時専用の分別区分」を策定しておくべきだ。また、それを住民に伝えるための「片付けごみの出し方チラシ」も事前に雛形を作成しておくことが望ましい。発災後に慌てて作成するのではなく、平時のうちに準備し、可能であれば通常のごみカレンダーの裏面やごみ分別冊子等に掲載して配布しておく。平時から「災害時は出し方が変わる」ことを周知しておくことが、発災時の混乱防止に直結する。

②連携事業者との意見交換：前述の通り、仮置場の運営や収集運搬には民間事業者の協力が不可欠である。いざという時にスムーズに連携できるよう、地域の産業資源循環協会や建設業協会など、委託する可能性のある事業者と平時から意見交換

を行っておくべきである。現場のプロの視点を取り入れることで、より実効性の高い計画となるだけでなく、信頼関係（顔の見える関係）の構築にもつながる。

③契約書類案の作成：発災直後の緊急対応においては、迅速な契約手続きが求められる。したがって、災害廃棄物対応業務の仕様書や契約書の雛形を平時のうちに作成しておくことで、事務手続きの遅滞を防ぎ、速やかに現場を動かすことが可能となる。

## 7. おわりに：平時の備えと「顔の見える関係」

災害廃棄物対策において最も重要なことは、技術論や法律論もさることながら、平時における「人と人とのつながり」である。発災直後の混乱の中で、電話一本で重機を出し、人員を集め、リスクを承知で現場に駆けつけてくれるのは、日頃から信頼関係を築いている地元の業界団体や民間事業者である。

自治体の担当者は、平時から地元の産業資源循環協会や建設業協会等と災害協定を締結し、定期的な訓練や意見交換を通じて「顔の見える関係」を構築しておくことが極めて重要である。また、民間側も、自治体の担当者がどのようなことに困るのか、どのような手続きが必要なのかを理解し、幹事会社を決めておくなど、組織的な支援体制を整えておく必要がある。

「備えあれば憂いなし」。この言葉通り、平時の準備と連携こそが、有事の際の地域を守る最大の力となるのである。本稿が、全国の自治体職員の皆様の災害廃棄物対策の一助となれば幸いである。

「研修」の  
現場<sup>を</sup>行く!



福岡県市町村職員研修所が入居する  
福岡自治研修センター



## 福岡県市町村職員研修所

---

# 市町村の仲間の可能性を広げ、 自治体の原動力へ 一心に火種を灯す 伴走型人材育成

---

福岡県内60市町村で構成された福岡県自治振興組合が設置する研修機関が、福岡県市町村職員研修所である。県のほぼ中央部に位置する大野城市に1988年竣工。研修室や宿泊室などの施設面の充実はもちろん、職員が各市町村へ訪問ヒアリングを実施し、現場のニーズをとらえた研修内容の充実にも力を入れているところが大きな特徴となっている。また、F-labo（エフラボ）というユニークな研修も実施している。



## 大野城市の高台に建つ 充実の研修環境

1983年2月、市町村職員の研修実施機関として、一部事務組合である福岡県自治振興組合に福岡県市町村職員研修所（以下、当研修所）が設置され、同年5月に福岡県自治会館において市町村職員の研修がスタート。ここから当研修所の歩みがはじまることとなった。

さらに、同年10月には当時の知事が県議会において、大野城市に県と市町村の職員研修所を併設することを表明。5年後の1988年に、この新研修所において市町村職員の研修が開始され、現在にいたっている。

大野城市が一望できる高台に建つ研修所は、敷地面積3万4,644㎡、21の研修室と122の宿泊室、さらにレストランや体育館、和室なども完備され、研修生にこの上ない研修環境を提供している。また、レストランにおいて、宿泊を伴う研修では夕食交流会を開催することになっており、当研修所は市町村の枠を超えた人的ネットワークづくりもサポートしている。

当研修所では、以下の基本理念に掲げる行政人の育成をめざしている。

### 《創造性豊かな行政人》

時代の変化を的確に把握し、行政課題の発見と必要な政策立案に創造性を発揮し、前例や慣例にとらわれることなく、日々新たな仕事や課題に果敢に挑戦する、前向きで創造性豊かな行政人の育成を目指します。

### 《自律性の高い行政人》

地域の特性と固有の資源を生かし、個性あるまちづくりを進めるために常に自己啓発に努め、住民の視点と幅広い経営的視野を持ち、自ら創意工夫に励む自主・自律性の高い行政人の育成を目指します。

### 《協調性に富んだ行政人》

さまざまな分野での幅広い交流を通し、職員としての個性・能力を磨き、共通の組織目標の実現に向けて、異なる個性を生かし得る協調性に富んだ行政人の育成を目指します。

では、ここで研修の実務を担当する研修課職員のマインドはどのようなものなのか。一部事務組合である福岡県自治振興組合のなかに位置する研修課の職員は現在7名。県内の市町村からの派遣職員によって構成されているため、それぞれの組織文化や価値観をもって集まっている。

そこで令和7年度に、メンバーの全員で「市町村職員の研修所って何のためにあるんだ?」という原点から出発して、「なぜこの仕事をするのか」(MISSION=私たちの存在意義)、「どこをめざしているのか」(VISION=私たちのめざす姿)、「どんな姿勢で働くのか」(VALUE=日々の仕事の行動基準)を探り、言語化することにした。

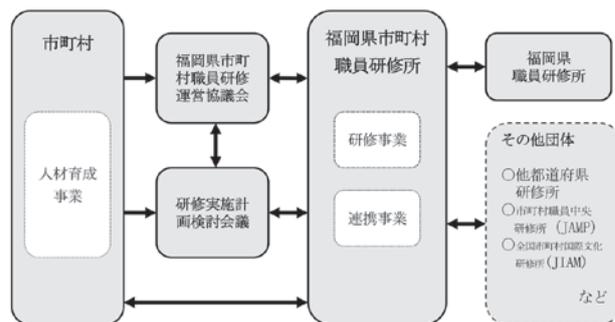
その結果、MISSIONは「市町村の仲間の可能性を広げ、自治体の原動力へ」、VISIONは「心に火種を灯し続ける人材育成百貨店」、VALUEは「信頼を土台に情熱と冷静の両輪で創造と変革を」となった。

MISSION・VISION・VALUE (MVV) は、研修課職員の道しるべとなる北極星であり、MVVがそろろうと、何をやるか、何をやらないか、迷ったときにどちらを選ぶかが、だれでも同じ基準で判断できるようになるというわけである。

## 検討会議や運営協議会などで 各市町村と密に連携

当研修所では、市町村をはじめとした関係団体などと連携し、市町村がもつニーズをとらえた研修所事業を実施することに力を注いでいる。その表れのひとつが、「研修実施計画検討会議」と「研修運営協議会」である。

実施体制図



前者は、県内自治体を8つのブロックに分け、各ブロックから1名ずつ研修担当係長または担当職員を出してもらって開催する会議である。ここで研修の内容や研修所の運営方法などを文字どおり現場目線から話し合い、企画立案するようになっている。任期は2年となっている。

一方後者は、検討会議の上位に位置するもので、同じく各ブロックを代表する研修担当課長等で組織された協議会である。ここで研修所事業を審議し、研修実施計画を策定するようになっている。これも任期は2年となっている。

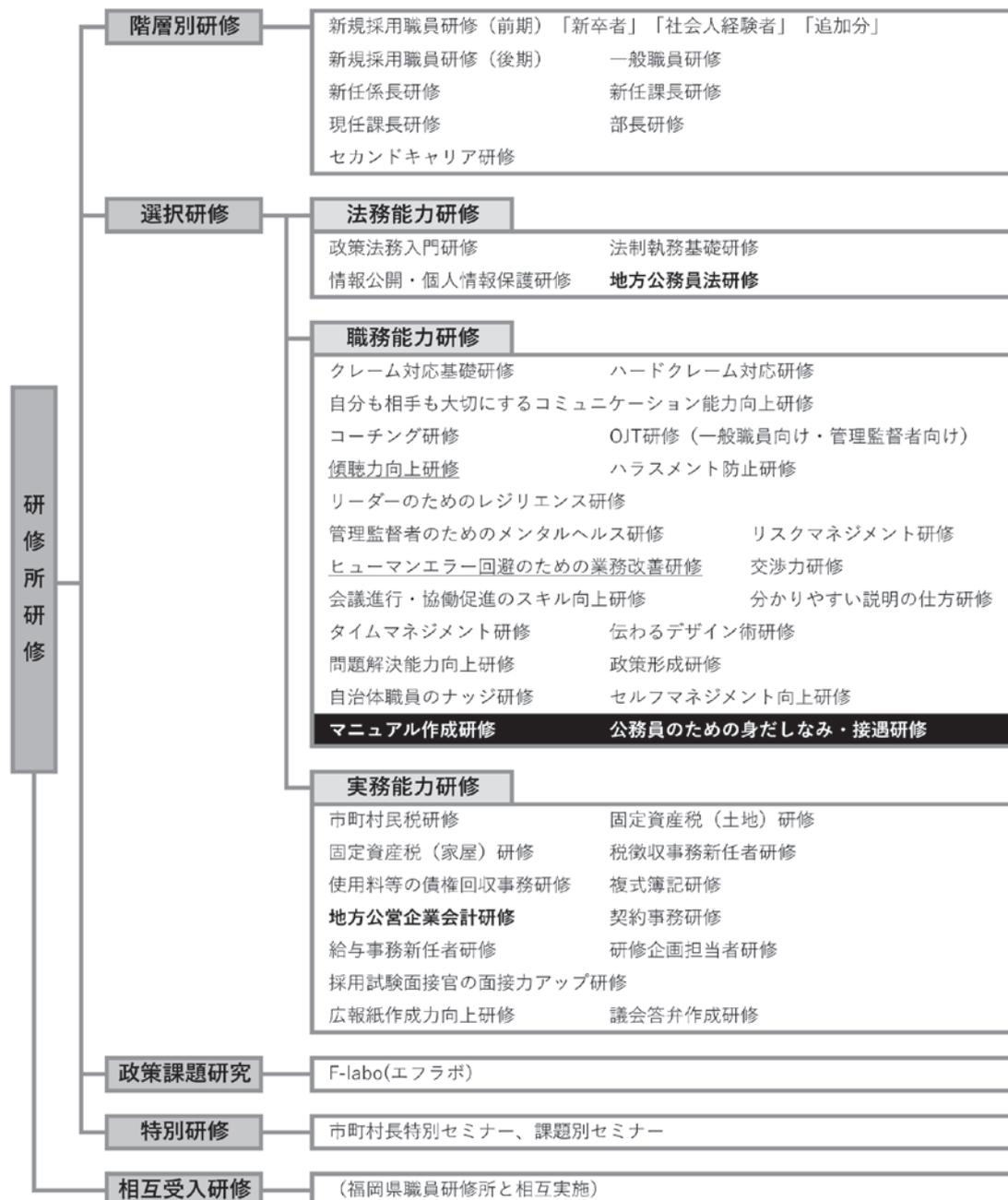
さらに、前述した研修課職員が各市町村を訪問して、そこでの人材育成の取り組みや課題、当研修所への要望などを直接ヒアリングする「訪問事業」も行っている。当研修所と市町村の第一線との間で「顔の見える関係づくり」をし、そのなかから出てきた意見を次年度以降の研修事業に活かしているのである。

このようなプロセスを経て、現在提供されている研修の体系は以下に示すとおりである。

まず、階層別研修から見ていくことにしたい。**【新規採用職員研修】**（【 】内は研修名、以下同

## 研修体系図

\*太字は再開研修等、下線は名称変更、白抜きは新規研修





様)は「新卒者」、新規採用職員でも社会人経験が3年以上ある「社会人経験者」、新規採用職員でも年次途中に採用された「追加分」の3つに分けて研修を行っている。

社会人経験者や中途採用という枠が増えてきて、学校を出たばかりの新卒者とグループワークをしたときなど、意見がかみ合わないといった事象が出てきてしまうからである。また、社会人経験者を対象とした研修では、これまでの職務経験を振り返り、これからの組織でその経験をどう活かして仕事を進めるかを考え、即戦力となることを自覚させるカリキュラムも組まれている。

また、【新規採用研修】から【新任課長研修】までの各研修では、「人権学習」にも力を入れている。多様な背景を持つ市民等に対し、差別なく公平な行政サービスを提供するために「全体の奉仕者」として人権意識を高める必要があると考えるからである。

【セカンドキャリア研修】は、定年延長者あるいは再任用職員として、組織のなかでの自分自身の新たな立場と役割を再認識する研修である。これまでの長い職員生活で培った自身のキャリア資産を新たな職場や立場でどのように活かし、組織に貢献していくかを考えることに主眼を置いているが、これからの自治体にとってシニア世代のセカンドキャリアは重要な課題となっていくことは間違いない。

## 人と人とのコミュカを アップするカリキュラム

次に、選択研修を見ていくことにしたい。



研修風景

当研修所が各市町村との連携を特に重視していることはすでに述べたが、そのようななかから出てきた要望が、「実務に直結した研修はもちろんだが、人間同士のコミュニケーションや自分自身のモチベーションアップ、セルフマネジメントといった面での研修も充実させてほしい」というものだった。

特に、コミュニケーション能力（コミュカ）は、単に話すことだけでなく、他者と円滑に意思疎通を図る総合的な能力ということで、そのスキルアップを図るために、当研修所では以下に示すようないくつかの研修を用意している。

### 【自分も相手も大切にコミュニケーション能力向上研修 ～相手を尊重しながら適切な方法で自分の意見を伝える～】

<概要>

コミュニケーションの基本と自分の対人スタンスを理解し、相手に配慮しながら自分の意見を伝えるアサーティブコミュニケーション手法を、ワークをとおして体験的に習得する。

<カリキュラム>

1. 自他尊重のコミュニケーションとは
2. 相互理解と尊重を深める
3. アサーティブコミュニケーションと心理的安全性
4. 聴く力トレーニング

アサーティブコミュニケーションというのは、自分の言いたいことを一方的にいわせて、相手のことを無視するコミュニケーションではなく、相手も自分も自らの意見が言えるし、相手の意見も聴けるコミュニケーションをめざそうというもの。その際の基本的スタンスが、誠実、率直、対等



であるが、これがなかなか難しい。それを実際のワークなどをとおして学んでいく研修である。

受講者からは、以下のような感想が寄せられている。

◆今回の研修では、アサーティブコミュニケーションやDESC法など具体的なコミュニケーション方法を学び、相手を尊重して客観的に対話することで、建設的なコミュニケーションを図りたいと感じた。

◆説明のあとに実践がはさまる方式での講義だったので、とても内容が理解しやすかった。

◆アサーティブコミュニケーションを学んだことで、積極的に先輩や上司に意見や考えを伝えたいと思うようになった。

### 【傾聴力向上研修 ～「聴き手」としての心構えと良好な人間関係を構築する「傾聴力」～】

<概要>

住民と接する窓口業務や相談業務、また職員間の相談や面接（部下～上司間、職員～人事部門）などの場面においては、望ましい人間関係を構築することが重要となる。本研修では、現場での対人関係能力の向上にとって重要となる「聴き手」としての態度・心構えなどについて、ワークをとおして体験的に学んでいく。

<カリキュラム>

1. 聴くことについて
2. 信頼関係確立のための傾聴方法
3. 信頼関係確立のための自己理解

「聞く」「聴く」「訊く」の違いを理解し、事実関係を「訊く」のではなく、また、うわのそらで「聞く」のではなく、耳と心をもって相手の「十四」の心を「聴く」ことの重要性を体験しながら習得していく。

受講者からは、以下のような感想が寄せられている。

◆ふだん何気なく行っていた傾聴ということについて、一つひとつ丁寧な説明があったため、自分のこれまでの行動の振り返りとこれからの行動にどう生かすかをしっかりと考えることができた。

◆聴く・傾聴するということがこんなに難しいとは思わなかった。

◆終始グループワークを行って実体験として経験することで、傾聴技術の意味や大切さに気づかせられる場面が多々あった。

◆傾聴することについて、さまざまなテクニックを学ぶことができた。学んだことを意識しつつ、自分に落とし込みながら業務にあたりたいと思う。

### 【伝わるデザイン術研修 ～情報を的確かつ効果的に伝えるためのデザイン術を習得する～】

<概要>

自治体が発信する広報、特にチラシやポスターについて、伝えたい情報を的確に伝えるためのデザイン手法を学ぶ。また、情報が的確に伝わることは、職員自らの業務効率の向上につながることを意識し、「伝わる」デザインにするにはどうすればよいのか、そのメソッドを学ぶ。

<カリキュラム>

1. なぜ公務員に広報デザインが必要なのか
2. 住民に伝わる広報
3. デザインのテクニック

実務研修で【広報紙作成力向上研修 ～より効果的に住民に伝わる広報紙を作成するために～】という研修があるが、これは実際に広報紙作成を担当する職員が広報紙づくりのノウハウを学ぶものである。

これに対して本研修は、広報紙担当ではないけれど、広報についていろいろな知識やテクニックを学びたいという職員を対象としたものとなっている。いまや市町村は、自らの存亡をかけていかに社会にPRしていくかというフェーズに入っている。そこで、ほんとうに伝わるデザインをどうつくっていくかが重要になっており、本研修の人気の高さがここにあるといえる。

### 現場の切実なニーズに対応したカリキュラム

### 【マニュアル作成研修 ～マニュアル作成で業務の標準化・改善を図る～】

たとえば、年に数回と頻度は少ないが絶対に間違えてはいけない業務など、きちんとマニュアル化しておきたい。こうした要望が現場から



数多く寄せられたことから、2025年度から新しくスタートさせたものである。

<概要>

マニュアルの作成によって職場や個人が得られるメリットを理解し、事務の標準化およびノウハウの共有、業務改善の手段としての考え方や具体的手法の習得を図る。

<カリキュラム>

1. 求められるマニュアルとは
2. マニュアル作成のねらい
3. マニュアル作成の手順
4. マニュアル作成の進め方の検討
5. マニュアル対象業務の洗い出し
6. マニュアルの文章
7. わかりやすいマニュアル作成

これまで各業務でマニュアルは作成されてきたが、様式はそれぞれの職場によってバラバラであった。マニュアル作成についてゼロから見直し、業務の改善につなげていこうというのが本研修である。

**【採用試験面接官の面接力アップ研修 ～受験者を適切に見極める方法とよりよい受験者の応募促進～】**

こちらも現場からの強い要望でスタートさせた研修である。

<概要>

面接試験は人材育成の第一歩である。「ぜひ育てたい」と思えるポテンシャルの高い人材を採用して育てることが、自治体人材マネジメントでは大切である。これには面接試験のレベルアップが不可欠である。「受験者の本音が引き出せない」などの悩みを解決するために必要な知識と技法を実践的に学ぶ。また、よい受験者の応募を促進するために必要な知識も習得する。

<カリキュラム>

1. 人材要件と評価要素を見直す
2. 適切に評価するための手順を決める
3. 集団討論で評価する
4. 個人面接で評価する
5. よい受験者の応募を促進する

受講者からは、以下のような感想が寄せられている。

◆面接時の見極め方などが学べてよかった。行

動特性などを聞き出すことが難しく、面接官側もトレーニングが必要だと思った。

◆面接のポイント、採用方法の工夫などについて、時代に即した話が聞けてよかった。

◆面接の具体的な評価手法がわかった。

## 政策立案の手法を 実践的に学ぶF-labo

市町村が直面する行政課題を解決するため、研究生12名が1年間をとおして自主的な研究活動を行い、研究成果を発表するのが、政策課題研究<F-labo (Fukuoka-laboratory)>である。2025年度は「+Well-Bing (プラス・ウェルビーイング)」をテーマに、「実感できる豊かさ」、「幸せ」をプラスした政策立案を行った。

研究生はそれぞれ持ち寄った研究テーマのもとに4つの班に分かれ、一人ひとりが主体的に議論を重ねながら時間をかけて研究に取り組んでいった。先進地への視察も行い、そこで得た知見なども踏まえながら検討を深め、政策をまとめあげていった。

## おわりに

当研修所は、知識やスキルを学ぶ場だけでなく、人の可能性に火種を灯す場所。市町村の仲間の可能性が自治体の原動力になることを信じ、MVVを道しるべに進化し続けている。



福岡県市町村職員研修所の皆さん。前列左から、お話をうかがった有吉英樹さん（研修係長）と渋谷典子さん（総務課長兼研修課長）

## あなたの悩みは何か —若手職員の心構え



市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）前学長 **岡本 全勝**

連載「これからの時代に求められる自治体職員像」の第4回は、「若手職員の心構え」です。

（みんな悩む）

毎日、楽しく仕事ができているでしょうか。「はい」と言えればよいのですが、いろいろな悩みや迷いがあるのではありませんか。それが普通です。それをどのように乗り越えていくか。そこに、仕事が楽しくなるか、嫌になるかの違いが出てきます。そして、仕事ができる職員と、そうでない職員の違いが出てきます。

職場での悩みは、整理してみると「仕事について」「人間関係」「将来の見通し」といった分類ができます。順に説明しましょう。

（仕事の悩み）

仕事の悩みの第一は、取り組んでいる仕事の進め方がわからないことでしょう。初めての職場や新しい業務を担当したときには、困ることがありますよね。引き継ぎを受けても、作業手順書を読んでも、わからないことがあります。自分で考えて進めても、行き詰まってしまうこともあります。

対処方針の一つは、もう一度、前任者の書類を読み返すことです。それでも進まない場合は、同

僚に相談するか、上司に相談に行きましょう。

たくさん仕事を抱えていて、どれから手をつけたらよいのかわからない、また終わりが見えないこともあるでしょう。こんなときは、抱えている案件を、紙に書き出しましょう。締め切りの早いものから並べるとともに、作業量の多さ・難しさで分類しましょう。それでも困ったら、上司に相談しましょう。「どれを優先しましょうか」と。

あなたは、組織の一員として業務を分担しているのです。上司の指示を受けて仕事をしているのですから、困ったら上司に相談しましょう。一人で悩んでいても、仕事は進みません。

（人間関係）

次に人間関係です。仕事をする中で、上司や先輩が怖い、同僚と話が合わないなど、実は職場の悩みの大半は人間関係です。

怖い上司がいる場合、その上司を苦手にしているのは、あなただけですか、職場のみんなですか。みんなが怖がっているのなら、安心しましょう。その人たちに、怖い上司向けの「傾向と対策」を教えてもらいましょう。

あなただけが苦手なら、うまく付き合っている同僚に、あなたの悩みを聞いてもらい、どのよう

にしてうまくやっているのか教えてもらいましょう。

職場の同僚みんなと話が合わない場合は、他の課の相談できる人や学生時代の友人に話を聞いてもらいましょう。糸口が見つかるかもしれません。

#### (将来について)

現在の仕事がうまくいっていても、将来について不安を感じることもあるでしょう。「このような仕事を続けていて、技能はつくのだろうか」。逆に、優秀な先輩を見て、「私もあのようになることができるのだろうか」という悩みもあります。

そのような場合は、職場の「お手本」を探しましょう。仕事ができ、周囲からも信頼され、あなたが憧れる先輩です。その先輩は、どのようにして能力を身につけたのでしょうか。それをまねてみましょう。

与えられた仕事をのんびりだらりと処理しているだけでは、技能は身につかず、有能な職員にはなることができません。まず、現在の職務を早く上手に処理できるようになりましょう。そしてその先を想像してみましょう。本屋には、啓発本が並んでいます。いくつか読んでみてください。向上心と勉強のないところに、成長はありません。

#### (一人で悩まない)

ところで、あなたは、自分が何に悩んでいるか、わかっていますか。実はあなたの悩みが何で、上のどれに当たるか分類ができれば、解決されたものと同じです。「何がわからないかがわからない」という人も多いでしょう。それが若手職員の一番のつまずきなのです。このような悩みは、人工知能に聞いても的確な答えを教えてくれません。

若手職員が悩んでいる案件は、本人にとっては重大なことですが、先輩からすると、みんなが悩んできた「ありきたりなこと」なのです。相談してくれれば、助言することができます。

あなたがしなければならないことは、悩みについて助言をくれそうな人に相談することです。上司には聞きにくいこともあるでしょう。そのようなときに相談できる先輩を持つことが重要です。同じ職場でなくてもよいのです。ふだんから相談に行ったり、時にはお茶を飲んだりして、話を聞いてもらいましょう。

#### (相談できる人は財産)

実は私も駆け出しの頃、仕事が進まず悩んだことがあります。何がダメなのかもわからなかったときに、「その悩みはこういうことじゃないか」と救ってくださったのは、別の課の先輩でした。

もっとも、職員の悩みの大きなものは、職場での悩みではなく、私生活です。本人や家族の病気、連れ合いとの関係、子育ての悩み、賭け事で大きな負けを背負ったなどです。時には、仕事が手につかないこともあります。

仕事の悩みなら相談に乗ることができるのですが、私生活の案件は同僚や上司から立ち入ることはできません。相談されれば、人生の先輩として助言できることもあるでしょうけれど。

仕事のできる人は、相談できる人・相談される人をたくさん持っている人です。あなたも、仕事に悩むたびに、人脈を広げていきましょう。

#### (参考)

拙著『明るい公務員講座』(2017年、時事通信社)

# 事例紹介Menu

自治体の職員の方にご出講いただき、事例紹介をしていただきました。

## 愛知県豊田市

### 人工衛星・AI・ビッグデータで 水道クライシスに挑む！

研修科目：上下水道事業の経営管理

研修期間：令和7年9月8日（月）～9月12日（金）

#### 概要：

人工衛星やAI、ビッグデータを活用した豊田市における水道DXの取組は国からも評価され、「人工衛星とAIによる水道管の健康診断」については「Digi田甲子園2023」の地方公共団体部門において内閣総理大臣賞を受賞している。講義においてはそれらの紹介だけではなく、現場の生の声など突っ込んだ質疑応答も行われ、研修生にとって大変有用な内容であった。

## 神奈川県小田原市

### クロスメンターでモチベーションアップ！

研修科目：新時代における地方公務員の人材育成・確保

研修期間：令和7年10月20日（月）～10月24日（金）

#### 概要：

小田原市は、キャリアの転機を迎えた職員の心理的不安を軽減するため、部署を超えた相談の場を提供する「クロスメンター制度」を導入しています。異動や昇任に伴う不安を取り除くことを主な目的とし、月に1回、心理的安全性が確保された状態での1on1の面談を半年間実施。メンター・メンティー双方のコミュニケーション力向上や関係性構築にもつながる仕組みです。

制度の背景から運用方法、参加者の声まで詳しく紹介し、自治体における人材育成の新たなモデルを示す講義でした。

## 広島県広島市

### ロールモデルとなる 女性職員との交流の場づくり

研修科目：新時代における地方公務員の人材育成・確保

研修期間：令和7年10月20日（月）～10月24日（金）

#### 概要：

広島市は、女性職員の管理職登用を推進するため、課長補佐級の女性職員を対象に、同様の境遇を経験してきたロールモデルとなる部長級の女性職員との交流会を実施しています。キャリア形成や昇任意欲向上を目的に、ロールモデル職員自身の経験談等の紹介や意見交換を通じて不安を解消し、前向きな姿勢を育む取組です。

制度の背景から実施段階での工夫、参加者のリアルな声まで紹介し、女性活躍を後押しする具体的なヒントが詰まった内容でした。

## 山口県美祿市

### 廃線危機に立ち向かう美祿市の挑戦

研修科目：公共交通とまちづくり

研修期間：令和7年10月27日（月）～10月31日（金）

#### 概要：

豪雨被害により運休が続くJR美祿線の廃線危機に直面していた山口県美祿市。

美祿線のBRT（バス高速輸送システム）への転換方針で議論が進む中、公共ライドシェア・乗合タクシー・デマンドバスなど様々な交通手段の導入により、住民の移動手段確保や中心市街地の再整備に地域を挙げて取り組む市の現状と課題について講義をいただき、受講生から高い評価を得ました。

『投稿！わがまち自慢の一枚』



## 愛媛県西条市

### 西日本最高峰・石鎚山の麓に広がる、愛媛県西条市

朝の光にきらめく湧き水、耳に届くせせらぎの音。西条市では、水が暮らしの中心に息づいています。市内各所に点在する自噴井『うちぬき』は約3,000本。1日に湧きだす水の量はなんと約10万 $m^3$ にもなります。生活用水や農業、工業として活用されるだけでなく、趣ある水景として市民や訪れる人々を癒してくれる存在です。昭和60年には環境庁（当時）の『名水百選』に選ばれ、今も全国に誇れる清らかさを保っています。

霊峰・石鎚山は約1,300年前、修験道の開祖・役小角によって開かれたと伝えられています。かつて女人禁制だったこの山には、修行僧たちが厳しい道を登り、森と水の恵みに支えられながら修行しました。山の森は自然のダムとして雨水を蓄え、今も市民に名水を届けています。また、石鎚山の麓一帯には、山の自然とともに歩んできた地域の歴史や人々の営みが感じられる景観が広がっています。

西条市の暮らしと産業を支える水の恵みは、農産物や魚介類だけでなく、名物グルメにも息づいています。市民に長く愛される西条てっぱんナポリタンも、水なしには語れません。熱々の鉄板の上でジュージューと音を立てるナポリタンは、まちの水と暮らしが生んだ味です。

そして、西条市の文化を象徴する『西条まつり』。祭りのフィナーレ『川入り』では、豪快に水しぶきをあげながら『だんじり』が川を渡り、担夫（かきふ）の気迫と、見物人の大きな歓声が街いっぱいに溢れます。祭りの熱気と水の豊かさが交わる光景は、西条市ならではの魅力を感じさせてくれます。

山を仰ぎ、湧き水を眺め、瀬戸内海を臨む——そんな日常がここにはあります。

自然と歴史、暮らしがほどよく混ざった西条市は、移住先としても人気です。

さあ、水の音に耳をすませ、西条てっぱんナポリタンの香りに誘われながら、西条市を歩いてみませんか。山と水が育んだ日常の美しさに、きっと心がほどけるはずです。



令和7年度 西条秋まつり写真コンテスト大賞作品  
『川入り渡御』 森口 昭十四



西条市ホームページ

※アカデミアでは、「広報の効果的実践」研修の修了生や自治体の広報担当者を対象に、キラリと光るふるさと自慢のフォトスナップを、表紙の写真として募集しています。詳しくは市町村アカデミー調査研究部043-276-3127までお問い合わせください。

# Makuhari's Memory

## 講師の先生方と仲間から刺激を受けた5日間

研修で一緒になった他自治体の職員が語ったこの言葉が、私の心に深く響きました。DXとは、デジタルツールを導入することではありません。人と人、地域と行政、過去と未来、様々な「アナログ」な要素を紡ぎ、新たな価値を生み出す糸であると私は理解しました。

今回の研修では、DX推進のための様々な考え方を数多く学びました。しかし、その根底には常に「人」の存在がありました。デジタルツールは、あくまで人と人とのコミュニケーションを円滑にし、アイデアや知識を共有するための手段にすぎないということです。

重要なのは、ツールを使いこなす「人」の意識改革です。DX推進は、一部の専門家やリーダーだけで成し遂げられるものではありません。職員や住民の一人ひとりが、問題に対して理解を深め、積極的に解決しようとする意識を持つことが不可欠だと感じました。

同時に、DX推進は、地域社会の課題

解決という明確な目的意識を持って進めるべきです。効率化やコスト削減だけを追求するのではなく、住民の生活の質向上、地域経済の活性化など、具体的な目標を設定し、そこから逆算して必要なツールやシステムを導入していく必要があるということです。

代表幹事として、今回の研修で得た知識や経験を活かし、地域社会に貢献できる施策を立案できる人材になりたいと思いました。職員や住民の声を丁寧に聞き取り、それぞれのニーズに合った仕組みに変革していく。そして、DXを「人と人とのつながりを紡ぐ新たな糸」として捉え、地域社会全体の活性化に貢献していきたいと思います。



### 内田 智之

埼玉県ふじみ野市  
総合政策部情報・統計課デジタル推進係長  
〈受講研修科目〉  
行政のデジタル化の推進～業務担当部局の業務改革（DX）～  
第39期第1組（令和7年度）

## 現場を見つめ直し、仲間に出会い、前向きになれた5日間

令和8年1月に市町村アカデミーで開催された「児童虐待防止対策」研修を受講しました。私は日頃から、虐待防止対策は事後対応だけでなく未然に防止することが重要だと考えており、この研修の内容は自分の問題意識にとっても合うものでした。日々の業務では目の前の対応に追われがちですが、この研修では制度や法律、援助やアセスメントについて学ぶとともに、「本当

に子どもの命を守れる体制になっているか」という問いを何度も投げかけられ、自身の業務を振り返る機会となりました。

講義では、市町村の役割の大きさや多機関連携の重要性を改めて実感しました。特に、児童福祉法第25条の3では、要保護児童対策地域協議会が関係機関に資料や情報の提供を求めることができると定められてい

# Makuhari's Memory

ることを学び、法律の知識を持ち、それを現場で生かすことの大切さを感じました。死亡事例の検討では、医療機関への照会が断られた後、「法律の趣旨を踏まえて調査の目的を伝えていれば情報提供は可能だった」との振り返りが紹介され、法律の理解が

子どもの安全に直結することを実感しました。

また、課題演習や受講生同士の交流を通して、全国で同じ思いを持ちながら子ども支援に取り組む仲間がいることを知り、大きな支えを得たように感じまし

た。研修で得た学びとつながりを力に、これからの業務にも前向きな気持ちで取り組んでいきたいと思いません。



## 小林 一郎

兵庫県尼崎市  
こども青少年局子どもの育ち支援センター北部こども家庭支援担当事務員  
〈受講研修科目〉  
児童虐待防止対策  
第39期第1組（令和7年度）

## また参加したい、とても楽しく学びのある5日間でした!

令和8年1月26日（月）～30日（金）の期間、千葉県千葉市の市町村アカデミーにて「文化芸術の活用による地域社会の活力の創造」研修を受講しました。

講義内容はサントリー地域文化賞の成功事例を、短い動画で次々紹介する視覚的に分かりやすい内容でしたり、熊本県津奈木町や兵庫県豊岡市など、人口規模に頼らない自治体の成功事例とその手法の紹介、東京都渋谷区のBunkamuraなど、大都市地域の文化芸術活動の取組、また、全ての自治体に共通する人口減少対策を踏まえた文化芸術活動の活用手法の紹介など、講義内容がバランスよく構成されていました。

研修担当の前田先生と鈴木先生が時間をかけ、全国各地から講師の先生方を選定したとのことで、5日間と限られた日程で、多くを学ぶことができ、前田先生、鈴木先生、講師の先生方に深く感謝致します。

また、研修後は、夜間ホールにて全国各地の研修生と交流を行い、体育館でバレーボールなどを楽しんだのはいい思い

出です。

また今回、全体のまとめ役として代表幹事に任命され、当初務まるか不安でしたが、皆さま協力的で、無事最終日まで務めることができ貴重な体験ができました。

市町村アカデミー研修を終え、研修3日目の小島先生の講義で「担当外の業務は肥やしになる。知識があればある方がいい。他の部署に異動した際に役立つ」と仰っていました。

本研修で得た知識や考え方も、今の部署や他部署に異動した際にも必ず役に立つと思います。今後も機会がありましたら、市町村アカデミーに参加したいと思います。5日間ありがとうございました。



## 中島 建

沖縄県沖縄市  
商工振興課主任主事  
〈受講研修科目〉  
文化芸術の活用による地域社会の活力の創造  
第39期第1組（令和7年度）

## 「巡回アカデミー」（愛知県研修） の実施について

市町村アカデミーでは、平成27年度より「巡回アカデミー」事業として、全国各地域に赴き、各都道府県の広域研修機関と連携して高度で専門的なカリキュラムを短期研修として提供しています。

巡回アカデミーは、毎年度2回実施しており、今回は、10月に開催した長崎県に続いて12月に愛知県（公益財団法人愛知県市町村振興協会研修センターと共催）において、「今と未来の少子化対策・子育て支援」のテーマで実施（下記概要のとおり）しました。

### 【概要】

日程：令和7年12月16日（火）から18日（木）までの3日間

会場：愛知県自治研修所（名古屋市）

《1日目（12月16日）》

- 開講式
- 講義「総域的な少子化対策の推進（講義）」  
松田 茂樹氏（中京大学現代社会学部教授）
- 講義「子育てと地域コミュニティ（講義・演習）」  
奥山 千鶴子氏（NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長）

《2日目（12月17日）》

- 講義「少子化をめぐる現状と子ども・子育て政策（講義）」  
小川 保彦氏（子ども家庭庁長官官房少子化対策室参事官補佐）
- 講義「未婚化から見る統計データに基づく有意性の高い少子化対策（講義・演習）」  
天野 馨南子氏（（株）ニッセイ基礎研究所生活研究部人口動態シニアリサーチャー）
- 講義「子育て支援の政策的位置づけ（講義・演習）」  
神原 智子氏（恵泉女学園大学客員教授）

《3日目（12月18日）》

- 「課題演習（討議・発表・講評）」  
神原 智子氏（恵泉女学園大学客員教授）
- 閉講式



愛知県自治研修所外観



講義の様子



演習の様子



発表の様子

今回の研修では、千葉幕張での市町村アカデミーの研修にご出講いただいている講師陣にご登壇いただき、それぞれの分野での最新動向から、愛知県内の少子化に関するデータ分析のお話まで、幅広くご講義いただき、受講者の方々からは大変ご好評をいただきました。また、「課題演習（討議・発表・講評）」では、班別での討議により他団体の職員と意見を交わすことで市町村アカデミーの研修の醍醐味ともいえる「横のつながり」を作ることができたという声も多数いただきました。

ぜひとも次回は、千葉幕張の市町村アカデミーでの研修にもご参加いただき、全国の市町村職員とネットワークを作っていただければ幸いです。



修了証書授与

# JAMP information

## 令和8年度 研修一覧

### 1 専門実務課程（対象者：中堅職員以上）

㊦：新設科目

研修科目		回数	定員 (人)	研修期間 (4月～12月：令和8年、 1月～3月：令和9年)	日数
管理職	管理職のためのマネジメント講座	2	70	① 10月13日(火)～10月15日(木)	3
			70	② 11月16日(月)～11月18日(水)	3
	管理職の必須知識講座	1	50	7月6日(月)～7月8日(水)	3
総務	住民行政サービスの推進 ～よりよい窓口を目指して	1	60	2月15日(月)～2月19日(金)	5
	広報の効果的実践	2	50	① 6月1日(月)～6月9日(火)	9
			50	② 2月1日(月)～2月9日(火)	9
	情報公開と個人情報保護	1	60	5月25日(月)～5月29日(金)	5
㊦ 秘書業務の基礎と実務	1	40	7月6日(月)～7月8日(水)	3	
法務	法令実務A（基礎） ＜JIAM共通実施科目＞	3	70	① 5月18日(月)～5月22日(金)	5
			70	② 6月29日(月)～7月3日(金)	5
			70	③ 10月5日(月)～10月9日(金)	5
法令実務B（応用） ＜JIAM共通実施科目＞	1	50	8月18日(火)～8月28日(金)	11	
	訴訟と行政不服審査の実務	1	50	12月7日(月)～12月11日(金)	5
人事・人材育成	組織のリスクマネジメント	1	40	9月16日(水)～9月18日(金)	3
	新時代における地方公務員の人材育成・確保	1	40	10月26日(月)～10月30日(金)	5
	人事評価制度の改善と活用	1	40	7月13日(月)～7月17日(金)	5
	管理職を目指すステップアップ講座	1	50	6月29日(月)～7月3日(金)	5
	職場のリーダー養成講座	1	60	3月1日(月)～3月5日(金)	5
	職員研修の企画と実践	1	40	7月27日(月)～8月4日(火)	9
	㊦ 地方自治体における人材確保 ～シニア人材の有効活用	1	40	11月16日(月)～11月18日(水)	3
政策企画	ナッジ等を活用した政策イノベーション	1	50	9月7日(月)～9月11日(金)	5
	政策企画	1	50	7月27日(月)～7月31日(金)	5
	政策の最先端	1	50	11月24日(火)～11月26日(木)	3
	事業推進のためのデータ活用	1	50	12月7日(月)～12月11日(金)	5
デジタル化	業務改革（DX）のための基礎知識講座	2	50	① 7月6日(月)～7月8日(水)	3
			50	② 10月13日(火)～10月15日(木)	3
	業務改革（DX）のためのデジタルツール活用実践講座	1	50	2月24日(水)～2月26日(金)	3
	行政のデジタル化の推進 ～業務担当部局の業務改革（DX）～	1	50	1月18日(月)～1月22日(金)	5
	DX推進リーダー育成セミナー ＜総務省と共催＞	1	50	3月1日(月)～3月5日(金)	5
	ICTによる情報政策 ＜地方公共団体情報システム機構と共催＞	2	50	① 8月31日(月)～9月4日(金)	5
50			② 11月9日(月)～11月13日(金)	5	
	教育現場のDX	1	40	11月30日(月)～12月4日(金)	5

# JAMP information

研修科目		回数	定員 (人)	研修期間 (4月～12月：令和8年、 1月～3月：令和9年)	日数
財務・ 税務	自治体財政運営講座	1	80	8月20日(木)～8月28日(金)	9
	地方公会計制度 ＜総務省と共催＞	1	50	7月13日(月)～7月17日(金)	5
	資金調達・運用・財政分析の集中講座 ＜地方公共団体金融機構と共催＞	1	50	9月16日(水)～9月18日(金)	3
	住民税課税事務 ＜JIAM共通実施科目＞	3	100	① 8月20日(木)～8月28日(金)	9
			100	② 9月28日(月)～10月6日(火)	9
			100	③ 11月9日(月)～11月17日(火)	9
	固定資産税課税事務(土地) ＜JIAM共通実施科目＞	1	100	7月27日(月)～8月4日(火)	9
	固定資産税課税事務(家屋) ＜JIAM共通実施科目＞	2	100	① 6月1日(月)～6月11日(木)	11
			100	② 10月19日(月)～10月29日(木)	11
	市町村税徴収事務 ＜JIAM共通実施科目＞	3	100	① 8月31日(月)～9月10日(木)	11
			100	② 11月24日(火)～12月4日(木)	11
			100	③ 1月25日(月)～2月4日(木)	11
使用料等の債権回収 ＜JIAM共通実施科目＞	1	50	12月7日(月)～12月11日(金)	5	
契約実務	1	50	6月22日(月)～6月26日(金)	5	
上下水道事業の経営管理	1	70	9月7日(月)～9月11日(金)	5	
医療経営人材養成セミナー ＜総務省と共催＞	1	40	2月25日(木)～2月26日(金)	2	
公共施設の総合管理	1	60	6月15日(月)～6月19日(金)	5	
福祉	高齢者福祉の推進	1	40	9月28日(月)～10月2日(金)	5
	障がい者福祉の推進	1	40	2月15日(月)～2月19日(金)	5
	生活保護と自立支援対策	2	70	① 10月5日(月)～10月9日(金)	5
			70	② 11月9日(月)～11月13日(金)	5
	子育て支援の推進	1	60	10月13日(火)～10月15日(木)	3
	児童虐待対策	1	60	1月18日(月)～1月22日(金)	5
	㊦ ひとり親家庭等相談支援に悩む職員・相談員向け講座	1	40	11月24日(火)～11月26日(木)	3
まちづくり	協働による地域づくり	1	60	6月29日(月)～7月3日(金)	5
	人権を尊重した地域社会の形成	1	40	6月15日(月)～6月19日(金)	5
	人口減少時代の都市計画	1	40	6月22日(月)～6月26日(金)	5
	空き家対策の推進	1	40	5月25日(月)～5月29日(金)	5
	公共交通とまちづくり	1	40	1月18日(月)～1月22日(金)	5
	全国地域づくり人材塾 ＜総務省と共催＞	1	60	9月16日(水)～9月18日(金)	3
	地域おこし協力隊員及び集落支援員の初任者研修会 ＜総務省と共催＞	1	180	5月11日(月)～5月13日(水)	3
経済・ 観光	地域産業の振興	1	40	11月30日(月)～12月4日(金)	5
	DX時代の農業戦略 ～データ農業と地域ブランド～	1	40	1月25日(月)～1月29日(金)	5
	観光戦略の実践	1	60	2月15日(月)～2月19日(金)	5

# JAMP information

研修科目		回数	定員 (人)	研修期間 (4月～12月：令和8年、 1月～3月：令和9年)	日数
環境	持続可能な地域づくりと環境保全	1	50	9月28日(月)～9月30日(水)	3
	廃棄物の処理とリサイクルの推進	1	60	8月31日(月)～9月4日(金)	5
スポーツ・文化	スポーツ行政の推進	1	40	3月1日(月)～3月5日(金)	5
	文化芸術の活用による地域社会の活力の創造	1	40	1月25日(月)～1月29日(金)	5
危機管理・防災	災害に強い地域づくりと危機管理 ①～出水期前の対応 ②～防災と復興	2	70	① 5月25日(月)～5月29日(金)	5
			70	② 2月1日(月)～2月9日(火)	9
行政委員会等	選挙事務	1	70	10月19日(月)～10月27日(火)	9
	監査事務	1	80	5月14日(水)～5月22日(金)	9
	議会事務	2	70	① 7月13日(月)～7月17日(金)	5
70			② 10月19日(月)～10月23日(金)	5	
小 計		76	4,610		

## 2 特別課程（対象者：市町村長、副市町村長、市町村議会議員、監査委員等）

研修科目		回数	定員 (人)	研修期間 (4月～12月：令和7年、 1月～3月：令和8年)	日数
市町村長	市町村長特別セミナー <①は（一財）地域創造と共催>	2	80	① 4月23日(水)～4月24日(金)	2
			80	② 7月23日(水)～7月24日(金)	2
	市町村長特別セミナー ～自治体経営の課題～・地域経営塾 <総務省と共催>	1	80	1月14日(水)～1月15日(金)	2
市町村議会議員	市町村議会議員特別セミナー	3	120	① 4月20日(月)～4月21日(火)	2
			120	② 11月4日(水)～11月5日(木)	2
			120	③ 1月7日(水)～1月8日(金)	2
委員	監査委員特別セミナー	1	100	4月15日(水)～4月16日(木)	2
管理職	管理職特別セミナー <市町村長特別セミナーに参加>	2	30	① 4月23日(水)～4月24日(金)	2
			30	② 7月23日(水)～7月24日(金)	2
	管理職特別セミナー ～自治体経営の課題～ <市町村長特別セミナーに参加>	1	30	1月14日(水)～1月15日(金)	2
小 計		10	790		

## 3 巡回アカデミー

研修科目		回数	定員 (人)	研修期間 (4月～12月：令和8年、 1月～3月：令和9年)	日数
巡回アカデミー		2	50	9月3日(水)～9月4日(金)	2
			50	11月11日(水)～11月13日(金)	3
小 計		2	100		

3体系合計	88	5,500
-------	----	-------

※ 研修の日程等は、都合により変更となる場合があります。ホームページで最新の情報をお知らせしますので、その情報をご確認ください。

また、上記以外にも必要に応じて、新たに研修を追加、実施する場合があります。

# JAMP information

## 研修実施状況（令和7年度）

（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

課程	研修科目名	日数	回数	修了者数	課程	研修科目名	日数	回数	修了者数	
専門実務課程	管理職のためのリーダーシップ・マネジメント講座	3	2	120	専門実務課程	高齢者福祉の推進	5	1	35	
	管理職の必須知識講座	3	1	54		地域保健と住民の健康増進	3	1	55	
	住民行政事務能力の向上	5	1	53		障がい者福祉の推進	5	1	26	
	広報の効果的実践	9	2	112		生活保護と自立支援対策	5	2	100	
	情報公開と個人情報保護	9	1	50		子育て支援の推進	5	1	54	
	法令実務A（基礎）	5	3	170		児童虐待防止対策	5	1	55	
	法令実務B（応用）	11	2	77		人権を尊重した地域社会の形成	5	1	14	
	訴訟と行政不服審査の実務	5	1	46		人口減少時代の都市計画	5	1	35	
	組織のリスクマネジメント	3	1	50		空き家対策の推進	5	1	31	
	新時代における地方公務員の人材育成・確保	5	1	28		公共交通とまちづくり	5	1	38	
	人事評価制度の運用改善と活用	5	1	24		全国地域づくり人材塾	3	1	38	
	管理職を目指すステップアップ講座	5	1	47		地域おこし協力隊員及び集落支援員の初任者研修会	3	1	150	
	職場のリーダー養成講座	5	1	64		地域産業の振興	5	1	40	
	職員研修の企画と実践	9	1	31		DX時代の農業戦略～データ農業と地域ブランド～	5	1	25	
	ナッジ等を活用した政策イノベーション	5	1	26		観光戦略の実践	5	1	56	
	政策企画	9	1	29		持続可能な地域づくりと環境保全	5	1	33	
	政策の最先端	3	1	47		廃棄物の処理とリサイクルの推進	5	1	60	
	事業推進のためのデータ活用	5	1	46		スポーツ行政の推進	5	1	38	
	業務改革（DX）のための基礎知識講座	3	2	150		文化芸術の活用による地域社会の活力の創造	5	1	37	
	業務改革（DX）のためのデジタルツール活用実践講座	3	1	78		災害に強い地域づくりと危機管理	5	1	38	
	行政のデジタル化の推進～所管課の業務改革（DX）～	5	1	48			選挙事務	9	1	84
	教育現場のDX	5	1	31		監査事務	9	1	29	
	ICTによる情報政策	5	2	47		議会事務	9	1	54	
	DX推進リーダー育成セミナー	5	1	30		特別課程 計	5	2	131	
	自治体財政運営講座	9	1	61			74	3,879		
	地方公会計制度	5	1	44		特別課程	市町村長特別セミナー	2	2	99
	資金調達・運用・財政分析の集中講座	3	1	52			市町村長特別セミナー～自治体経営の課題～・地域経営塾	2	1	56
	住民税課税事務	11	3	221			市町村議会議員特別セミナー	2	3	359
	固定資産税課税事務（土地）	9	1	95			監査委員特別セミナー	2	1	120
	固定資産税課税事務（家屋）	11	1	101			管理職特別セミナー	2	2	42
	市町村税徴収事務	11	3	261			管理職特別セミナー～自治体経営の課題～	2	1	33
	使用料等の債権回収	5	1	50		特別課程 計	10	709		
	契約実務	5	1	67		巡回アカデミー	長崎県巡回アカデミー	3	1	20
上下水道事業の経営管理	5	1	47	愛知県巡回アカデミー	3		1	24		
医療経営人材養成セミナー	2	1	42	巡回アカデミー 計	2		44			
公共施設の総合管理	5	1	65	令和7年度 修了者・受講者数		4,632人				

## 市町村アカデミーからのお知らせ

—令和8年度 第3回から第5回までの研修申込について—

### ◇第3回から第5回分の申込みに係る注意点

申込期限の研修申込時点において、人事異動等の関係で受講者の氏名を確定できない場合は次のように対応してください。

- ① 市町村アカデミーWEBポータル「受講職員」入力画面において、「氏名」の横にある「未定」にチェックを入れる。
- ② ア 申込期限までに氏名が確定した場合  
WEBポータルにおいて申込情報を修正する。
- イ 申込期限後に氏名が確定した場合  
WEBポータルにおいて申込情報を修正できないため、市町村アカデミー研修部に氏名確定の連絡をする。

令和6年10月29日から研修申込方法が市町村アカデミーWEBポータルへ変更になりました。お申込には所属ごとのアカウント作成が必要になります。

### ◆第3回分 申込期限：5月7日（木）

実施時期	研修科目名 ・ 組
6月22日（月）～6月26日（金）	【専】 契約実務 【専】 人口減少時代の都市計画
6月29日（月）～7月3日（金）	【専】 法令実務A（基礎）② 【専】 管理職を目指すステップアップ講座 【専】 住民協働による地域づくり
7月6日（月）～7月8日（水）	【専】 管理職の必須知識講座 *在職1～2年目の管理職（所属長相当職）対象 今後、管理職として活躍が期待される課長補佐等の職員も受講可能 【専】 業務改革（DX）のための基礎知識講座① 【専】 秘書業務の基礎と実務 <新設>
7月13日（月）～7月17日（金）	【専】 人事評価制度の改善と活用 【専】 地方公会計制度 【専】 議会事務①
7月23日（木）～7月24日（金）	【特】 市町村長特別セミナー② 【特】 管理職特別セミナー②
7月27日（月）～7月31日（金）	【専】 政策企画
7月27日（月）～8月4日（火）	【専】 職員研修の企画と実践 【専】 固定資産税課税事務（土地）

### ◆第4回分 申込期限：6月2日（火）

実施時期	研修科目名 ・ 組
8月18日（火）～8月28日（金）	【専】 法令実務B（応用）①
8月20日（木）～8月28日（金）	【専】 住民税課税事務① 【専】 自治体財政運営講座
8月31日（月）～9月10日（木）	【専】 市町村税徴収事務①
8月31日（月）～9月4日（金）	【専】 ICTによる情報政策① 【専】 廃棄物の処理とリサイクルの推進
9月7日（月）～9月11日（金）	【専】 上下水道事業の経営管理 【専】 ナッジ等を活用した政策イノベーション

### ◆第5回分 申込期限：7月1日（水）

実施時期	研修科目名 ・ 組
9月16日（水）～9月18日（金）	【専】 組織のリスクマネジメント 【専】 資金調達・運用・財政分析の集中講座 【専】 全国地域づくり人財塾
9月28日（月）～10月6日（火）	【専】 住民税課税事務②
9月28日（月）～10月2日（金）	【専】 高齢者福祉の推進
9月28日（月）～9月30日（水）	【専】 持続可能な地域づくりと環境保全
10月5日（月）～10月9日（金）	【専】 法令実務A（基礎）③ 【専】 生活保護と自立支援対策①

※【専】：専門実務課程（対象者：中堅職員以上）

※【特】：特別課程（対象者：市町村長、副市町村長、市町村議会議員、監査委員等）

※ 各科目の詳細（課目及び講師等）については、ホームページ（<https://www.jamp.gr.jp>）でご確認ください。

＜申込先＞ 市町村アカデミー ホームページ  
＜問合先＞ 研修部 電話 043(276)3126



## アカデミアの ほっと一息



～教授室だより～

### ■横須賀から幕張へ

「まさか」の人事異動で、1年前に横須賀市から派遣で市町村アカデミーにお世話になることになりました。

57歳で初めての一人暮らしと単身赴任、横須賀以外に住んだことが無いので、幕張での暮らしには不安一杯でしたが、最近では落花生も上手に茹でられるようになり、少し慣れてきたかな？と感じています。

### ■ラグビーに出会い

実家近くに運動公園があり、小1の時に市ラグビー協会が行うラグビースクールに入りました。中学で身長が伸びず、高校卒業後はラグビーを続けるつもりはありませんでしたが、結局、大学まで体育会ラグビー部。強豪でも名門でもないラグビー部ですが、今でも気の置けない同期との付き合いは続いています。

入庁後、市役所の先輩達が同スクールでボランティア指導員をしていたため、断る選択肢はなく、気が付けば26年経っていました。

主に中学生の監督をしていましたが、子ども達の頑張りや、神奈川県チャンピオンになり、東日本大会にも3回出場させてもらいました。OB、OGが強豪の高校、大学、社会人で活躍してくれていることは、嬉しい限りです。

### ■市役所の管理職になり

ラグビーの指導者経験が、仕事の上では非常に役に立っています。

初めの頃は大きな声で怒鳴ってばかり。怒ることでチームが強くなると思っていました。

どうすれば、チームが強くなれるかを考えるにつれ、変化していきました。結局、怒られるより褒められた方が、中学生は強くなっていきました。

仕事でも管理職になり、同じように部下と接しています。甘やかすつもりはありませんが、怒鳴られ、怒られて「頑張ろう」と思う人は、ほばいないでしょう。嫌な職場であれば、別の役所や仕事はいくらでもある時代ですから。

「あの時仕事は辛かったけど、あの上司だったから頑張れたよな」と思い返すことがあります。その上司と同じようにはできないかもしれませんが、自分の部署が一つのチームのようになって、やりがいを感じて頑張れる職場にしたいな、と常に考えています。

### ■現在の趣味

現在はラグビーを離れ、自分磨きのためゴルフに夢中です。始めてまだ4年ですが、早く70台に突入できるよう日々、我流で自分をコーチングしています。

また、車が好きなので中古車で面白そうな車を探し、様々な車乗り継いできました。父親も車好きだったので、遺伝かもしれません。

特に、古い車に惹かれてしまうのです。子どもが生まれた時に1974年式のワーゲンバスを購入しましたが、エアコンが無いため夏は灼熱の車内、家族から不評で数年で泣く泣く手放すために、エンジン音と振動が無い最近の車は、どうも苦手です。

### ■横須賀でおすすめの場所（私的な理由も含め）

#### 横須賀美術館

東京湾が目の前。天気良ければ房総半島はすぐ近く。日本初の洋式灯台となった観音崎灯台まで歩いて行けます。浦賀水道を行き交うカラフルで様々な船を見ているだけでも飽きません。

建築界で最も栄誉あるプリツカー賞を受賞した山本理顕さん設計の全面ガラス張りの建物は圧巻です。

個人的な話で恐縮ですが、初代館長は私の伯父（父の兄）で島田章三（故人）という洋画家。文化功労者、愛知県立芸術大学学長などを務め、大学の教え子には、世界的に活躍している画家の奈良美智さんがいます。

伯父の絵も常時数点展示されているので、ぜひご覧ください。

#### もう一か所は、平和中央公園

京浜急行線の横須賀中央駅から徒歩10分ほど坂を上り、小高い丘の上に位置します。

横須賀は坂と階段とトンネルのまちです。頑張って登りましょう。

ここも高台からの絶景で、東京湾一望。晴れた日には横浜・東京のビル群や東京スカイツリー、房総半島が一望。

今年の元日に海浜幕張の高層ビル群を探しましたが、残念ながら発見できず。

この公園の中に歌碑があり「横須賀の丘に吹く風いちにんのいのちの重み世界に告げよ」と刻まれています。

またまた個人的な話で恐縮ですが、この短歌の作者は、同じく伯父（父の兄）で島田修二（故人）という宮中歌会始選者などを務めた歌人です。

市役所の若手職員だった頃、先の洋画家の伯父に「横須賀らしい海や船の絵をもっと描いてよ」とお願いしたことがあります。

昭和8年生まれ伯父は、「横須賀の色は、子どもの頃の目に焼き付いている軍艦の『灰色』だから、良い色がイメージできないんだ」と胸の内を明かしてくれました。

タレントのタモリさんは、現在を「新しい戦前」と表現しました。

我が子や孫やそのまた次の世代の人々が、自由に明るくカラフルに生きていけることができるのだろうか？と感じる日々です。

平和中央公園で、「現在」、「過去」、「未来」を考えるのはいかがでしょうか。



平和中央公園からの東京湾と猿島。右奥は富津・君津のコンビナート（令和8年1月1日筆者撮影）

調査研究部  
研究主幹  
島田 圭

# 地方公共団体の 経営・財務マネジメント強化事業の 実施状況について

地方公共団体金融機構地方支援部支援企画課 主事 竹澤 晃

## 1 はじめに

地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）では、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、「地方の政策ニーズへの積極的な対応」等の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行することとしています。地方支援業務については、地方公共団体の財政運営について「良き相談相手」となることを目指し、各種の取組を進めることとしており、「調査研究」、「人材育成・実務支援」、「情報発信」の3つの業務をサービスの柱と位置付け、充実・強化を図っています。

令和3年度に総務省との共同事業として創設した「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」（以下「本事業」という。）については、特に近年、その利用が急増しており、令和6年度以降、地方公共団体からの申請件数も年間1,000件を越えるなど、多くの団体に御活用いただいています。令和8年度においても引き続き事業を実施するとともに、支援内容の拡充・見直しを通じて地方公共団体のニーズに的確に対応していくこととしております。

本稿では、本事業の仕組み、令和7年度の派遣実績、令和8年度の支援内容の拡充等について御紹介いたします。

## 2 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業について

### (1) 事業の仕組み

本事業においては、地方公共団体に対し、以下のⅠに掲げる支援分野に係る課題に対応する専門的な知識を有する人材（地方公共団体等の職員又は退職者、公認会計士、医師、学識経験者、経営コンサルタント等。以下「アドバイザー」という。）を、Ⅱに掲げる方法により派遣しています（資料）。

なお、アドバイザーの派遣に係る費用（謝金及び旅費）は、機構が負担しますので、団体の負担はなく、予算計上の必要もありません。

#### Ⅰ 【アドバイザーを派遣する支援分野】

- 公営企業・第三セクター等の経営改革に関する  
こと
- 公営企業会計の適用に関すること
- 地方公会計の整備・活用に関すること
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行（公共施設マネジメント）に関すること
- 地方公共団体のDXに関すること
- 地方公共団体のGXに関すること
- 地方公共団体間の広域連携に関すること
- 地方税務行政のDX等に関すること
- 地方創生の取組に関すること
- 首長・管理者向けトップセミナー（啓発・研修事業に限る。）

## II 【支援の方法】

### ①課題対応アドバイス事業

地方公共団体が、Iに掲げる支援分野について、財政運営・経営の改善等に向けたアドバイスを必要とする場合にアドバイザーを派遣

### ②啓発・研修事業

都道府県が、上記Iに掲げる支援分野について都道府県内の市区町村、公営企業及び第三セクター等に対する研修会・相談会を開催する場合に、当該研修会・相談会の講師として、アドバイザーを派遣

※より詳しい事業の内容や手続については、以下の「地方公共団体の経営財務マネジメント強化事業」専用ページを御覧ください。

(URL: <https://www.jfm.go.jp/support/development/keieizaimu.html>)

## (2) 令和7年度の派遣状況

令和7年度は、第1次募集(令和6年2月28日～3月31日)、第2次募集(令和6年4月1日～6月30日)、第3次募集(令和6年7月1日～9月30日)及び第4次募集(令和6年10月1日～令和7年2月27日)の年4回に分けて切れ目なく募集を行いました。

令和7年12月末時点における申請件数は全体で1,399件となっています。支援の方法別では、課題対応アドバイス事業が1,216件、課題達成支援事業が52件、啓発・研修事業(首長・管理者向けトップセミナー含む。)が131件となっています。

アドバイザー派遣回数は全体で約5,530回となっています。支援分野の拡充などの見直しにより地方公共団体において幅広く対応可能となったことで、より多くの団体に御活用いただけたのではないかと考えています。

## ○資料

### 令和8年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」 ～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
  - しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業の経営改革やストックマネジメント等の取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ
- ➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

#### 事業のポイント

- ① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択
- ② アドバイザーの派遣経費(謝金、旅費)は、地方公共団体金融機構が負担し(団体の負担なし)、直接支払う

#### 事業概要

##### (1) 支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
  - ・ DX・GXの取組
  - ・ 経営戦略の改定・経営改善
  - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
  - ・ 上下水道の広域化等
  - ・ 第三セクター等の経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
- 地方公共団体のDX(消防防災DXを含む)
- 地方公共団体のGX
- 地方公共団体間の広域連携
- 地方税務行政のDX等
- 地方創生の取組
- 首長・管理者向けトップセミナー

##### (2) 支援の方法

個別の地方公共団体に派遣

課題対応アドバイス事業

上記の支援分野について、アドバイスを必要とする団体の要請に応じて派遣

都道府県に派遣

啓発・研修事業

都道府県が市区町村等に対する研修会・相談会を開催する場合に、講師として派遣

### (3) 令和8年度の支援内容の拡充等

令和8年度は、支援分野「地方公共団体のDX」について、現場のニーズ等を踏まえ、取組分野に「AI（生成AI含む）・RPAの利活用の推進」を明記し、事業のさらなる充実に向けて取り組んでまいります。また、事業創設時より支援方法の1つであった課題達成支援事業について、各分野における要請が一段落したことから、来年度より廃止することといたします。もっとも、事業の対象となっていた団体におかれましては、引き続き課題対応アドバイス事業への申請が可能ですので、課題解決へ向け、今後とも同事業を積極的に御活用いただくようお願いいたします。

加えて、初めて本事業を活用する団体から、「アドバイザーリストには非常に多くの方が掲載されているが、どのアドバイザーを選ばいいかわからない」との声が多く寄せられていることを踏まえ、団体が実情や要望に合ったアドバイザーを選択できるように、マッチングの仕組みの導入を目指します。

また、派遣回数の上限を5回から10回に引き上げるとともに、申請期間については令和8年3月～令和9年1月末とし、Webシステムを活用して切れ目なく申請を受け付けます。年4回の支援決定前に派遣実施を希望する団体には、支援決定内示による派遣も可能としております（後日正式に支援決定）。

ただし、年度内最後の派遣については、令和9年2月末日までに実施していただくこととなっておりますので御留意ください。

## 3 おわりに

本事業は、事務的な面でも地方公共団体にとって活用しやすいものとなるよう、アドバイザーに対する謝金・旅費を機構が負担することとしており、団体側で予算措置を行う必要がなく、必要な時に専門家からアドバイスを受けることができる事業となっています。そのため、本事業創設以来、既に全国の地方公共団体の約7割に御活用いただいております。

機構では、今後とも地方公共団体における現場の声を幅広く聴きながら、機構ならではの強みを活かして各種の事業を実施してまいります。地方公共団体の皆様におかれましては、今回御紹介した「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」をはじめとする地方支援業務を、積極的かつお気軽に御活用いただくとともに、各団体内の全ての関係各所において本事業への理解促進が図られますよう、周知等に御協力いただければ幸いです。

#### <お問合せ先>

地方公共団体金融機構 地方支援部  
TEL：03-3539-2676  
FAX：03-3539-2618  
E-mail：chihoushien@jfm.go.jp

#### <機構ホームページ>

<https://www.jfm.go.jp/>  
(地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業)  
<https://www.jfm.go.jp/support/development/keieizaimu.html>

#### ○令和8年度のスケジュール（案）

申請期間	支援決定*
令和8年3月～令和9年1月末	4月、7月、10月、2月

\*支援決定前であっても随時内示を行い、派遣実施できるよう柔軟に対応しています。

## 地方財政や金融に関する研修・セミナーを実施します！

自治体運営の参考として、地方財政や金融に関する各種の研修・セミナーを実施しています。基礎から専門的な知識の習得、最新の動向の把握など、ニーズに応じてぜひ積極的にご活用ください。

### JFM地方財政セミナー・JFM地方公営企業セミナー

実務担当者の生の声が聞ける！



#### 日帰り

地方財政や地方公営企業に係る関心の高いテーマについて、国における最新の動向や、先進的な取組事例を紹介します。

研修名	開催日	場所	講義プログラム(予定)
JFM地方財政セミナー	令和8年7月30日(木)	東京会場(JA共済ビル)	地方公会計に基づく財務書類等の活用方法や、公共施設等の適正管理といった、地方財政に係る関心の高いテーマなど
JFM地方公営企業セミナー	令和8年7月31日(金)	東京会場(JA共済ビル)	「公営企業のDX・広域化」や「公営企業の経営改善(上下水道)」といった、地方公営企業に係る関心の高いテーマなど

#### 宿泊型

地方公営企業等の担当職員(初任者～中堅職員)を対象としています。

研修名	開催日	場所	講義プログラム(予定)
JFM地方公営企業セミナー	令和8年6月3日(水)～5日(金)	全国市町村国際文化研修所(JIAM:滋賀県)	地方公営企業の基本的な制度の概要及び財務会計制度、経営戦略の改定などについての講義・演習

### 資金調達・資金運用に関する研修

日帰りと宿泊型  
選べる2つの学び方！



#### 日帰り

資金調達や資金運用の基礎を短期間で学びたい職員を対象としています。

研修名	開催日	場所	講義プログラム(予定)
資金調達入門研修	令和8年7月2日(木)	大阪会場(TKPガーデンシティPREMIUM大阪梅田新道)	借入金利の見方、借入金利の分析、銀行等引受債の借入交渉、日本経済の見方、日本銀行の金融政策と金利動向
	令和8年8月20日(木)	東京会場(JA共済ビル)	
資金運用入門研修	令和8年7月3日(金)	大阪会場(TKPガーデンシティPREMIUM大阪梅田新道)	資金運用商品の種類と特徴、資金運用のリスク管理、資金運用の手法、銀行の現状と指定金融機関、日本銀行の金融政策と金利動向
	令和8年8月21日(金)	東京会場(JA共済ビル)	

#### 宿泊型

資金調達と資金運用を基礎から専門的知識までじっくり学びたい職員を対象としています。

研修名	開催日	場所	講義プログラム(予定)
資金調達・運用・財政分析の集中講座	令和8年7月22日(水)～24日(金)	全国市町村国際文化研修所(JIAM:滋賀県)	資金調達入門、資金運用入門、資金調達・運用に関する取組(事例発表)、グループワーク、演習など
	令和8年9月16日(水)～18日(金)	市町村職員中央研修所(JAMP:千葉県)	

- 講師は自治体ファイナンス・アドバイザー(金融の専門知識や実務経験を有する金融機関出身のJFM職員)です。
- 日帰り研修の内容はオンラインでも実施します。【資金調達:令和8年12月2日(水)/資金運用:3日(木)】詳細は地方自治研究機構HPでご確認ください。
- 日帰り研修、宿泊型研修、オンライン研修は一部内容が重複しています。

#### お知らせ

- 最新の情報は機構HPでご確認ください。
- お申し込みは機構HPにて受け付けます。(宿泊型研修はJIAM、JAMPのHP)

地方公共団体金融機構 研修

検索



<https://www.jfm.go.jp/support/development/training/index.html>



#### お問い合わせ先

- ☎ セミナー: 支援企画課: 03-3539-2676
- ☎ 研修: ファイナンス支援課: 03-3539-2677
- ✉ [chihoushien@jfm.go.jp](mailto:chihoushien@jfm.go.jp) (共通)

金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く



地方公共団体金融機構  
Japan Finance Organization for Municipalities



## 機関誌『アカデミア』読者 アンケート

『アカデミア』は、内容の充実に向け、読者の皆様のご意見をお待ちしています。  
市町村アカデミーのHPまたは、2次元バーコードからアンケートにご回答をお願いします。

●『アカデミア』の内容についておたずねします。

**Q1** 関心があった記事のタイトルを挙げてください。

**Q2** 役に立った記事のタイトルを挙げてください。

**Q3** 共感した執筆者、人物がいれば、名前を挙げてください。

●『アカデミア』の今後の企画内容等についてご意見ををお願いします。

**Q4** 取り上げてほしい特集やテーマがあれば、お書きください。

**Q5** 取り上げてほしい人物や執筆者を期待する人物がいれば、お書きください。

**Q6** その他、企画内容についてご意見、ご要望等があれば、お書きください。

※ご回答は、Q1～Q6のうち、一部だけでも歓迎します。

# アカデミア

令和8年春号（第157号）

発行日 令和8年4月1日  
発行所 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）  
〒261-0025 千葉県美浜区浜田1丁目1番地  
電話 043 (276) 3737（代表）  
総務局 電話 043 (276) 3737  
研修部 電話 043 (276) 3126  
調査研究部 電話 043 (276) 3127

ホームページ <https://www.jamp.gr.jp>

制作・印刷 株式会社 ぎょうせい



**市町村アカデミー**  
Japan Academy for Municipal Personnel

〒261-0025 千葉県美浜区浜田1丁目1番地  
TEL / 043-276-3737 (代表)  
URL / <https://www.jamp.gr.jp>

**JAMP Newsletter 配信登録**  
<https://www.jamp.gr.jp/issue/mailmagain/>



●当研修所「市町村職員中央研修所」(通称、「市町村アカデミー」)の英語名の略称 JAMP にちなみ「ジャンプがえる」をシンボルキャラクターとしています。